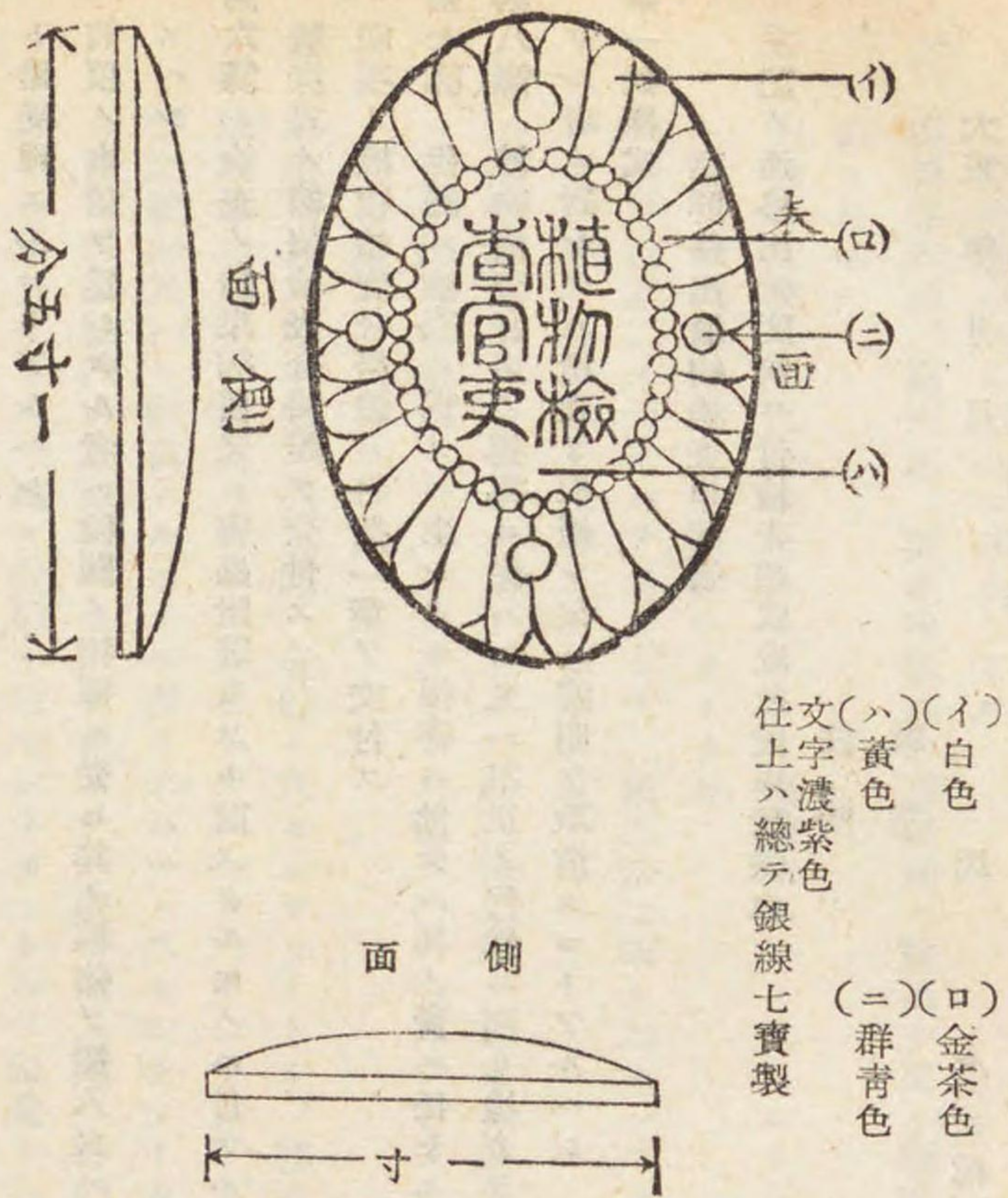


### ●植物検査官吏徽章

(大正三年十月二日)  
農商務省告示第二百七十號

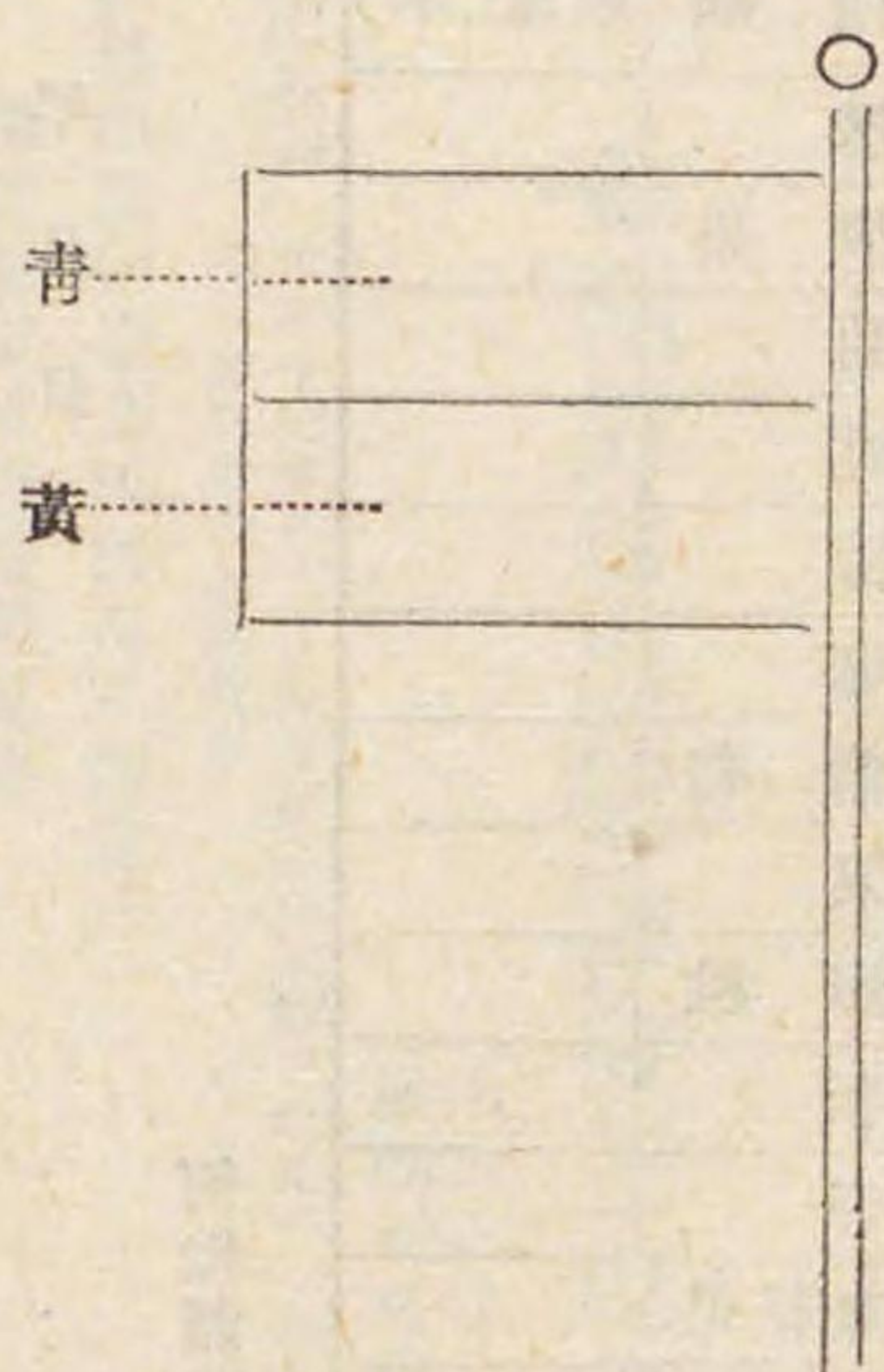
植物検査官吏其ノ職務ヲ行フトキハ左ノ徽章ヲ佩用ス



### ●植物検査官吏ノ乗用スル船舶ノ

旗章 (大正十年八月一日)  
農商務省告示第八十四號

輸出入植物取締ノ爲植物検査官吏ノ乗用スル船舶ニ掲揚スル旗章左圖ノ  
通定ム



### ●製茶取締規則 (昭和十一年六月十二日) 農林省令第六號

【沿革】 昭和十二年九月省令第四〇號同十六年一月農林商工省令第五號、同十七年五月  
商工、農林省令第三號改正

製茶取締規則左ノ通定ム

#### 製茶取締規則

- 第一條 砒素又ハ鉛ヲ含有スル藥劑ニシテ農林大臣ノ指定スルモノハ之ヲ茶樹ニ撒布スルコトヲ得ズ
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル製茶ハ之ヲ販賣ノ目的ヲ以テ製造シ若ハ譲受又ハ賣渡スコトヲ得ズ但シ刑法第十九條第一項第一號又ハ第三號ニ該當セザルモノニシテ地方長官ノ認可ヲ經テ茶素ノ原料ニ供スル爲賣渡シ又ハ譲受クルコトハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 粘質物ヲ用キテ製造シタルモノ (茶粉ト海草類ヨリ製出シタル無害ナル粘質物トヲ以テ製造シタルモノヲ除ク)
- 二 物料ヲ用キテ色澤ヲ附シタルモノ (農林大臣ノ許可ヲ受ケ物料ヲ用キテ色澤ヲ附シタルモノヲ除ク)
- 三 腐敗シタルモノ
- 四 土砂其ノ他ノ不純物料ヲ混シタルモノ
- 第三條 製茶ハ商工大臣ノ定ムル検査標準ニ依リテ行フ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ輸出シ又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 五封度ヲ超エザルモノ
- 二 小包郵便ニ依ルモノ
- 三 商品見本用ノモノ

四 博覽會、展覽會、品評會、共進會等へノ出品用、標本用、學術研究用ノモノ

五 前各號ノ外特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルモノ  
前項ノ検査ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ茶業組合中央會議所ニ於テ之ヲ行フ

第一項ノ検査標準ハ之ヲ告示ス

第四條 第一條及第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五條 第三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

#### 附則

本令ハ昭和十一年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

碾茶(碾上ゲタルモノヲ含ム)及蒸茶ハ當分ノ内第三條第一項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出シ又ハ移出スルコトヲ得

本令施行ノ際既ニ茶業組合中央會議所ノ検査ニ合格シタル製茶ニシテ未ダ輸出セザルモノ又ハ朝鮮、臺灣若ハ南洋群島ニ移出セザルモノハ第三條第一項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ輸出シ又ハ朝鮮、臺灣若ハ南洋群島ニ移出スルコトヲ得

附則 (昭和十六年一月農林、商工省令第五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前農林大臣ノ定ムル検査標準ニ依リテ行フ検査ニ合格シタル製



茶又ハ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル製茶若ハ茶業組合中央會議所ニ對スル農林大臣ノ認可ハ之ヲ本令ニ依ル検査ニ合格シタルモノ又ハ本令ニ依ル許可ヲ受ケタルモノ若ハ本令ニ依ル認可ト看做ス

製茶取締規則ニ依ル検査標準

(昭和十七年五月二十八日 農林省告示第六百二十五號)

製茶取締規則第三條第一項ノ規定ニ依リ検査標準左ノ通定メ昭和十一年六月農林省告示第二百二號ハ之ヲ廢止ス 本告示ハ昭和十七年六月十日ヨリ之ヲ施行ス 左ノ各號ノ一ニ該當スル製茶ハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得ズ

品質

- 一 形状、色澤、水色又ハ香味ノ不良ナルモノ
二 水分ノ含有量綠茶及烏龍茶ニ在リテハ百分ノ五・五、紅茶、著香茶(素茶ヲ含ム)及粉茶ニ在リテハ百分ノ七、磚茶ニ在リテハ百分ノ十ニテ超ユルモノ
三 木莖ノ含有量本茶ニ付紅茶及烏龍茶ニ在リテハ百分ノ三・五、玉露、玉綠茶、著香茶(素茶ヲ含ム)、蓋茶及籠茶ニ在リテハ百分ノ五、香茶(川柳及焙茶ヲ含ム)ニ在リテハ百分ノ二十五、磚茶ニ在リテハ百分ノ三十、其ノ他ノ綠茶ニ在リテハ百分ノ七十ニテ超ユルモノ
四 粉末ノ含有量本茶ニ在リテハ百分ノ五、芽粉(十六號篩下ノ製茶ニシテ四十號篩上ノモノ)及浮葉ニ在リテハ四十號篩下百分ノ八、粉茶(二十號篩下ノ製茶ニシテ六十號篩上ノモノ)ニ在リテハ六十號篩下百分ノ五ヲ超ユルモノ

第九章 農事獎勵

地方産業職員設置補助規則

(昭和十七年四月九日 農林省令第四十一號)

地方産業職員設置補助規則左ノ通定ム

- 第一條 農林大臣ハ別表ニ掲グル事務ノ爲ニ要スル道府縣ノ費用ニ對シ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
第二條 補助金ハ前條ノ事務ノ爲ニ要スル左ニ掲グル費用ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス
一 専任職員ノ俸給
二 事務費
第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年三月十日迄ニ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ
一 收支豫算書
二 専任職員事務分擔表
第四條 補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣前條各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルハ豫メ農林大臣ニ届出ツベシ
前項ノ届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必ヤアテ認ムルトキハ計畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ
第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ收

製茶取締規則ニ依ル藥劑指定

(昭和十一年七月二日 農林省告示第二百二十二號)

- 一 砒酸鉛
二 砒酸鐵
三 砒酸石灰
四 パリスグリーン(醋酸亞砒酸銅)
五 砒素(Arsen)ノ含有量百萬分ノ一・三ヲ超ユルモノ
六 鉛(Pb)ノ含有量百萬分ノ二・五ヲ超ユルモノ
七 土砂其ノ他ノ不純物料ヲ混ジタルモノ
八 腐敗シタルモノ又ハ著シク變質シタルモノ
九 物料ヲ用キテ色澤ヲ附シタルモノ(農林大臣ノ許可ヲ受ケ物料ヲ用キテ色澤ヲ附シタルモノヲ除ク)
十 粘質物ヲ用キテ製造シタルモノ(茶粉ト海草類ヨリ製出シタル無害ナル粘質物トヲ以テ製造シタルモノヲ除ク)
十一 磚茶ニシテ壓縮適當ナラザルモノ
一 容器及包装
一 防濕不完全ナルモノ
二 材料適當ナラザルモノ
三 構造堅固ナラザルモノ又ハ荷造不完全ナルモノ
四 容器又ハ包装ノ外面ニ品名及數量ヲ明示セザルモノ
一 表記量目ニ達セザルモノ

Table with 3 columns: 事務費 (Administrative Expenses), 事務 (Tasks), 俸給 (Salaries). Lists various agricultural tasks and their associated costs and personnel.



農林漁業用資材配給統制事務
油脂配給統制事務
米穀移動調査事務
米穀販賣高調査事務
米穀配給調整事務
馬ノ傳染性貧血豫防事務
馬生産率増進事務
種馬事務
米收穫調査指導監督事務

農業生産獎勵規則

(昭和十七年六月十日 農林省令第五十號)

農業生産獎勵規則左ノ通定ム
第一條 農林大臣ハ重要農産物ノ生産計畫ノ完遂ヲ期スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
第二條 補助金ハ左ニ掲グル施設ニ關スル道府縣ノ費用又ハ補助金ニ付道府縣ニ之ヲ交付ス
一 畜種農産物改良増産施設
二 特殊農産物改良増産施設
三 農山漁村勞力調整施設
四 農機具利用促進改善施設
五 自給肥料改良増産及施肥改善施設
六 畜産増殖施設

七 飼料増産施設
八 家畜ニ關スル登録及能力檢定施設
九 飼養指導施設
前項第一號及第三號乃至第九號ニ掲グル施設ニ關スル補助金ハ農林大臣ノ適當ト認ムル全國ヲ區域トスル團體其ノ他ノ團體ノ費用又ハ補助金ニ付此等ノ團體ニ之ヲ交付スルコトアルベシ
第一項各號ノ施設ノ範圍ハ農林大臣別ニ之ヲ定ム
第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ
一 事業計畫書
二 收支豫算書
三 補助金交付ニ關スル規程
前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
第四條 補助金ノ交付ヲ受ケ又ハ補助金ノ交付ノ許可ヲ受ケタル者前條第一項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出ヅベシ
前項ノ届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト認ムルトキハ計畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ
第五條 補助金ノ交付ノ許可ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ請求書

ニ申請書ヲ添付シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ
第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者農業生産計畫完遂上必要アリト認ムルトキハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受ケ豫算ノ項ノ範圍内ニ於テ相互ニ流用ノ上使用スルコトヲ得
第七條 補助金ノ交付ヲ受ケ又ハ補助金ノ交付ノ許可ヲ受ケタル者市町村農會ノ農業生産計畫ヲ完遂セシムル爲補助金ノ交付ヲ爲サントスル場合ハ之ヲ綜合的ニ交付スベシ
第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ受ケテ支出スベキ補助金ハ其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ交付スベシ
第九條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者事業完了後通算ナク事業成績書及收支決算書ヲ農林大臣ニ提出スベシ
第十條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨ヲ運附ナク農林大臣ニ報告スベシ
第十一條 補助金ノ交付ヲ受ケ又ハ補助金ノ交付ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ補助金ノ交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ
二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認ムタルトキ
四 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
主要食糧農産物改良増産獎勵規則、小麦増殖獎勵規則、農産資源開發獎勵規則、肥料改良獎勵規則、道廳府縣種畜場補助金交付規則、種畜設置獎勵規則、養蠶獎勵規則、綿羊飼育獎勵規則、有畜農業獎勵規則、飼料自給獎勵規則、優良農具普及獎勵規則、牛登録及乳牛能力檢定事業獎勵規則及副業獎勵規則ハ之ヲ廢止ス
重要農林水産物増産助成規則第二條第一號、第四號、第三條第二號乃至第十八號、第六條、第九條第一號乃至第六號、第十一條第一號乃至第十八號、第十四條及第十七條第一號乃至第六號ヲ廢除ス
本令施行前前二項ニ掲グル規則ニ其基補助金、助成金又ハ獎勵金交付ノ指令ヲ受ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

重要農林水産物増産助成規則

(昭和十四年四月六日 農林省令第十九號)

沿革 昭和十四年六月農林省令第三三號、一二月第七一號、一五年六月第三九號、八月第七三號、一六年六月第五二號、一二月第一〇三號、一七年六月第五〇號、第五四號、八月第六一號、九月第六七號改正
重要農林水産物増産助成規則左ノ通定ム
重要農林水産物増産助成規則
第一條 農林大臣ハ重要農林水産物ノ増産ヲ確保スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス
第二條 助成金ハ左ニ掲グル施設ニ關スル道府縣ノ費用又ハ補助金ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受ケベキ場合ハ此ノ限ニ在ラス
一 (削除)
二 (削除)
三 木炭(瓦斯用木炭ヲ含ム以下同ジ)増産獎勵施設
四 (削除)
五 (削除)

六 農林漁業用資材配給調整施設
七 農山漁村勞力調整施設
第三條 前條第一號ノ施設ニ關スル助成金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス
第四條 (削除)
第五條 第二條第三號ノ施設ニ關スル助成金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス
一 簡易運搬施設、雪中製炭施設、製炭用器具ノ購入及簡易木炭置場ノ設置ニ付支出スル道府縣ノ費用又ハ補助金
二 製炭従業者ノ移動施設ニ付交付スル道府縣ノ補助金
三 炭礦ノ構築ニ付支出スル道府縣ノ費用又ハ集合式若ハ連通式炭礦、改良炭礦、伏燒窯及特殊工業炭礦製造廠ノ構築ニ付交付スル道府縣ノ補助金
四 炭礦構築及製炭技術ニ關スル實地傳習施設ニ要スル道府縣ノ費用
五 木炭ノ増産ニ關スル指導獎勵ニ要スル道府縣ノ費用
前項第一號及第三號ノ費用ニ對スル助成金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ其ノ製炭施設ニ依リ生産シタル木炭ニ付農林大臣別ニ其ノ處分ノ條件ヲ定メタルトキハ之ニ從ヒ處分スベキモノトス

第六條 (削除)
第七條 (削除)
第八條 第二條第六號ノ施設ニ關スル助成金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス
一 農林漁業用資材ノ配給調整施設ニ付支出スル道府縣ノ費用又ハ補助金
二 漁業用製製品ノ共同購入又ハ購入貯蔵ニ付交付スル道府縣ノ補助金
三 國內産漁業用資材ノ蒐集ニ付交付スル道府縣ノ補助金
四 漁業用資材ノ合理的消費ノ指導獎勵施設ニ付支出スル道府縣ノ費用
第九條 第二條第七號ノ施設ニ關スル助成金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス
一乃至九 (削除)
十 農耕馬ノ貸借施設ニ關スル施設ニ付支出スル道府縣ノ費用又ハ補助金
第十一條 第二條第一號ノ施設ニ關スル助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル
第十二條 (削除)
第十三條 第二條第三號ノ施設ニ關スル助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル
一 炭礦ノ構築、簡易運搬施設、雪中製炭施設ニ付テハ其ノ費用ノ四分の一以内、

製炭用器具ノ購入、簡易木炭置場ノ設置ニ付テハ其ノ費用ノ三分の一以内
二 製炭従業者ノ移動施設ニ付テハ其ノ費用ノ三分ノ二以内
三 實地傳習施設ニ付テハ其ノ費用ノ二分ノ一以内
四 木炭ノ増産ニ關スル指導獎勵ニ付テハ其ノ費用ノ二分ノ一以内
第十四條 (削除)
第十五條 (削除)
第十六條 第二條第六號ノ施設ニ關スル助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル
一 農林漁業用資材ノ配給調整施設ニ付テハ道府縣ノ費用ニ對シ指導職員ノ設置及需給狀況調査ニ要スル費用ノ三分ノ二以内、道府縣ノ補助金ニ對シ道府縣漁業組合聯合會ノ配給調整ニ關スル職員設置及事務處理ニ要スル費用ノ二分ノ一以内、漁業組合其ノ他ノ團體ノ配給調整ニ關スル職員設置ニ要スル費用ノ三分ノ一以内
二 漁業用製製品ノ共同購入又ハ購入貯蔵ニ付テハ其ノ取扱ニ係ル製製品十貫當三十錢以内
三 國內産漁業用資材ノ蒐集ニ付テハ其ノ蒐集ニ係ル製製品十貫當五十錢以内
四 漁業用資材ノ合理的消費ノ指導獎勵施設ニ付テハ其ノ費用ノ三分ノ二以内



第十八類 産業 第一編 農業

第十七條 第二條第七號ノ施設ニ關スル助成金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル  
一 乃至九 (創設)  
十 農耕馬ノ賃借或ハニ關スル施設ニ付テハ其ノ費用ノ範圍内但シ鐵道運賃ニ付テハ普通運賃ノ五分ノ一以內  
第十八條 農林大臣特ニ已ムコトヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ前七條ノ標準ヲ超ニテ助成金ヲ交付スルコトアルベシ  
第十九條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ  
一 事業計畫書  
二 收支豫算書  
三 補助及監督ニ關スル規程  
前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ  
第二十條 助成金ノ交付ヲ受ケ又ハ助成金ノ交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣前條第一項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出ツベシ

●食料品出荷施設補助規則

(昭和十七年六月十八日農林省令第五十二號)

食料品出荷施設補助規則左ノ通定ム  
第一條 農林大臣ハ食料品ノ出荷ニ關スル事業ヲ補助スル爲メ本規則ニ依リ毎年農産物ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス  
第二條 補助金ハ道府縣又ハ農林大臣ノ適當ノ届出ツベシ  
前項ノ届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト認ムルトキハ計畫書ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ  
第三條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ  
第四條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ前條第一項ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出ツベシ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト認ムルトキハ計畫書ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ  
第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月三十日迄ニ收支決算書及事業成績書ヲ農林大臣ニ提出スベシ  
第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者補助金ノ

●農林水産團體職員設置補助規則

(昭和十七年七月七日農林省令第五十六號)

農林水産團體職員設置補助規則左ノ通定ム

第一條 農林大臣ハ別表ニ掲グル事務ノ爲ニ要スル道府縣又ハ農林大臣ノ適當ト認ムル農林水産團體ニ關スル團體(以下農林水産團體ト稱ス)ノ費用又ハ補助金ニ對シ本規則ニ依リ毎年農産物ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス  
第二條 補助金ハ前條ノ事務ノ爲ニ要スル左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ道府縣又ハ農林水産團體ニ之ヲ交付ス但シ別ニ團體ヨリ補助金、獎勵金又ハ助成金ノ交付ヲ受ケベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
一 農林水産團體ノ職員ノ俸給及事務費  
二 前條ノ費用ニ對シ交付スル農林水産團體ノ補助金  
三 前二號ノ費用又ハ補助金ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金  
第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ  
一 事業計畫書  
二 收支豫算書  
三 補助金交付ニ關スル規程  
前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ  
第四條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者前條各號ニ掲グル書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ農林大臣ニ

届出ツベシ  
前項ノ届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト認ムルトキハ計畫書ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ  
第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ  
第六條 本規則ニ依リ農林水産團體ガ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ其ノ區域ガ道府縣ノ區域ヲ超ユル團體ヨリ提出スルモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ  
第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨ヲ命ズルコトアルベシ  
第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ  
一 本規則ノ規定ニ違反シタルトキ  
二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ  
四 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行ノ際現ニ存スル補助、獎勵又ハ助成ニ關スル規則ニシテ本令第二條ニ規定スル事項ニ該當スル補助金、獎勵金又ハ助成金交付

Table with 3 columns: 事 項, 補助經費, 事務費. Lists various agricultural activities and their associated costs.

Table with 3 columns: 事 項, 補助經費, 事務費. Lists various agricultural activities and their associated costs, continuing from the previous table.

第十八類 産業 第一編 農業



第十八類 産業 第一編 農業

輸出生絲取引法施行及生絲取引改善事務  
馬ノ肥給統制事務

條給

四 生松脂採取ニ關スル指導監督ニ要スル府縣ノ費用  
第三條 獎勵金ハ左ノ標準ニ依リテ之ヲ交付ス

●生松脂採取獎勵規則  
則 (昭和十四年六月十四日)  
(農林省令第二十七號)

沿革 昭和十六年二月農林省令第一〇三號改正

生松脂採取獎勵規則左ノ通定ム

生松脂採取獎勵規則

第一條 農林大臣ハ生松脂ノ採取ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ府縣ニ之ヲ交付ス但シ別ニ國庫ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 府縣山林會ノ生松脂採取費ニ對スル府縣ノ補助金  
二 生松脂採取費ニ對シ採取者ニ交付スル府縣山林會ノ助成金ニ對スル府縣ノ補助金  
三 生松脂採取ニ關スル實地傳習施設ニ付府縣ノ支出スル費用又ハ府縣山林會ニ交付スル府縣ノ補助金

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル府縣ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書  
二 收支豫算書  
三 前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル府縣獎勵金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ請求書ニ精算書ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル府縣ハ事業成績書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル府縣又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル府縣左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ  
二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十八類 産業 第一編 農業

●農山漁村共同作業  
場獎勵規則  
(昭和七年十月三日)  
(農林省令第二十八號)

沿革 昭和十六年二月農林省令第一〇三號改正

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第四條 申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書  
二 收支豫算書  
三 補助ニ關スル規程  
四 前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出スベシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ事業成績書及經費決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

百二十七ノ七ノ四

●漆、油桐及楮増殖  
獎勵規則  
(昭和七年七月三十日)  
(農林省令第十五號)

漆、油桐及楮増殖獎勵規則左ノ通定ム

第一條 農林大臣ハ漆、油桐及楮ノ増殖ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル費用ニ對シ府縣ノ交付スル補助金ニ對シ之ヲ交付ス

一 漆、油桐又ハ楮ノ増殖ニ關スル實行組合ノ設立ニ要スル費用  
二 前條ノ實行組合、森林組合又ハ府縣山林會ノ行フ左ニ掲グル施設ニ要スル費用  
(一) 漆、油桐又ハ楮ノ新植  
(二) 本令施行ノ際現ニ存スル楮林ノ改良  
(三) 前條ノ實行組合又ハ森林組合ノ漆、油桐又ハ楮ノ採取其ノ他利用ニ關スル共同設備ノ設置

第三條 獎勵金ハ左ノ標準ニ依リテ之ヲ交付ス

一 前條第一號ノ費用又ハ同條第二號ノ施設ニ要スル費用ニ對スルモノニ在リテハ其ノ費用ノ三分ノ二以内  
二 前條第二號ノ施設ニ要スル費用ニ對

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ  
二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ  
三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ  
四 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
第三條 申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書  
二 收支豫算書  
三 補助ニ關スル規程  
四 前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出スベシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣ハ事業成績書及經費決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル府縣左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ  
二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

百二十七ノ七ノ五



農山漁村經濟更生計畫助成規則左ノ通定ム

農山漁村經濟更生計畫助成規則

第一條 農林大臣ハ農山漁村ノ經濟更生計畫ノ助成ヲ爲ス爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ左ニ掲グル道府縣又ハ團體ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス但シ其ノ費用ニ對シ別ニ國庫ヨリ獎勵金、補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 農山漁村經濟更生ニ關スル委員會ヲ道府縣ニ設置スル爲要スル費用

二 農山漁村經濟更生ニ關スル事務ニ従事スル專任職員ヲ道府縣ニ設置スル爲要スル費用

三 農山漁村經濟更生計畫樹立ノ爲要スル町村又ハ町村農會其ノ他町村ノ區域ヲ地區トスル産業團體(特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村内ノ部落又ハ之ニ準ズル區域ヲ地區トスル産業團體)ノ費用ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

四 農山漁村經濟更生ヲ促進スル爲道府縣ノ要スル費用又ハ農會、水産會其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル産業團體ノ要スル費用若ハ之ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

第三條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末

●農山漁村經濟更生計畫助成規則

(昭和七年十月六日 農林省令第三十號)

沿革 昭和十二年五月農林省令第一七號、一六年二月第一〇三號改正

日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者前條第一項各號ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントストキハ豫メ農林大臣ニ届出ツベシ

第五條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者助成金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハザル場合ニ於テ其ノ殘額ヲ翌年度ニ繰越サントストキハ翌年度四月十五日迄ニ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 本則ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ地方長官ヲ經由スベシ

第八條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

四 支出額ヲ豫算額ニ比シ著シク減少シタ



●農山漁村經濟更生特別助成規則

(昭和十一年六月二十三日) 農林省令第十號

沿革 昭和十一年二月農林省令第一〇三號改正

農山漁村經濟更生特別助成規則左ノ通定ム

農山漁村經濟更生特別助成規則

- 第一條 農林大臣ハ農山漁村ノ經濟更生計畫實行ノ助成ヲ爲ス爲テ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス
- 第二條 助成金ハ左ニ掲ケル道府縣ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス

- 一 農山漁村ノ經濟更生計畫實行ニ要スル費用ニ對シ町村ニ交付スル補助金
- 二 農山漁村ノ經濟更生計畫實行ニ要スル借入金ニ對シ町村ニ交付スル利子補助金
- 第三條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲ケル書類ヲ添附シ前年度二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
  - 一 事業計畫書
  - 二 收支豫算書
- 前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第四條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出ヅベシ
- 第五條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ
- 第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者助成金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハザル場合ニ於テ其ノ殘額ヲ翌年度ニ繰越セントスルトキハ翌年度四月十五日迄ニ豫メ農林大臣ニ届出ヅベシ
- 第七條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
  - 一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ
  - 二 助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三 事業實行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 四 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ昭和十一年度ニ限り七月三十一日迄トス

●農山漁村經濟更生計畫ニ關スル件

(昭和七年十月六日) 農林省訓令第二號

應府縣

農山漁村經濟更生計畫ニ關スル件

農山漁村疲弊ノ現狀ニ鑑ミ其ノ不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ圖リテ民心ノ安定ヲ策シ進ンテ農山漁村ノ更生ニ努ムルハ刻下緊急ノ要務タリ

政府ハ曩ニ之ガ救済ニ關スル應急ノ匡救策ヲ樹テ今ヤ其ノ實行ニ付キ最善ノ努力ヲ竭シツ、アリト雖之等ノ施設ヲシテ當面ノ一時ノ效果ニ止マラシメズ農山漁家ノ經濟生活ヲ安定セシメ更ニ將來ニ向ツテ其ノ福利ヲ増進セシムルカ爲ニハ現下農村疲弊ノ由來セル原因ガ當ニ軌近内外經濟界ノ異常ナル不況ニ職由スルノミナラズ深ク農村經濟ノ運管及組織ノ根柢ニ横ハルモノアル實狀ヲ明ニシ農山漁家ノ自醒ヲ促スト共ニ其ノ禍因ノ芟除ニ努力セシムルノ要アリ之ガ爲ニハ農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ經濟生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ以テ農山漁村ニ於ケル産業及經濟ノ計畫的組織ノ刷新ヲ企圖セザルベカラズ

政府ガ今回新ニ農林省ニ經濟更生部ヲ設置シ經濟更生計畫ニ關スル諸般ノ方策ヲ實施セントスルノ趣旨モ亦茲ニ存ス其ノ綱要トスル所ハ單ニ農林漁業各個ノ經營、技術ノ改善ヲ指導普及スルニ止マラズ農山漁村經濟

●農山漁村經濟更生督勵ニ關スル件

(昭和八年十月六日) 農林省訓令第四號

應府縣

農山漁村經濟更生督勵ニ關スル件

政府ハ農山漁村ノ不況匡救ノ爲昨年來臨時應急ノ施設ヲ講ズルト共ニ其



ノ困憊ノ根本原因ヲ芟除シ將來ニ向ツテ其ノ福利ヲ増進セシガ爲農林省ニ經濟更生部ヲ設置シテ農山漁村經濟更生ニ關スル諸般ノ施設ヲ實施シ昭和七年十月六日之ニ關スル訓令ヲ發シテ其ノ根本方針ヲ公示スル所アリタリ爾來期年其ノ間官民一致協力シテ其ノ奮起ノ精神ヲ興起シ其ノ成績見ルベキモ尠カラズ經濟更生ノ指定町村ハ既ニ其ノ數三千ヲ超エ著々更生ノ途ヲ辿リツツアリ

惟フニ經濟更生ノ根本精神ハ我が國農山漁村ノ本領タル愛國愛郷ノ精神ヲ基調トシ益々堅忍不拔、素朴純眞ノ氣風ヲ振作シ大イニ隣保共助、自營獨行ノ意氣ヲ奮起シ畜ニ農林漁業各個ノ經營技術ノ改善普及ヲ企圖スルニ止マラズ進シテ産業及經濟ノ全般ニ互リテ計畫的組織的ニ其ノ整備刷新ヲ圖リ以テ農山漁村將來ノ進路ヲ開拓スルニ在リ夫レ計畫ノ樹立ハ易ク實行ハ難シ經濟更生ノ第一年ハ計畫樹立ノ緒ニ就キタルモノニシテ其ノ實效ハ寧ロ今後ノ努力ニ俟ツベキモノトス而モ現下内外ノ情勢ハ儉安ヲ許サザルモノアリ苟クモ更生ノ意氣ニ弛緩ヲ生ズルガ如キコトアラシカ農山漁村ノ進路開拓ニ一大蹇ヲ來スノ虞無シトセズ宜シク一年ノ經過ニ鑑ミ短ヲ補ヒ過ヲ匡シ一層旺盛ナル氣魄ヲ以テ不斷ノ努力ヲ盡シ歩一步堅實ナル進展ヲ期セザルベカラズ

仍テ地方當局ニ於テハ技上ノ趣旨ヲ體シ廳中ニ一段ノ督勵ヲ加ヘ管下諸團體ヲシテ各其ノ分野ニ應ジ能ク協調力行セシムルト共ニ農山漁村ニ人心ノ和ヲ齎シ和衷戮力農山漁家ヲシテ能ク更生ノ實行ニ徹底セシメ官民一致協力以テ農山漁村更生ノ目的達成上萬遺憾ナキヲ期セラレベシ

八 其ノ他積雪地方ノ農村工業指導ニ必要ナル事項

第二條 傳習生ノ傳習期間ハ一箇年以内トス

第三條 傳習生ハ傳習科目別ニ之ヲ募集ス

傳習科目、傳習生ノ定員、傳習期間、出願期限其ノ他傳習ニ關シ必要ナル事項ハ募集ノ都度積雪地方農村經濟調查所長之ヲ定ム

第四條 傳習生ハ東北地方其ノ他積雪地方ニ居住シ中等學校以上ノ學歷ヲ有シ現在農村工業ノ技術者タル者又ハ將來農村工業ノ技術者トシテトスル者ニシテ地方長官ノ推薦ニ係ルモノノ中ヨリ之ヲ採用ス但シ積雪地方農村經濟調查所長ニ於テ適當ト認メタル者ハ所定ノ學歷ヲ有セザル者ト雖モ之ヲ採用スルコトアルベシ

第五條 積雪地方農村經濟調查所若ハ農村工業指導所ノ傳習ヲ修了シタル者又ハ地方長官ノ推薦ニ係ル農村工業ノ技術者ニシテ更ニ農村工業ニ關スル技術ヲ積雪地方農村經濟調查所ニ於テ研究セントスルモノアルトキハ積雪地方農村經濟調查所長ニ於テ研究生トシテ採用スルコトアルベシ

第六條 傳習生トスル者ハ様式第一號ノ傳習生採用願書ニ履歷書ヲ、研究生トスル者ハ様式第二號ノ研究生採用願書ニ履歷書ヲ添附シ道縣ヲ經テ之ヲ積雪地方農村經濟調查所長ニ提出スベシ

第七條 積雪地方農村經濟調查所長傳習生及研究生ノ出願ヲ許可シタルトキハ道縣ヲ經テ其ノ旨ヲ出願人ニ通知ス

第八條 傳習生又ハ研究生ニシテ採用セラレタル者ハ保證人連署ヲ以テ様式第三號ノ誓約書ヲ積雪地方農村經濟調查所長ニ提出スベシ

第九條 傳習料其ノ他傳習又ハ研究ニ要スル費用ハ特別ノ場合ノ外之ヲ第十八類 産業 第一編 農業

●積雪地方農村經濟調查所傳習規程

(昭和十三年九月十三日) (農林省告示第三百十八號)

積雪地方農村經濟調查所傳習規程左ノ通定ム

積雪地方農村經濟調查所傳習規程

第一條 積雪地方農村經濟調查所ニ於テ積雪地方ノ農村工業ニ關スル傳習ヲ行フ

傳習科目左ノ如シ

- 一 果實、蔬菜、肉類、魚介類等ノ罐詰製造ニ關スル事項
- 二 果實、蔬菜、肉類、魚介類等ノ乾燥ニ關スル事項
- 三 穀類、果實等ヲ原料トスル釀造ニ關スル事項
- 四 乳及肉ノ加工ニ關スル事項
- 五 毛皮、魚皮等ノ鞣製其ノ他加工ニ關スル事項
- 六 羊毛、繭絲、麻類等ノ染織其ノ他加工ニ關スル事項
- 七 莞草等ノ編組其ノ他加工ニ關スル事項

徵セズ

第十條 傳習生及研究生ハ特別ノ事由アル場合ノ外積雪地方農村經濟調查所寄宿舎ニ宿泊スルモノトス

寄宿費其ノ他宿泊ニ關スル細則ハ積雪地方農村經濟調查所長別ニ之ヲ定ム

第十一條 傳習生又ハ研究生ニシテ成業ノ見込ナキモノト認ムルトキハ積雪地方農村經濟調查所長ハ傳習生又ハ研究生ヲ免ズルコトアルベシ

第十二條 傳習ヲ終了シタルトキハ考査ノ上修了證書ヲ交付ス

様式第一號(用紙美濃紙)

傳習生採用願書

一 傳習科目

私儀今般左記ニ據リ貴所願書傳習生志願ニ付御採用相成度此段及御願候也

記

受講科目	受講期間	備考
至自	至自	
至自	至自	
至自	至自	
年月日	年月日	

本籍 現住所



戸主又ハ戸主トノ續柄  
職業

氏 名(印)

生年月日

積雪地方農村經濟調査所長宛  
様式第二號(用紙美濃紙)

研究生採用願書

私儀今般左記ニ據リ貴所研究生志願ニ付御採用相成度此段及御願候也

記

一、研究事項

二、研究期間 自 月 日 至 月 日

年 月 日

本籍

現住所

戸主又ハ戸主トノ續柄

職業

氏

名(印)

生年月日

積雪地方農村經濟調査所長宛

様式第三號(用紙美濃紙)

誓約書

私儀今般傳習生(研究生)ニ御採用相成候ニ付テハ諸規則命令等遵守可致此段及誓約候也

●農村工業獎勵規則 (昭和十年八月九日 農林省令第二十號)

【沿革】 昭和十四年六月省令第三二號改正

農村工業獎勵規則左ノ通定ム

農村工業獎勵規則

第一條 農林大臣ハ農村工業ヲ獎勵スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル道府縣其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ノ支出ナル費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス

一 道府縣ニ於テ農村工業ノ獎勵ニ從事スル職員ヲ設置スル爲要スル費用

二 産業組合其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル團體ノ農村工業用器具機械、建物又ハ工作物ノ設置並ニ技術習得又ハ製品ノ販賣ニ關スル施設ニ要スル費用又ハ之ニ對シ交付スル道府縣ノ補助金

三 農林大臣ノ適當ト認ムル全國ヲ區域トスル團體ノ農村工業ニ關スル生産指導及販賣斡旋ノ爲ニ要スル費用

第三條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

補助金ニ對シ獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ書類ノ外補助ニ關スル規程ヲ提出スベシ

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要

本籍  
現住所

氏 名(印)

生年月日

前記何某傳習生(研究生)御採用相成候ニ付テハ同人ニ係ル一切ノ件ハ拙者ニ於テ引受可申候也

年 月 日

本籍

現住所

本人トノ關係

職業

右保證人

氏

名(印)

積雪地方農村經濟調査所長宛

ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル獎勵金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハザル場合ニ於テ其ノ殘額ヲ事業ト共ニ翌年度ニ繰越サントスルトキハ翌年度四月十五日迄ニ農林大臣ノ認可ヲ申請スベシ

第七條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 四 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ昭和十年年度ニ限り八月三十一日迄トス



●農村工業指導所傳習規程

(昭和十三年四月二十三日 農林省告示第百五十二號)

農村工業指導所傳習規程左ノ通定ム

農村工業指導所傳習規程

第一條 農村工業指導所ニ於テ農村工業ニ關スル傳習ヲ行フ

傳習科目左ノ如シ

- 一 果實、蔬菜、肉類等ノ罐詰製造ニ關スル事項
- 二 木竹工品製作ニ關スル事項
- 三 其ノ他農村工業指導ニ必要ナル事項

第二條 傳習生ノ傳習期間ハ長期及短期ニ分チ長期ハ一箇年以内、短期ハ一箇月以内トス

傳習科目、傳習生ノ定員、傳習期間、傳習開始ノ期日其ノ他傳習ニ關シ必要ナル事項ハ募集ノ都度農村工業指導所長之ヲ定ム

第三條 傳習生ハ中等學校卒業以上ノ學歷ヲ有シ現在農村工業ノ技術者タル者又ハ將來農村工業ノ技術者ダラントスル者ニシテ地方長官ノ推薦ニ係ルモノノ中ヨリ之ヲ採用ス但シ農村工業指導所長ニ於テ適當ト認メタル者ハ所定ノ資格ヲ有セザルモノト雖モ之ヲ採用スルコトアル

ベシ

第四條 農村工業指導所又ハ積雪地方農村經濟調査所ノ傳習ヲ修了シタル者及地方長官ノ推薦ニ係ル農村工業ノ技術者ニシテ更ニ農村工業ニ關スル技術ヲ研究セントスルモノアルトキハ農村工業指導所長ニ於テ研究生タラシムルコトアルベシ

第五條 長期傳習生タラントスル者ハ様式第一號ノ傳習生採用願書ニ履歷書及健康診斷書ヲ、短期傳習生タラントスル者ハ様式第一號ノ傳習生採用願書ニ履歷書ヲ、研究生タラントスル者ハ様式第二號ノ研究生採用願書ニ履歷書及健康診斷書ヲ添附シ道府縣ヲ經テ之ヲ農村工業指導所長ニ提出スベシ

第六條 農村工業指導所長傳習生及研究生ノ出願ヲ許可シタルトキハ道府縣ヲ經テ其ノ旨ヲ出願人ニ通知ス

第七條 長期傳習生又ハ研究生ニシテ採用セラレタル者ハ保證人連署ヲ以テ様式第三號ノ誓約書ヲ農村工業指導所長ニ提出スベシ

前項ノ保證人ハ長期傳習生又ハ研究生ノ本籍地又ハ寄留地ノ公民ニシテ其ノ市(區、町、村)長ノ證明アルモノタルコトヲ要ス

第八條 傳習料其ノ他傳習又ハ研究ニ要スル費用ハ特別ノ場合ノ外之ヲ徴セズ

第九條 傳習生又ハ研究生ニシテ成業ノ見込ナキモノト認ムルトキハ傳習生又ハ研究生ヲ免ズルコトアルベシ

第十條 傳習ヲ終了シタルトキハ修了證書ヲ交付ス

様式第一號(用紙美濃紙) 傳習生採用願書

第二八二號

私儀今般實所長期(短期)傳習生志願ニ付御採用相成度此段及御願候也  
年 月 日

本籍 現住所  
戸主又ハ戸主トノ續柄  
職業

氏

名(印)  
生年月日

農村工業指導所長宛  
様式第二號(用紙美濃紙)  
研究生採用願書

私儀今般左記ニ據リ貴所研究生志願ニ付御採用相成度此段及御願候也

研究事項  
研究期間  
年 月 日

本籍 現住所  
戸主又ハ戸主トノ續柄  
職業

氏

名(印)  
生年月日

農村工業指導所長宛  
様式第三號(用紙美濃紙)  
誓約書

私儀今般傳習生(研究生)ニ御採用相成候ニ付テハ諸規則命令等遵守可致此段及誓約候也

本籍 現住所

氏

名(印)  
生年月日

前記何某傳習生(研究生)御採用相成候ニ付テハ同人ニ係ル一切ノ件ハ拙者ニ於テ引受可申候也  
年 月 日

本籍 現住所  
本人トノ關係  
職業

氏

名(印)

農村工業指導所長宛  
右保證人何某ハ本市(區、町、村)公民タルコトヲ證明ス  
年 月 日

市(區、町、村)長(印)



● 藁製品倉庫獎勵規則

(昭和十二年四月三十日 農林省令第十二號)

藁製品倉庫獎勵規則ノ通定ム

藁製品倉庫獎勵規則

第一條 農林大臣ハ藁製品倉庫獎勵ノ爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ道府縣ガ販賣組合會又ハ販賣組合ノ藁製品倉庫ノ新築、増築、改築又ハ買入ニ要スル費用ニ對シ助成金ヲ交付スル場合ニ於テ其ノ助成金ニ對シ道府縣ニ之ヲ交付ス

第三條 獎勵金ノ額ハ藁製品倉庫ノ新築、増築、改築又ハ買入ニ要スル費用ノ十分ノ四以内トス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル道府縣ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ毎年二月末日迄ニ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

三 助成金交付ニ關スル規程

第五條 前條第三號ノ規程ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ助成金ノ交付ヲ受ケ設置シタル倉庫ヲ讓渡シ、貸與シ、擔保ニ供シ若ハ使用ヲ廢止シ又ハ之ニ重大ナル變更ヲ加フルコトヲ得ザルコト
- 二 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ助成金ノ交付ヲ受ケ設置シタル倉庫ニ付種類別入出庫數量ヲ毎事業年度終了後遲滞ナク地方長官ニ報告スベシ

- 三 前各號ノ規定ニ依ル義務ノ存續期間ハ助成金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ十年間トスルコト
- 四 助成金ノ交付ヲ受ケタル者第一號又ハ第二號ニ違反シタルトキハ既ニ交付シタル助成金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベキコト
- 第六條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣第四條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第七條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣獎勵金ノ交付ヲ請求セントスルトキハ請求書ニ精算書及助成成績書ヲ添附シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ
- 第八條 農林大臣ハ第五條第四號ノ規定ニ基キ助成金ノ還付ヲ受ケタル道府縣ニ對シ助成金中獎勵金ニ相當スル金額ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
- 第九條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタル道府縣又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル道府縣左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ獎勵金交付ノ許可ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ
- 一 本則ニ違反シタルトキ
- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二九一號

● 學藝技術獎勵金品寄附取扱規程

(昭和八年十一月四日 農林省告示第四百十號)

第四條中二月末日トアルハ昭和十二年度ニ限リ五月三十一日迄トス

學藝技術獎勵金品寄附取扱規程

第一條 學藝技術獎勵ノ爲農事試驗場、茶業試驗場、園藝試驗場、林業試驗場、水産講習所、水産試驗場、畜産試驗場、獸疫調査所、蠶業試驗場又ハ生絲検査所ニ金錢、有價證券又ハ物品(以下單ニ寄附金品ト稱ス)ヲ寄附セントスル者ハ其ノ目的ヲ明示シ様式第一號ニ依リ寄附申出書ヲ當該場所長ニ提出スベシ但シ寄附金品ヲ分割納付セントスルトキハ其ノ旨及分割納付ノ時期ヲ明示スルコトヲ要ス

當該場所長前項ノ寄附申出書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ農林大臣ニ之ヲ進達スベシ

第二條 農林大臣前條ノ寄附ヲ承認シタルトキハ當該場所長ヲ經由シ寄附申出者ニ様式第二號ニ依リ承認書ヲ交付ス

第三條 特別ノ事由アルトキハ農林大臣ハ寄附金品ノ全部又ハ一部ニ付其ノ承認ヲ取消スコトアルベシ

第四條 寄附申出者承認書ノ交付ヲ受ケタルトキハ寄附金品ヲ當該場所長ニ納付スベシ

寄附金品ノ送付ニ要スル費用ハ寄附申出者ノ負擔トス

第五條 當該場所長寄附金品ノ納付ヲ受ケタルトキハ出納官吏ヲシテ寄附者ニ受領書ヲ交付セシメ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ報告スベシ

農林大臣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ寄附者ノ住所、氏名、寄附金品ノ金額又ハ數量及價額並ニ寄附ノ目的ヲ官報ニ公告ス

第六條 既ニ受領シタル寄附金品ハ之ヲ還付セズ

第七條 寄附金品中有價證券ハ之ヲ換價處分スルコトアルベシ

第八條 場所長ハ寄附金品ノ保管及出納ニ關シ毎年四月三十日迄ニ前年度ニ於ケル受拂狀況ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第九條 寄附物品中輕易ナルモノニ限リ本規程ニ依ラズ直接當該場所長ニ寄附スルコトヲ得

場所長前項ノ規定ニ依リ寄附物品ヲ受領シタルトキハ農林大臣ニ其ノ旨ヲ報告スベシ

様式

第一號

學藝技術獎勵ニ關スル寄附申出書

一 寄附金品

金 錢(金額ヲ記載スルコト)

有價證券(種類、數量及價額ヲ記載スルコト)

物 品(種類、數量及價額ヲ記載スルコト)

一 寄附ノ目的

右何々場(所)ニ於ケル學藝技術獎勵ノ爲寄附致度候條御承認相成度此

段申出候也

年月日 住所 爵位勲等 何 某

農林大臣 氏 名 號

百二十七ノ十三



備考

團體又ハ數人共同シテ寄附ヲ爲サントスル場合ハ代表者ノ名ニ於テ寄附中出書ヲ作成スベシ但シ寄附者ノ住所及氏名ハ別紙ニ明記シ同時ニ規約趣意書等アル場合ハ之ヲ添付スベシ

第二號

學藝技術獎勵ニ關スル寄附承認書

一寄附金品

金 錢(金額ヲ記載スルコト)

有價證券(種類、數量及價額ヲ記載スルコト)

物 品(種類、數量及價額ヲ記載スルコト)

一寄附ノ目的

右何々場(所)ニ於ケル學藝技術獎勵ノ爲寄附中出ノ趣承認候也

年月日

何 某殿

農林大臣 氏 名

第十章 負債處理

●臨時農村負債處理法

(昭和十三年四月二日 法律第六十九號)

【沿革】

昭和十六年三月法律第三五號、同十七年二月同第一二號改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル臨時農村負債處理法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

臨時農村負債處理法

第一條 本法ハ支那事變又ハ支那事變ニ際シテノ滿洲ニ於ケル軍事行動ニ關シ戰國其ノ他ノ公務ニ從事シ爲ニ死没シタル者ノ遺族又ハ之ガ爲

傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者若ハ其ノ家族ニシテ農山漁村ニ居住スルモノ(以下戰死傷者遺家族ト稱ス)ノ經濟更生ヲ圖ル爲其ノ負債ヲ處理スルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ負債トハ戰死傷者遺家族ノ負擔スル私法上ノ金錢債務ヲ謂フ

前項ノ債務ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 戰死傷者遺家族本法ニ依リ負債ヲ處理セントスルトキハ本人又ハ市町村長其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ道府縣臨時負債處理委員會(以下委員會ト稱ス)ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

委員會前項ノ申出ヲ受理シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ戰死傷者遺家族及債權者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ他ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ニ付斡旋ヲ爲シ其ノ者ノ負債處理計畫ヲ樹立スベシ

委員會ノ組織、權限其ノ他必要ナル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 戰死傷者遺家族前條第二項ノ規定ニ依リ斡旋ノ終了前同條第一項ノ申出ノ受理アリタル負債ノ全部又ハ一部ニ付辨濟、相殺又ハ更改ヲ爲サントスルトキハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ委員會ノ承認ヲ受ケベシ但シ債務者ハ之ガ爲ニ遲延ニ因ル損害賠償ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ズ

戰死傷者遺家族前項ノ承認ヲ受ケズシテ其ノ負債ノ全部又ハ一部ニ付辨濟、相殺又ハ更改ヲ爲シタルトキハ委員會ハ其ノ者ノ負債處理ノ申出ニ付取消アリタルモノト看做スコトヲ得

理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ場合又ハ所屬信用組合ガ其ノ組合員タル戰死傷者遺家族又ハ負債整理組合ニ對シ負債處理資金ヲ融通スル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ信用組合ニ對シ之ヲ爲スモノトス

日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓殖銀行(以下融資銀行ト稱ス)ハ戰死傷者遺家族ニ對シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

第十二條 市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ前條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ勅令ヲ以テ定ムル日迄トシ其ノ融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ二十五年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十三條 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法第三條及第四條ノ規定ハ産業組合中央金庫ガ第十一條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲ス場合ニ、不動産融資及損失補償法第四條及第五條ノ規定ハ融資銀行ガ第十條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 北海道府縣ハ第十一條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲スニ因リ市町村ガ損失ヲ受ケタルトキ之ニ對シ其ノ特別融通總額ノ十分ノ六以内ノ金額(市町村ニ對スル損失補償金)ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ損失補償ノ契約ニ基キ北海道府縣ガ損失補償ヲ爲シタルトキ之ニ對シ其ノ市町村ニ對スル損失補償金ノ三分ノ二ニ相當スル金額ヲ補給スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ北海道府縣ガ市町村ニ對シテ爲ス損失補償ノ契約

第五條 委員會必要アリト認ムルトキハ第三條第一項ノ申出ヲ受理シタル負債ニ付金錢債務臨時調停法ニ依リ調停ノ開始ヲ求ムルコトヲ得

第六條 第三條第一項ノ申出ノ受理アリタル負債ニ付金錢債務臨時調停法ニ依リ調停事件繫屬スルトキハ裁判所又ハ調停委員會ハ同條第二項ノ規定ニ依リ斡旋ノ終了ニ至ル迄其ノ調停手續ヲ中止スルコトヲ得

第七條 負債整理組合又ハ市町村負債整理委員會ハ第三條第一項ノ申出ノ受理アリタル負債ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ同條第二項ノ規定ニ依リ斡旋ノ終了ニ至ル迄負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定ノ斡旋ヲ休止スベシ

第八條 委員會必要アリト認ムルトキハ期日及場所ヲ定メ當事者ヲ呼出スコトヲ得

委員會ハ斡旋ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第九條 當事者及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ委員會ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ輔佐人ヲ同伴スルコトヲ得

委員會ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十條 市町村負債整理委員會其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノハ委員會ノ請求アリタルトキハ本法ニ依リ負債ノ處理ニ關シ意見ヲ具申シ又ハ調査ヲ爲スベシ

第十一條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ本法ニ依リ負債處理ヲ助成スル爲必要アリト認ムルトキハ戰死傷者遺家族又ハ負債整理組合ニ對シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

産業組合中央金庫ノ爲ス前項ノ特別融通ハ所屬信用組合ガ農村負債整理

第十八類 産業 第一編 農業

百二十七ノ十五



ニ於テハ北海道府縣ノ市町村ニ對スル損失補償金中其ノ六分ノ一ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ於テ負擔スベキ旨ヲ定ムベシ但シ特別ノ事由アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ負擔スベキ金額ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲シ又ハ市町村ヲシテ負擔ヲ爲サシメザルコトヲ得

**第十五條** 政府ハ第十一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ産業組合中央金庫ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ六以内、融資銀行ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ四以内ノ金額ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

**第十六條** 第十四條第一項及前條ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

**第十七條** 第十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依ル政府ノ補給金及補償金ト農村負債整理資金特別融通及損失補償法第五條第二項及第六條ノ規定ニ依ル政府ノ補給金及補償金トノ合計額ハ同法第八條ノ規定ニ依ル補給金及補償金ノ總額ノ限度ヲ超エザルモノトス

**第十八條** 第十一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲シタルニ因リ市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ノ受ケタル損失及其ノ額ハ農林金融改善特別融通損失審査會之ヲ決定ス

**第十九條** 第十四條第二項及第十五條ノ契約ニ基キ政府ガ北海道府縣、産業組合中央金庫及融資銀行ニ對シ支拂フベキ補給金又ハ補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

**第二十條** 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

**第二十一條** 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ

大藏大臣之ヲ定ム

**第二十二條** 農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ負債整理組合ト看做ス

**第二十三條** 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

附則  
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十三年六月勅令第四二二號ヲ以テ同年同月二十日ヨリ施行）

### 臨時農村負債處理法施行令

（昭和十三年六月十八日勅令第四百二十二號）

朕臨時農村負債處理法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

臨時農村負債處理法施行令

**第一條** 臨時農村負債處理法第一條第一項ノ傷死又ハ疾病トハ恩給法施行令第二十四條第一項及第二十四條ノ二第一項ニ規定スル傷死又ハ疾病ニ相當スルモノ其ノ他之ニ準ズルモノヲ謂フ

臨時農村負債處理法第一條第一項ノ遺族トハ同條同項ノ死没シタル者（以下戰死者ト稱ス）ノ親族（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同シ）ニシテ戰死者ガ同條同項ノ公務ニ從事スルニ至リタル當時若ハ其ノ死没ノ當時其ノ收入若ハ勤勞ニ依リ生計ヲ維持シタル者又ハ戰死者ノ相続人ヲ謂フ

臨時農村負債處理法第一條第一項ノ傷死又ハ疾病トハ恩給法施行令第二十四條第一項及第二十四條ノ二第一項ニ規定スル傷死又ハ疾病ニ相當スルモノ其ノ他之ニ準ズルモノヲ謂フ

臨時農村負債處理法第一條第一項ノ遺族トハ同條同項ノ死没シタル者（以下戰死者ト稱ス）ノ親族（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同シ）ニシテ戰死者ガ同條同項ノ公務ニ從事スルニ至リタル當時若ハ其ノ死没ノ當時其ノ收入若ハ勤勞ニ依リ生計ヲ維持シタル者又ハ戰死者ノ相続人ヲ謂フ

臨時農村負債處理法第一條第一項ノ家族トハ同條同項ノ傷死又ハ疾病ニ罹リタル者（以下戰傷病者ト稱ス）ノ親族ニシテ戰傷病者ガ同條同項ノ公務ニ從事スルニ至リタル當時又ハ傷死又ハ疾病ニ罹リタル當時其ノ收入又ハ勤勞ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ謂フ

**第二條** 臨時農村負債處理法第二條第一項ノ債務ハ戰死者ノ死没ノ時又ハ戰傷病者ノ傷死又ハ其ノ疾病ニ罹リタル時以前ニ同法第一條ニ規定スル戰死者遺家族（以下戰死傷者遺家族ト稱ス）ノ負擔シタルモノニ限ル但シ特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

**第三條** 道府縣臨時負債處理委員會（以下委員會ト稱ス）ハ地方長官ノ監督ニ屬シ臨時農村負債處理法第三條第二項ノ規定ニ依ル幹旋及負債處理計畫ノ樹立ヲ爲ス

委員會ハ前項ノ事項ノ外戰死傷者遺家族ノ負債處理ニ關シ地方長官ノ命ズル事務ヲ處理ス

**第四條** 委員會ノ設置及廢止ハ地方長官之ヲ定ム

**第五條** 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

**第六條** 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

**第七條** 委員ハ市町村長及學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ選任ス

委員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ地方長官之ヲ解任スルコトヲ得

**第八條** 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ地方長官ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者會長ノ職務ヲ代

理ス

**第九條** 委員會ニ幹事ヲ置ク地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

**第十條** 委員會ニ書記ヲ置ク地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

**第十一條** 臨時農村負債處理法第三條第一項ノ規定ニ依ル申出ハ委員ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

委員前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ戰死傷者遺家族ノ經濟更生ヲ圖ル爲メ負債ノ處理ヲ爲スコトヲ必要トスルヤ否ヤノ意見ヲ具シ會長ニ之ヲ進達スベシ

**第十二條** 會長前條ノ進達ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ申出ヲ受理スルヤ否ヤヲ決定シ申出ヲ爲シタル者及進達ヲ爲シタル委員ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

**第十三條** 負債處理ノ申出アリタル戰死傷者遺家族ニ付負債整理組合、農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人又ハ市町村負債整理委員會ニ於テ負債償還計畫及經濟更生計畫ヲ樹立シタル場合ニ於テハ其ノ計畫ノ變更ヲ必要ト認メタル場合ニ限リ其ノ申出ヲ受理スベシ

**第十四條** 委員會ノ爲ス幹旋及負債處理計畫ノ樹立ハ其ノ定ムル所ニ依リ會長ノ指定スル擔當委員ヲシテ之ヲ擔任セシム

臨時農村負債處理法第四條第一項ノ承認ハ前項ノ擔當委員之ヲ行フ

**第十五條** 會長負債處理ノ申出ヲ受理スル旨ノ決定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク擔當委員ヲ指定シ申出ノ要旨及擔當委員ノ氏名ヲ當事者ニ通知ス



スルコトヲ要ス擔當委員ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十六條 幹旋ノ手續ハ之ヲ公開セズ

第十七條 擔當委員ハ幹旋ノ爲ニ必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得

第十八條 擔當委員負債處理ノ申出ヲ受理シタル負債ニ付金銭債務臨時

調停法ニ依ル調停ヲ必要ト認ムルトキハ其ノ旨ヲ會長ニ申出ヅベシ

會長前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ裁判所ニ對シ臨時農村負債處理法第

五條ノ規定ニ依ル請求ヲ爲スコトヲ得

第十九條 擔當委員ハ當事者又ハ利害關係人ノ意見ヲ聽キ適當ト認ムル

者ヲシテ幹旋ニ付補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十條 幹旋ニ付テハ擔當委員其ノ調書ヲ作り之ニ署名又ハ記名捺印

スルコトヲ要ス

第二十一條 擔當委員幹旋ヲ終了セントスルトキハ前條ノ調書及負債處

理計畫ノ要領ヲ記載シタル書類ヲ具シ會長ニ其ノ旨ヲ報告シ其ノ指揮

ヲ受クルコトヲ要ス

第二十二條 幹旋終了シタルトキハ會長ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當事者及利

害關係人ニ通知スルコトヲ要ス

第二十三條 會長、委員、幹事、書記若ハ第十九條ニ規定スル補助者又

ハ會長、委員、幹事、書記若ハ同條ニ規定スル補助者タリシ者ハ幹旋

ニ關シ知得タル事項ニ付秘密ヲ守ルコトヲ要ス

第二十四條 擔當委員、幹事、書記及第十九條ニ規定スル補助者ニ對シ

テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ限り旅費、日當

及止宿料ヲ給スルコトヲ得

第二十五條 委員會ニ關スル費用ハ北海道府縣ノ負擔トス

第二十六條 幹旋ニ關シ當事者ノ申出ニ因リ特別ノ行爲ヲ爲シタル爲要

シタル費用ニ付テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ徴スルコト

ヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ徵收シタル費用ハ北海道府縣ノ收入トス

第二十七條 委員會ハ裁判所ノ請求アルトキハ幹旋ニ關スル記録ヲ送付

スルコトヲ要ス

第二十八條 本令中町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ

準ズベキモノトス

附則

本令ハ臨時農村負債處理法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十三年六月二十日ヨリ施行）

●臨時農村負債處理法施行規則

昭和十三年六月十八日  
農林省令第一號  
（大藏省 内務省）

臨時農村負債處理法施行規則左ノ通定ム

臨時農村負債處理法施行規則

第一條 農村負債整理組合法施行規則第五條ノ規定ハ臨時農村負債處理

法施行令第二條但書ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス但シ負債整

理組合又ハ負債整理事業ヲ行フ法人トアルハ同令第十一條ノ委員トス

第二條 市町村長若ハ市町村負債整理委員會ノ委員又ハ負債整理組合若



ハ信用組合ノ理事ハ其ノ市町村ニ居住スル臨時農村負債處理法第一條ノ戰死傷者遺家族(以下戰死傷者遺家族ト稱ス)又ハ其ノ負債整理組合若ハ信用組合ノ組合員タル戰死傷者遺家族ノ爲ニ同法第三條第一項ノ申出ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三條 臨時農村負債處理法施行令第十一條ノ規定ニ依リ申出ヲ受ケタル委員ハ其ノ申出アリタル戰死傷者遺家族ノ資産、業務ノ經營及家計ノ狀況並ニ其ノ負擔スル一切ノ債務(公法上ノ債務ヲ含ム)ニ付テノ債務毎ノ債權者、發生年月日、金額、利率、償還期限、償還方法、辨濟狀況及債務發生ノ事情ヲ調査スベシ

第四條 農村負債整理組合法施行規則第三條及第四條ノ規定ハ道府縣臨時負債處理委員會ガ臨時農村負債處理法第三條第一項ノ申出ヲ受理シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 臨時農村負債處理法第四條第一項ノ規定ニ依ル承認ノ申請ハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ同法施行令第十四條ノ擔當委員ニ對シ之ヲ爲スベシ

一 債務者ノ氏名、住所及職業  
 二 債權者ノ氏名、住所、職業ノ外其ノ債務ノ發生年月日、金額、利率、償還期限及辨濟狀況  
 三 辨濟、相殺又ハ更改ヲ爲サントスル金額及其ノ事由  
 四 債務者及債權者間ノ特殊關係ノ有無

前項ノ申出ヲ受ケタル擔當委員ハ辨濟、相殺又ハ更改ヲ爲スモ道府縣臨時負債處理委員會ノ斡旋及負債處理計畫ノ樹立ニ支障ナシト認ムル場合ニ於テハ遲滞ナク承認ヲ爲スベシ

第十一條第三項ノ規定ニ依ル特別融通(以下特別融通ト稱ス)ヲ爲スコトヲ得

第十一條 産業組合中央金庫ガ信用組合ニ對シ特別融通ヲ爲ス場合ニ於テハ特別融通ノ契約中ニ信用組合ガ其ノ組合員タル戰死傷者遺家族又ハ負債整理組合ニ對シ負債處理資金ノ融通ヲ爲スニ因リ過失ナクシテ損失ヲ受ケタルトキハ當該信用組合ノ戰死傷者遺家族又ハ負債整理組合ニ對スル負債處理資金融通總額ノ十分ノ六ヲ限度トシテ之ヲ補償スベキ旨ノ規定ヲ爲スベシ

第十二條 市町村ガ戰死傷者遺家族ニ對シ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル負債處理資金貸付額又ハ信用組合若ハ負債整理組合ガ戰死傷者遺家族ニ對シテ爲ス負債處理資金貸付額ノ最高限度ハ一戰死傷者遺家族ニ付三千圓(特別ノ事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ五千圓)ヲ超ユルコトヲ得ズ

融資銀行ガ特別融通ヲ爲ス場合ニ於ケル負債處理資金貸付額ハ一戰死傷者遺家族ニ付五千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ負債處理資金貸付額ト前項ノ負債處理資金貸付額トハ之ヲ合シテ五千圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十三條 市町村、産業組合中央金庫又ハ信用組合ガ負債整理組合ニ對シ負債處理資金ヲ融通シタル場合ニ於テ其ノ負債整理組合ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ期限前ト雖モ特別融通ニ因ル債務ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ爲サシムベシ

一 其ノ資金ヲ第九條ノ目的外ニ使用シタルトキ又ハ其ノ資金ニ餘裕ヲ生ジタルトキ

第六條 左ニ掲グル債務ニ付テハ臨時農村負債處理法第四條第一項ノ承認ヲ受クルコトヲ要セズ

一 一件三十圓以下ノ債務但シ其ノ累計額ガ百圓ヲ超ユルニ至リタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

二 道府縣臨時負債處理委員會ノ斡旋ニ依リ既ニ條件緩和ノ協定成リタル債務

第七條 道府縣臨時負債處理委員會臨時農村負債處理法施行令第十三條ノ規定ニ依リ負債處理ノ申出ヲ受理シタルトキハ負債整理組合又ハ市町村負債整理委員會ニ對シ其ノ旨ヲ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ負債整理組合又ハ市町村負債整理委員會ハ斡旋ヲ休止スベシ

第八條 市町村農地委員會、負債整理組合又ハ農村經濟更生ニ關スル委員會ハ臨時農村負債處理法第十條ノ規定ニ依リ意見ヲ具申シ又ハ調査ヲ爲スベシ

第九條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ戰死傷者遺家族ノ負債處理計畫樹立セラレ且負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定成リタル場合ニ於テ臨時農村負債處理法第二條ニ規定スル負債ノ償還資金ニ充ツル爲同法第十一條第一項ノ規定ニ依ル特別融通(以下特別融通ト稱ス)ヲ爲スコトヲ得

第十條 日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓殖銀行(以下融資銀行ト稱ス)ハ戰死傷者遺家族ノ負債處理計畫樹立セラレ且負債ノ條件ノ緩和ニ關スル協定成リタル場合ニ於テ臨時農村負債處理法第二條ニ規定スル負債ニシテ不動産ヲ擔保トスルモノノ償還資金ニ充ツル爲同法第

二 組合員タル戰死傷者遺家族ヨリ特別融通ニ因ル資金ヲ以テスル貸付金ノ償還ヲ受ケタルトキ

市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ戰死傷者遺家族ニ對シ特別融通ヲ爲シタル場合ニ於テ負債處理資金ノ貸付ヲ受ケタル戰死傷者遺家族ガ其ノ資金ヲ第九條又ハ第十條ノ目的外ニ使用シタルトキハ市町村、信用組合又ハ融資銀行ハ期限前ト雖モ特別融通ニ因ル債務ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ爲サシムベシ

第一項第一號又ハ前項ノ規定ニ依リ市町村、産業組合中央金庫、信用組合又ハ融資銀行ガ債務ノ償還ヲ爲サシメントスル場合ニ於テハ市町村及信用組合ニ在リテハ地方長官、産業組合中央金庫及融資銀行ニ在リテハ農林大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケルベシ

第十四條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第八條、第九條第三項、第十二條、第十四條、第十五條、第十八條第二項第四項及第二十一條乃至第二十四條ノ規定ハ市町村、産業組合中央金庫若ハ融資銀行ガ特別融通ヲ爲ス場合又ハ信用組合ガ負債處理資金ノ融通ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス但シ第八條第一項中農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行ノ日ヨリトアルハ臨時農村負債處理法施行ノ日ヨリトシ第二十三條中當該負債整理組合ノ事務所所在地トアルハ當該負債整理組合ノ事務所所在地又ハ其ノ資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ノ住所トス

第十五條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第七條、第九條第一項第二項、第十條、第十一條及第十八條第一項第三項ノ規定ハ市町村若ハ産業組合中央金庫ガ負債整理組合ニ對シ特別融通ヲ爲ス



場合又ハ信用組合ガ其ノ組合員タル負債整理組合ニ對シ負債處理資金ヲ融通スル場合ニ之ヲ準用ス

**第十六條** 市町村ハ特別融通ヲ爲シタル戦死傷者遺家族ニ對シ主務大臣、府縣知事(北海道廳長官ヲ含ム以下同シ)又ハ市町村長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ資産負債及負債處理ノ狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告ヲ爲サシムルコトヲ得ル旨ノ契約ヲ締結スベシ  
信用組合ハ負債處理資金ヲ融通シタル戦死傷者遺家族ニ對シ農林大臣、大藏大臣、地方長官、産業組合中央金庫又ハ信用組合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ其ノ資産負債及負債處理ノ狀況ヲ調査シ又ハ必要ナル報告ヲ爲サシムルコトヲ得ル旨ノ契約ヲ締結スベシ

**第十七條** 農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第十九條ノ規定ハ第十四條若ハ第十五條ニ於テ準用スル同則第十八條ノ規定又ハ前條ノ規定ニ依リ調査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシメタル者ニ之ヲ準用ス  
**第十八條** 市町村ハ毎年五月三十一日迄ニ前年度ノ特別融通ノ狀況ニ關スル報告書(附録様式)ヲ府縣知事及主務大臣ニ提出スベシ

(附録様式)

(1) 昭和 年度ノ市町村負債處理資金特別會計借入金狀況

種 類	前 年 度	未 現 在	本 年 度	借 入		未 現 在
				本 年 度	借 入	
市町村起債ニ依ルモノ						
市町村ノ自己資金ニ依ルモノ						
計						

(昭和 年度未現在)

**第十九條** 農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第十六條及第十七條ノ規定ハ臨時農村負債處理法第十四條第一項ノ損失補償ノ契約ニ之ヲ準用ス  
**第二十條** 農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ハ本則ノ適用ニ關シテハ之ヲ負債整理組合ト看做ス  
**第二十一條** 本則中町村又ハ町村長トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス  
**第二十二條** 負債處理資金特別融通及損失補償ニ關シテハ本則ニ依ルモノノ外市町村ニ在リテハ主務大臣、産業組合中央金庫及融資銀行ニ在リテハ農林大臣及大藏大臣之ヲ定ム  
**第二十三條** 本則中主務大臣トアルハ農林大臣、大藏大臣及内務大臣トス

附 則

本令ハ臨時農村負債處理法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十三年六月二十日ヨリ施行)

備 考

(注意) 備考欄ハ市町村ガ借入申込ヲ爲シタル未ダ貸付ヲ受ケザル金額ニ付記載スルコト

(2) 昭和 年度未迄ノ貸付總額

貸 付 先	貸 付 額	擔 保 別			貸 付 年 月 日	償 還 方 法	備 考
		保 證 付 債 權	不 動 産 抵 擔 付	各 種 擔 保 權			
合 計							

(注意)

(一) 本表ハ貸付一口毎ニ記載シ貸付先毎ニ小計ヲ記載スルコト  
(二) 各種擔保付債權トハ一口ノ債權ニ付保證、不動産擔當、動産買等二種以上ノ擔保アルモノヲ謂フ  
(三) 備考欄ハ(1)役員ノ個人保證アル場合ニハ其ノ旨及事由並ニ(2)各戦死傷者遺家族又ハ負債整理組合毎ニ信用組合ヨリ借入レタル負債處理資金ノ額ニ付記載スルコト

(3) 昭和 年度内ノ貸付状況

貸付先別	區 分	年 度 内 ノ 貸 付 状 況			
		前 年 度	未 現 在	本 年 度	貸 付



(4) 昭和 年度ノ延滞状況

區分	本年度ノ償還金中年度末ニ於テ延滞シ居ルモノ			前年度末現在ノ延滞金			前年度末現在ノ延滞金中本年度内ニ回収セルモノ			本年度末ニ於ケル延滞金總額		
	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計
合計												

### 第十一章 農地調整

#### ●農地調整法 (昭和十三年四月二日法律第六十七號)

沿革 昭和十一年二月法律第六十四號、二十一年九月第一九號、二十一年四月二號、二十二年二月第二四〇號改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル農地調整法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 農地調整法

第一條 本法ハ耕作ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖ル爲メ農地關係等ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法ニ於テ小作料トハ耕作ノ目的ヲ以テ農地ガ賃借セラルル場合ニ於ケル賃借(農地以外ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附隨シテ賃借セラレ其ノ賃借ガ農地ノ賃借ト契約上分別シ得ザル場合ニ在リテハ農地以外ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ノ賃借ヲ含ム)又ハ耕作ノ目的ヲ以テ永小作權ガ設定セララルル場合ニ於ケル小作料ヲ謂フ

本法ニ於テ薪炭林トハ耕作ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ヲ謂フ

本法ニ於テ採草地トハ肥料若ハ飼料又ハ此等ノ原料ニ關スル草又ハ落葉ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法ニ於テ放牧地トハ家畜ノ放牧ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者又ハ耕作者ハ疾病其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ら耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申出アリタル場合ニ於テハ同項ノ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ管理又ハ買取ヲ爲スコトヲ得

第四條 農地、採草地又ハ放牧地(農地タル採草地又ハ放牧地並ニ植林

ノ目的其ノ他採草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク)ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ノ設定又ハ移轉ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者ニ於テ都道府縣知事ノ許可又ハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受ケルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼス

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 第三條ノ團體ガ同條ノ事業ヲ行フ爲前條ニ掲グル權利ヲ取得スル場合

二 前條ニ掲グル權利ノ取得ニ關シ當事者ノ一方ガ國又ハ都道府縣ナル場合

三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ收用スル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條ノ二 農地ノ價格ハ第六條ノ四ニ定ムル場合ヲ除クノ外當該農地ノ土地臺帳法ニ依リ賃借價格ニ主務大臣ノ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ農地ノ價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ都道府縣知事ノ許可ヲ受ケタル場合及命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第七條 前項ノ規定ニ依リ告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條ノ三 都道府縣知事市町村農地委員會ノ申請アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ當該申



請ニ係ル區域ニ付前條第一項ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メ又ハ同項ニ規定  
スル以外ノ基準ニ依リ同項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムルコトヲ得  
都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ率又ハ額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス  
前項ノ規定ニ依リ公示アリタルトキハ其ノ率又ハ額ヲ以テ前條ノ率又  
ハ額ト看做ス

第六條ノ四 土地臺帳法ニ依ル賃賃價格ナキ農地ヲ讓渡ス場合ニハ其ノ  
價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ都道府縣知事  
ノ認可ヲ受ケベシ  
前項ノ場合ニ於テ農地ノ價格ハ同項ノ認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契  
約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第七條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セ  
ラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス  
前項ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ同項ニ規定スル自作農創設維持ノ事業ニ  
依リ創設又ハ維持セラレタル自作地タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スル  
コトヲ得ズ

第八條 農地ノ賃賃借ハ其ノ登記ナキモ農地ノ引渡アリタルトキハ爾後  
其ノ農地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ効力ヲ生ズ  
民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル賃賃借ノ目的  
タル農地ヲ賃賃借ノ目的物タル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 農地ノ賃賃借人ハ賃賃借人ガ窮乏ニキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ  
滞納スル等信義ニ反シタル行爲ナキ限リ賃賃借ノ解除若ハ解約ヲ爲シ  
又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ土地使用者ノ變更又ハ賃賃借人ノ自  
作ヲ相當トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
當事者ガ農地ノ賃賃借ノ期間ヲ定メタルトキハ當事者ガ期間満了前六  
月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新ヲ拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非  
ザレハ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ從前ノ賃賃借ト同一ノ條

第九條ノ四 市町村農地委員會議必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ノ  
認可ヲ受ケ當該市町村ニ在ル農地ニ付前條各號ニ掲グル小作料ノ額又  
ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得  
都道府縣知事前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ  
意見ヲ聽クコトヲ要ス

都道府縣知事第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ旨ヲ公示スベシ  
前項ノ規定ニ依ル公示アリタルトキハ其ノ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ  
以テ前條各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ト看做ス  
前四項ノ規定ハ公示セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件ヲ變更スル場  
合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ五 行政官廳前二條ノ規定ニ依ル小作料ノ額及ハ減免條件著シ  
ク不當ナリト認ムルトキハ第九條ノ三各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減  
免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得  
都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定メントス  
ルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第九條ノ六 前二條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
前條第三項乃至第五項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
調停ニ依リ定マリタル小作料ノ額又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セ  
ズ

第九條ノ七 第九條ノ二乃至前條ノ規定ハ敷金、補償金額、修繕費及用  
排水費ノ負擔並ニ小作料ノ額及減免條件以外ノ農地ノ賃賃借若ハ永小  
作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付之ヲ  
準用ス

第九條ノ八 小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫セラレル米ノ價額、畑  
ニ在リテハ通常收穫セラル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ  
超ユルトキハ農地ノ賃賃借人又ハ永小作人ハ當該農地ノ賃賃借人又ハ所有  
者ニ對シ其ノ一定割合ニ相當スル額ニ至ル迄小作料ノ減額ヲ請求スル

第十八類 産業 第一編 農業

件ヲ以テ更ニ賃賃借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ賃賃借人ノ疾病ニ因リ  
テ自作耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃賃借  
ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
農地ノ賃賃借ノ當事者賃賃借ノ解除若ハ解約(合意解約ヲ含ム)以下同  
ジ)ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町  
村農地委員會ノ承認ヲ受ケベシ  
前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得  
第三項ノ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ効力ヲ生ゼズ  
第二項並ニ民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニ  
シテ賃賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第九條ノ二 小作料ハ金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準トシ  
テ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ  
前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算  
セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件(金錢ニ換算セラレタルモノガ第  
九條ノ三各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃賃借人又  
ハ永小作權者ニ不利ナル場合ニ在リテハ同條各號ニ掲グル小作料ノ額  
及減免條件)ヲ以テ契約ヲ爲シタルモノト看做ス

第九條ノ三 小作料ハ左ノ各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ  
農地ノ賃賃借人又ハ永小作權者ニ不利ト爲ルベキ額又ハ減免條件ヲ以テ  
之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合  
ニ於テ農地ノ所有者又ハ賃賃借人ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事  
ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一 小作料統制令廢止ノ際小作料ノ定アル農地ニ付テハ其ノ小作料ノ  
額及減免條件(金錢以外ノ物ヲ以テ金錢以外ノ物ヲ基準トシテ定メ  
ラレタル小作料ノ額及減免條件ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ金  
錢ニ換算セラレタル小作料ノ額及減免條件)  
二 前號ニ該當セザル農地ニ付テハ小作料統制令廢止後ニ於ケル最初  
ノ小作料ノ額及減免條件

件ヲ以テ更ニ賃賃借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ賃賃借人ノ疾病ニ因リ  
テ自作耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃賃借  
ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
農地ノ賃賃借ノ當事者賃賃借ノ解除若ハ解約(合意解約ヲ含ム)以下同  
ジ)ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町  
村農地委員會ノ承認ヲ受ケベシ  
前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得  
第三項ノ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ効力ヲ生ゼズ  
第二項並ニ民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニ  
シテ賃賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第九條ノ二 小作料ハ金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準トシ  
テ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ  
前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算  
セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件(金錢ニ換算セラレタルモノガ第  
九條ノ三各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃賃借人又  
ハ永小作權者ニ不利ナル場合ニ在リテハ同條各號ニ掲グル小作料ノ額  
及減免條件)ヲ以テ契約ヲ爲シタルモノト看做ス

第九條ノ三 小作料ハ左ノ各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ  
農地ノ賃賃借人又ハ永小作權者ニ不利ト爲ルベキ額又ハ減免條件ヲ以テ  
之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合  
ニ於テ農地ノ所有者又ハ賃賃借人ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事  
ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一 小作料統制令廢止ノ際小作料ノ定アル農地ニ付テハ其ノ小作料ノ  
額及減免條件(金錢以外ノ物ヲ以テ金錢以外ノ物ヲ基準トシテ定メ  
ラレタル小作料ノ額及減免條件ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ金  
錢ニ換算セラレタル小作料ノ額及減免條件)  
二 前號ニ該當セザル農地ニ付テハ小作料統制令廢止後ニ於ケル最初  
ノ小作料ノ額及減免條件

第九條ノ四 市町村農地委員會議必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ノ  
認可ヲ受ケ當該市町村ニ在ル農地ニ付前條各號ニ掲グル小作料ノ額又  
ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得  
都道府縣知事前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ  
意見ヲ聽クコトヲ要ス

都道府縣知事第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ旨ヲ公示スベシ  
前項ノ規定ニ依ル公示アリタルトキハ其ノ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ  
以テ前條各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ト看做ス  
前四項ノ規定ハ公示セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件ヲ變更スル場  
合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ五 行政官廳前二條ノ規定ニ依ル小作料ノ額及ハ減免條件著シ  
ク不當ナリト認ムルトキハ第九條ノ三各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減  
免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得  
都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定メントス  
ルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第九條ノ六 前二條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
前條第三項乃至第五項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
調停ニ依リ定マリタル小作料ノ額又ハ減免條件ニ付テハ之ヲ適用セ  
ズ

第九條ノ七 第九條ノ二乃至前條ノ規定ハ敷金、補償金額、修繕費及用  
排水費ノ負擔並ニ小作料ノ額及減免條件以外ノ農地ノ賃賃借若ハ永小  
作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付之ヲ  
準用ス

第九條ノ八 小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫セラレル米ノ價額、畑  
ニ在リテハ通常收穫セラル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ  
超ユルトキハ農地ノ賃賃借人又ハ永小作人ハ當該農地ノ賃賃借人又ハ所有  
者ニ對シ其ノ一定割合ニ相當スル額ニ至ル迄小作料ノ減額ヲ請求スル

件ヲ以テ更ニ賃賃借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ賃賃借人ノ疾病ニ因リ  
テ自作耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃賃借  
ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
農地ノ賃賃借ノ當事者賃賃借ノ解除若ハ解約(合意解約ヲ含ム)以下同  
ジ)ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町  
村農地委員會ノ承認ヲ受ケベシ  
前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得  
第三項ノ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ効力ヲ生ゼズ  
第二項並ニ民法第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニ  
シテ賃賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第九條ノ二 小作料ハ金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準トシ  
テ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ  
前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算  
セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件(金錢ニ換算セラレタルモノガ第  
九條ノ三各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃賃借人又  
ハ永小作權者ニ不利ナル場合ニ在リテハ同條各號ニ掲グル小作料ノ額  
及減免條件)ヲ以テ契約ヲ爲シタルモノト看做ス

第九條ノ三 小作料ハ左ノ各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ  
農地ノ賃賃借人又ハ永小作權者ニ不利ト爲ルベキ額又ハ減免條件ヲ以テ  
之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合  
ニ於テ農地ノ所有者又ハ賃賃借人ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事  
ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
一 小作料統制令廢止ノ際小作料ノ定アル農地ニ付テハ其ノ小作料ノ  
額及減免條件(金錢以外ノ物ヲ以テ金錢以外ノ物ヲ基準トシテ定メ  
ラレタル小作料ノ額及減免條件ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ金  
錢ニ換算セラレタル小作料ノ額及減免條件)  
二 前號ニ該當セザル農地ニ付テハ小作料統制令廢止後ニ於ケル最初  
ノ小作料ノ額及減免條件

第九條ノ四 市町村農地委員會議必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事ノ  
認可ヲ受ケ當該市町村ニ在ル農地ニ付前條各號ニ掲グル小作料ノ額又  
ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得  
都道府縣知事前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ  
意見ヲ聽クコトヲ要ス

都道府縣知事第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其  
ノ旨ヲ公示スベシ  
前項ノ規定ニ依ル公示アリタルトキハ其ノ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ  
以テ前條各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ト看做ス  
前四項ノ規定ハ公示セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件ヲ變更スル場  
合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ五 行政官廳前二條ノ規定ニ依ル小作料ノ額及ハ減免條件著シ  
ク不當ナリト認ムルトキハ第九條ノ三各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減  
免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得  
都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定メントス  
ルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス



用ス

第十二條 小作調停法ニ依ル調停委員會ニ於テ調停成ラザル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ小作官又ハ小作主事及調停委員ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代ヘ小作關係ノ存續、小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ小作料ノ支拂、小作地ノ引渡其ノ他財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス  
第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス  
前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス  
第一項ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十三條 小作關係ノ爭議ヲ除クノ外相隣關係其ノ他農地ノ利用關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキハ當事者ハ裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小作調停法及第十條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 裁判所第十二條又ハ前條ノ規定ニ依リ小作關係ノ存續、小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會又ハ道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第十四條ノ二 第八條、第九條及第九條ノ十ノ規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル有償ノ契約ニ付之ヲ準用ス

第十四條ノ三 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體自家用ノ薪若ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落葉等ノ採取、自家用ノ肥料若ハ飼料若ハ此等ノ原料ニ用フル草若ハ落葉ノ採取又ハ耕作者ガ耕作ニ附隨シテ生産シ若ハ飼育スル家畜ノ放牧ヲ目的トスル土地又ハ立木ノ使用收益ノ權利(以下使用權ト稱ス)ヲ取得スルノ必要アルトキハ市町村農地委員

會ノ承認ヲ受ケ土地又ハ立木ノ所有者(政府ヲ除ク)其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ使用權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得市町村農地委員會前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者、同項ノ承認ヲ受ケントスル者、當該市町村ノ長及道府縣農地委員會、道府縣開拓委員會又ハ當該市町村ノ區域ヲ其ノ地區ノ全部若ハ一部トスル森林組合、牧野組合其ノ他省令ヲ以テ定ムル團體ヲ代表スル者ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第十四條ノ四 前條第三項ノ規定ニ依ル裁判ノ申請アリタルトキハ市町村農地委員會ハ當該申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示ス

前條第三項ノ規定ニ依ル裁判ノ申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ハ前項ノ公示ノ日ヨリ二週間内ニ市町村農地委員會ニ意見書ヲ提出スルコトヲ得

市町村農地委員會ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後審議ヲ開始スベシ  
裁定ハ其ノ申請ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ  
裁定ニ於テハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

- 一 設定ヲ爲スベキ使用權ノ内容及存續期間並ニ當該權利ノ目的タル土地又ハ立木
- 二 對價並ニ其ノ支拂ノ方法及時期
- 三 土地又ハ立木ノ引渡ノ時期
- 四 使用收益開始ノ時期

市町村農地委員會裁定ヲ爲シタルトキハ通滞ナク其ノ旨ヲ前條第二項ニ掲グル者ニ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示ス

前項ノ公示アリタルトキハ裁定ノ定ムル所ニ依リ當事者間ニ協議調ヒタルモノト看做ス

民法第二百七十二條但書及第六百十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十四條ノ五 前二條ノ規定ハ自作農創設特別措置法第三十條又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ買収ヲ爲ス目的ヲ以テ省令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ニ付テハ之ヲ適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絶ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者が當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

二 薪炭林ニ付償行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ノアリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキ

ハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付支拂フ及ボサザル場合ヲ除クノ外道府縣知事ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ又ハ立木ヲ損壞シ若ハ除去スルコトヲ得ズ但シ當該協議調ハザル場合ニ於テ同條第三項但書ノ期間内ニ同項ノ規定ニ依リ裁判ノ申請ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ八 第十四條ノ三第二項ニ掲グル者第十四條ノ四ノ規定ニ依リ裁定ニ對シ不服アルトキハ同條第六項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ道府縣知事前項ノ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ訴願ヲ受理シタルトキハ同項ノ期間満了後一月内ニ裁定ヲ爲スベシ

都道府縣知事前項ノ判決ヲ爲サントスルトキハ道府縣薪炭林等委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十五條 市町村農地委員會ハ主務大臣及道府縣知事ノ監督ニ屬シ左ニ掲グル事項ヲ處理ス

- 一 本法其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項
- 二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ政令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ二 市町村農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織スニ於テ會長ヲ互選スルコト能ハザルトキハ第八項ノ規定ニ依リ選任セラルタル委員ノ中ヨリ道府縣知事ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ左ノ各號ノ區分ニ從ヒ各號ノ一ニ該當シ被選舉權ヲ有スル者ニ充就キ當該各號ニ該當シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ



二 農地ノ所有者ニシテ耕作ノ業務ヲ營マザルモノ又ハ其ノ所有スル農地ノ面積ヲ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超スルモノ  
三 耕作ノ業務ヲ營ミ且農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル農地ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ所有スル農地ト看做ス  
第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ前項各號ノ一ニ該當スル者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ハ之ヲ當該各號ニ該當スル者ト看做ス  
第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委員ノ定數ハ前項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ三人、同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人トス  
都道府縣知事必要アリト認ムルトキハ特定ノ市町村農地委員會ニ付第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委員ノ定數ヲ增加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ增加スベキ委員ノ定數ハ同項第二號及第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ增加スベキ委員ノ定數ノ合計ト等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員ノ定數ノ合計八十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

都道府縣知事必要アリト認ムルトキハ第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルル委員ノ外三人ヲ限リ委員ヲ選任スルコトヲ得  
前項ノ委員ヲ選任スルニハ第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル總委員ノ同意アルコトヲ要ス但シ第二項但書ノ規定ニ依リ會長ニ充ツベキ委員ヲ選任セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第十五條ノ三 市町村ノ區域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者若ハ當該市町村ノ區域内ニ於テ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ハ其ノ所有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超スルモノノ所有スル農地ト看做ス

補選委員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス  
委員ハ其ノ任期満了シタルトキト雖モ後任ノ委員就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ  
第十五條ノ十一 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル委員被選舉權ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ  
第十五條ノ十二 市町村農地委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ  
議事ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
市町村農地委員會ノ會議ハ公開ス  
會長ハ議事録ヲ作成シ之ヲ縦覽ニ供スベシ  
第十五條ノ十三 委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關スル事件ニ付議事ニ與ルコトヲ得ズ  
第十五條ノ十四 都道府縣知事ハ都道府縣農地委員會ノ請求ニ因リ市町村農地委員會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ市町村農地委員會ノ解散アリタルトキハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ選舉ヲ行フコトヲ要ス  
第十五條ノ十五 都道府縣知事ハ都道府縣農地委員會ヲ置ク  
都道府縣農地委員會ハ主務大臣及都道府縣知事ノ監督ニ屬シ左ニ掲グル事項ヲ處理ス  
一 本法其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項  
二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ勅令ヲ以テ定ムル事項  
第十五條ノ十六 都道府縣農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス  
會長ハ都道府縣知事ヲ以テ之ニ充ツ  
第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第六項第八項第九項本文及第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ二第六項中五人トアルハ八人、三人トアルハ六人、二人トアルハ四人、同條第八項中三人トアルハ五人、第十五條ノ五及

偶者ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス  
前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ  
一 未成年者  
二 禁治產者及準禁治產者  
三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者  
第十五條ノ五 選舉ニ關スル事務ハ地方自治法第八十一條ニ規定スル市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管理ス  
第十五條ノ六 選舉ハ投票ニ依リ之ヲ行フ  
投票ハ一人一票ニ限ル  
投票ハ選舉人自ラ投票所ニ到リ投票用紙ニ被選舉人一人ノ氏名ヲ自書シ之ヲ行フベシ但シ法人ニ在リテハ其ノ代表者之ヲ行フモノトス  
投票用紙ニハ選舉人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ズ  
第十五條ノ七 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票數同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
第十五條ノ八 前六條ニ規定スルモノノ外市町村農地委員會ノ選舉ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十五條ノ九 委員ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ  
第十五條ノ十 委員ノ任期ハ二年トス  
第十五條ノ十一 第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ當該區分ニ屬スル者ニ就キ同項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル委員ノ全員ノ改選ヲ市町村ノ選舉管理委員會ニ請求スルコトヲ得  
都道府縣知事ハ特別ノ事由アルトキハ第十五條ノ二第八項ノ規定ニ依リ選任シタル委員ヲ解任スルコトヲ得  
第十五條ノ二第九項本文ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ同項本文ニ總委員トアルハ總委員ノ過半數トス

第十五條ノ十 第二項中市町村ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員會、第十五條ノ二第八項、第十五條ノ十第三項及第十五條ノ十四第一項中都道府縣知事トアルハ主務大臣、第十五條ノ十第二項中當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者トアルハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者(選舉區ノアル場合ニ在リテハ同一選舉區ニ屬スル者ニ限リ)、委員トアルハ委員(選舉區ノアル場合ニ在リテハ當該選舉區ニ屬スル委員ニ限リ)、第十五條ノ十四第一項中都道府縣農地委員會トアルハ中央農地委員會トス  
第十五條ノ十八 都道府縣知事都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決ヲ法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得但シ議決ノアリタル日ヨリ一月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ議決ヲ法令ニ違反シ又ハ著シク不當ナリト認ムルトキハ中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求スルコトヲ得  
第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會第二項ノ規定ニ依リ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ノアリタル日ヨリ一月内ニ其ノ取消ノ可否ヲ議決スベシ  
第十五條ノ十九 市町村農地委員會及都道府縣農地委員會ハ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ規定スル事項ヲ處理スル爲ニ必要ナルトキハ農地ノ所有者又ハ耕作者其ノ他關係者ニ對シ其ノ出頭ヲ求め若ハ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ委員若ハ委員會ノ事務ニ從事スル者ヲシテ農地其ノ他必要ナル場所ニ就キ所要ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得  
第十五條ノ二十 市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員及其ノ事務ニ從事スル者ハ登記所、土地臺帳所、家屋臺帳所、家屋臺帳所管轄又ハ市町村ノ事務所ニ就キ無償ニテ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ規定スル事項ヲ處理スルニ必要ナル簿籍ノ閱覽又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得

百二十七ノ三十一



第十五條ノ二十一 市町村農地委員會ニ關スル費用ハ市町村、都道府縣農地委員會ニ關スル費用ハ都道府縣之ヲ負擔ス

第十六條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十七條ノ三 本法中各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年七月勅令第五二五號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行)

第十九條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ本法施行前ニ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和二十一年一月勅令第三十七號ヲ以テ第九條ノ二乃至第九條ノ七、第九條ノ八、第九條ノ九、第九條ノ十、第九條ノ十一、第九條ノ十二、第九條ノ十三、第九條ノ十四、第九條ノ十五、第九條ノ十六、第九條ノ十七、第九條ノ十八、第九條ノ十九、第九條ノ二十、第九條ノ二十一、第九條ノ二十二、第九條ノ二十三、第九條ノ二十四、第九條ノ二十五、第九條ノ二十六、第九條ノ二十七、第九條ノ二十八、第九條ノ二十九、第九條ノ三十、第九條ノ三十一、第九條ノ三十二、第九條ノ三十三、第九條ノ三十四、第九條ノ三十五、第九條ノ三十六、第九條ノ三十七、第九條ノ三十八、第九條ノ三十九、第九條ノ四十、第九條ノ四十一、第九條ノ四十二、第九條ノ四十三、第九條ノ四十四、第九條ノ四十五、第九條ノ四十六、第九條ノ四十七、第九條ノ四十八、第九條ノ四十九、第九條ノ五十、第九條ノ五十一、第九條ノ五十二、第九條ノ五十三、第九條ノ五十四、第九條ノ五十五、第九條ノ五十六、第九條ノ五十七、第九條ノ五十八、第九條ノ五十九、第九條ノ六十、第九條ノ六十一、第九條ノ六十二、第九條ノ六十三、第九條ノ六十四、第九條ノ六十五、第九條ノ六十六、第九條ノ六十七、第九條ノ六十八、第九條ノ六十九、第九條ノ七十、第九條ノ七十一、第九條ノ七十二、第九條ノ七十三、第九條ノ七十四、第九條ノ七十五、第九條ノ七十六、第九條ノ七十七、第九條ノ七十八、第九條ノ七十九、第九條ノ八十、第九條ノ八十一、第九條ノ八十二、第九條ノ八十三、第九條ノ八十四、第九條ノ八十五、第九條ノ八十六、第九條ノ八十七、第九條ノ八十八、第九條ノ八十九、第九條ノ九十、第九條ノ九十一、第九條ノ九十二、第九條ノ九十三、第九條ノ九十四、第九條ノ九十五、第九條ノ九十六、第九條ノ九十七、第九條ノ九十八、第九條ノ九十九、第九條ノ百)

第六條、第七條第二項及第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ前項ノ自作地ニ關シテ之ヲ準用ス

第二十條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ貸貸借ニモ亦之ヲ適用ス但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ貸貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間満了スベキモノニ付當事者ガ其ノ期間満了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第九條第二項ノ期間內ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條同項ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

第二十一條 第十條第二項及第十一條乃至第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ繫屬スル小作關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル訴訟事件又ハ調停事件ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 登錄稅法第十九條但書中「第八號、第九號」ヲ「第八號乃至第九號ノ四」ニ改ム

同法同條第八號中「自作農ノ創設維持又ハ」及「北海道府縣市町村、産業組合、産業組合聯合會」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八ノ二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

同法同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 農地調整法第三條若ハ第四條ノ團體又ハ第六條若ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ對シ同法第三條、第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス者カ其ノ貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ二 農地調整法第三條又ハ第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記

九ノ三 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者カ自作農創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ四 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記

同法同條第十二號ヲ左ノ如ク改ム

十二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地所有權ノ取得ノ登記

附則 (昭和二十年法律第六十四號)

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和二十一年一月勅令第三十七號ヲ以テ第九條ノ二乃至第九條ノ七、第九條ノ八、第九條ノ九、第九條ノ十、第九條ノ十一、第九條ノ十二、第九條ノ十三、第九條ノ十四、第九條ノ十五、第九條ノ十六、第九條ノ十七、第九條ノ十八、第九條ノ十九、第九條ノ二十、第九條ノ二十一、第九條ノ二十二、第九條ノ二十三、第九條ノ二十四、第九條ノ二十五、第九條ノ二十六、第九條ノ二十七、第九條ノ二十八、第九條ノ二十九、第九條ノ三十、第九條ノ三十一、第九條ノ三十二、第九條ノ三十三、第九條ノ三十四、第九條ノ三十五、第九條ノ三十六、第九條ノ三十七、第九條ノ三十八、第九條ノ三十九、第九條ノ四十、第九條ノ四十一、第九條ノ四十二、第九條ノ四十三、第九條ノ四十四、第九條ノ四十五、第九條ノ四十六、第九條ノ四十七、第九條ノ四十八、第九條ノ四十九、第九條ノ五十、第九條ノ五十一、第九條ノ五十二、第九條ノ五十三、第九條ノ五十四、第九條ノ五十五、第九條ノ五十六、第九條ノ五十七、第九條ノ五十八、第九條ノ五十九、第九條ノ六十、第九條ノ六十一、第九條ノ六十二、第九條ノ六十三、第九條ノ六十四、第九條ノ六十五、第九條ノ六十六、第九條ノ六十七、第九條ノ六十八、第九條ノ六十九、第九條ノ七十、第九條ノ七十一、第九條ノ七十二、第九條ノ七十三、第九條ノ七十四、第九條ノ七十五、第九條ノ七十六、第九條ノ七十七、第九條ノ七十八、第九條ノ七十九、第九條ノ八十、第九條ノ八十一、第九條ノ八十二、第九條ノ八十三、第九條ノ八十四、第九條ノ八十五、第九條ノ八十六、第九條ノ八十七、第九條ノ八十八、第九條ノ八十九、第九條ノ九十、第九條ノ九十一、第九條ノ九十二、第九條ノ九十三、第九條ノ九十四、第九條ノ九十五、第九條ノ九十六、第九條ノ九十七、第九條ノ九十八、第九條ノ九十九、第九條ノ百)

第二條 第六條ノ四ノ改正規定ハ同條ノ規定施行ノ際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第三條 第九條ノ二ノ改正規定ハ昭和二十年以前ノ產米ヲ以テスル小作料ノ支拂及其ノ受領ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 從前ノ規定ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ハ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ成立ニ至ル迄存續スルモノトシ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ處理ス

前項ニ規定スルモノヲ除ク外第十五條乃至第十五條ノ十八ノ改正規定施行ノ際市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

百二十七ノ三十三



第五條 小作料統制令、臨時農地價格統制令及臨時農地等管理令ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行前小作料統制令、臨時農地價格統制令又ハ臨時農地等管理令ニ基キ爲シタル許可若ハ認可又ハ許可若ハ認可ノ申請ハ之ヲ本法ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

第一項ノ規定施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ小作料統制令、臨時農地價格統制令及臨時農地等管理令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附則 (昭和二十一年法律第四十二號)

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第五百五十五號で、昭和二十一年十一月二十二日から施行)

第四條の改正規定は、この法律施行前從前の第六條第三號の規定により從前の第五條の規定による認可を受けなかつた農地に關する契約で當該契約に係る權利の設定又は移轉に關する登記及び當該農地の引渡のいづれもが完了してゐないものについてはこれを適用する。

この法律施行後勅令で定める時期までは、第九條第三項の規定中「市町村農地委員會ノ承認」とあるのは、「地方長官ノ許可」と、同條第四項の改正規定中「承認」とあるのは、「許可」と讀み替へるものとする。

附則 (昭和二十二年法律第二百四十號)

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の第十五條ノ二第四項第五項及び第十五條ノ三第一項の規定は、昭和二十二年五月三日から、これを適用し、改正後の第十五條ノ十七の規定中第十五條ノ二第三項乃至第五項及び第十五條ノ三乃至第十五條ノ五の規定を準用する部分は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存する採草地又は放牧地(農地たる採草地又は放牧地並びに植林の目的その他採草及び

家畜の放牧以外の目的に主として供せられてゐる採草地又は放牧地を除く。以下同じ。)に關する契約で當該契約に係る權利の設定又は移轉に關する登記及び當該採草地又は放牧地の引渡のいづれもが完了してないものについても、これを適用する。

第三條 昭和二十一年十一月二十三日現在における農地の賃借人で同日以後第九條第三項の改正規定施行の日前に賃借借の解除、解約(合意解約を含む。以下同じ。)又は更新の拒絶に因つて當該農地の賃借人でなくなつたものは、市町村農地委員會の承認を受け、當該農地の昭和二十一年十一月二十三日現在における所有者又はその承継人(同日現在における當該賃借借の賃借が所有權に基いてされたものでない場合には、賃借人又はその賃借の基礎となつた權利の承継人。以下同じ。)に對し、當該農地につき賃借借契約を締結することに關し協議を求めることが出来る。

左の各號の一に該當する場合には、市町村農地委員會は、前項の承認をすることが出来る。

一 前項の賃借借の解除、解約又は更新の拒絶に係る農地が昭和二十一年十一月二十三日現在における當該農地の所有者又はその承継人以外の者の耕作の業務の目的に供されてゐる場合

二 都道府縣農地委員會において前項の賃借借の解除、解約又は更新の拒絶のあつたときにおける當該所有者又は承継人及び賃借人に就いての事情を調査して當該賃借借の解除、解約又は更新の拒絶を適法且つ正當であると認められた場合

三 前二號の外市町村農地委員會において前項の承認の申請が信義に反すると認められた場合

四 前項の承認を申請した者が所有權、賃借權、使用賃借による權利又は永小作權に基いて自作農創設特別措置法第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超える面積の農地に就き現に耕作の業務を營

んでゐる場合

五 昭和二十年十一月二十三日現在における第一號の農地の所有者又はその承継人が現に當該農地に就き耕作の業務を營む場合にあつては、その者が當該農地に就いての耕作の業務をやめるときは、その生活狀態が前項の承認を申請した者の生活狀態に較べて著しくわるくなる場合

第一項の場合において、協議が調はず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、命令の定めるところにより、當該農地の賃借借に關し市町村農地委員會の裁定を申請することが出来る。但し、同項の承認を受けた後二箇月を経過したときは、この限りでない。

市町村農地委員會は、前項の裁定をしたときは、遲滞なく第一項の規定による協議の當事者にその旨を通知しなければならない。

第三項の裁定に對し不服ある者は、前項の通知を受けた日から一箇月以内に都道府縣農地委員會に訴願することとする。

都道府縣農地委員會は、前項の訴願を受理したときは、同項の期間満了後一箇月以内に裁決してなければならない。

第一項の請求に係る農地につき、第三項の規定により賃借權を設定すべき旨の裁定があつた場合において第五項の規定による訴願が却下され、若しくは同項の期間内に訴願の提起がないとき、又は前項の規定により賃借權を設定すべき旨の裁定があつたときは、當該裁定又は裁決に定めるところにより、當該農地につき賃借權を設定されたものとみなす。

前項の規定による賃借權の設定については、民法第六百十二條の規定は、これを適用しない。

第四條 市町村農地委員會が前條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定の申請を受けた日から二箇月以内に當該申請に係る農地につき同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をしない場合におい

て、當該申請をした者がその期間經過後一箇月以内に都道府縣農地委員會に對して當該市町村農地委員會に同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をすべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府縣農地委員會は、當該市町村農地委員會に對して同條第一項又は第三項の規定により承認又は裁定すべき旨を指示しなければならない。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第三號中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と讀み替へるものとする。

第五條 前二條の規定による處分は違法なもの取消又は變更を求めるときは、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定にかかわらず、當事者がその處分のあつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならない。但し、處分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。

前項の訴の提起は、前二條の規定による處分の執行を停止しない。

第六條 第九條第三項の改正規定施行後命令で定める時期までは、改正後の第九條第三項(第十四條ノ二)において準用する場合を含む。以下同じ。中「市町村農地委員會ノ承認」とあるのは、「都道府縣知事ノ許可」と、改正後の同條第四項及び第五項中「承認」とあるのは、「許可」と讀み替へるものとする。

都道府縣知事は、改正後の第九條第三項及び前項の規定による許可をするには、農地に係る場合に於ては、都道府縣農地委員會の意見、薪炭林、採草地又は放牧地に係る場合に於ては、都道府縣薪炭林等委員會の意見を聴かなければならない。

第七條 第十五條ノ十四の改正規定施行の際現に都道府縣農地委員會の委員たる者は、改正前の同條第三項第一號乃至第三號の規定により互選された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第三項各號の規定により選舉されたものとみなし、改正前



の第十五條ノ十四第三項第四號の規定により選任された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第八項の規定により選任されたものとみなす。

前項の規定は、委員の任期に影響を及ぼさない。

第八條 第十五條ノ十八の改正規定施行前にした都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會の議決については、同條第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

### 農地調整法施行令

(昭和二十一年一月二十五日) 勅令第三十八號

沿革 昭和二十一年二月勅令第七八號、第九五號、十一月第五六號、十二月第六二號、二十二年二月第二五號、二月第五二號、七月政令第一三七號、八月第一六一號、一〇月第二四號、二十二年二月第三五號改正

朕農地調整法施行令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 農地調整法施行令

第一條 農地調整法第三條第一項ノ團體ハ農業協同組合ノ他耕作者ノ組織スル團體ニシテ中央農地委員會、都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ指定スルモノトス

第二條 農地、探草地又ハ放牧地(農地タル探草地又ハ放牧地ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラル探草地又ハ放牧地ヲ除ク)ノ所有權、地上權、永小作權、賃權、賃借權若ハ使用賃借ニ依ル權利(自作農創設特別措置法第十六條(第二十八條第四項第五項及第二十九條第二項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十八條第三項(同條第五項、第二十九條第二項及第四十一條第四項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム、第四十一條第一項又ハ第四十一條第三項ニ於テ規定ニ依ル賣渡アリタル土地以外ノ農地、探草地又ハ放牧地(農地タル探草地又ハ放牧地ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ

目的ニ主トシテ供セラル探草地又ハ放牧地ヲ除ク)ニ付テノ耕作、探草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トスル賃借權又ハ使用賃借ニ依ル權利ヲ除ク)ヲ設定シ、移轉シ若ハ取得セントスル者又ハ農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設若ハ維持セラレタル自作地、探草地若ハ放牧地ニ付抵當權ヲ設定セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

自作農創設特別措置法第十六條(第二十八條第四項第五項及第二十九條第二項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム(第二十八條第三項(同條第五項第四十一條第一項又ハ第四十一條ノ三第一項ノ規定ニ依ル賣渡アリタル土地以外ノ農地、探草地又ハ放牧地(農地タル探草地又ハ放牧地ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラル探草地又ハ放牧地ヲ除ク)ニ付テノ耕作、探草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トスル賃借權又ハ使用賃借ニ依ル權利ヲ設定シ、移轉シ若ハ取得セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クベシ

前二項ニ掲グル權利ノ取得又ハ設定ノ登記ノ申請ヲ爲スニハ其ノ申請書ニ都道府縣知事ノ許可書又ハ市町村農地委員會ノ承認書ヲ添付スルコトヲ要ス

第三條 農地調整法第五條第四號ノ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付其ノ創設又ハ維持ノ爲生ジタル事業者ニ對スル債務ノ爲抵當權ヲ設定スルコトキ

二 農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付其ノ創設又ハ維持セラレタル年ヨリ起算シ三十二年ヲ經過シ且其ノ創設又ハ維持ノ爲生ジタル事業者ニ對スル債務ノ辨濟ヲ完了シタル後ニ於テ抵當權ヲ設定スルコトキ

三 耕地整理其ノ他土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル爲農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコトキ

四 自作農創設特別措置法第二十五條ノ規定ニ依ル交換ニ因リ賃借權又ハ永小作權ヲ移轉スルコトキ

五 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ買戻權ヲ有スル者其ノ買戻權ニ基キ農地ノ所有權ヲ讓受ケントスルコトキ

六 其ノ他農林大臣ノ定ムル場合

第四條 前條各號ノ一ニ規定スル場合ノ登記ノ申請書ニハ權利ノ取得又ハ設定ガ當該各號ノ一ニ該當スルコトヲ證スベキ市町村農地委員會ノ書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第五條 農地調整法第六條ニ掲グル者農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

一 國又ハ都道府縣ガ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコトキ

二 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ收用シ又ハ使用シタル農地ヲ當該收用又ハ使用ニ係ル目的ニ供スルコトキ

三 第二條第一項ノ規定ニ依ル許可ニ係ル農地ヲ當該許可ニ係ル目的ニ供スルコトキ

四 耕作以外ノ目的ニ供セントスル農地ガ自作農創設特別措置法第五條第四號又ハ第五號ニ掲グルモノナルコトキ

五 耕地整理其ノ他土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル爲農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコトキ

六 其ノ他農林大臣ノ定ムル場合

第六條 都道府縣知事農地調整法第六條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ爲セントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第七條 農地調整法第六條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ同項但書ノ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 政府ガ自作農創設特別措置法第十六條(第二十八條第四項第五項及第二十九條第二項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ム、第二十八條第三項(同條第五項、第二十九條第二項及第四十一條第四項)ニ於テ準用スル

場合ヲ含ム、第四十一條第一項又ハ第四十一條ノ三第一項ノ規定ニ依リ農地ヲ賣渡ストキ

二 農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ者ガ農地開發事業令第十三條第三項ノ規定ニ依リ讓受ケタル農地ヲ同令第十三條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル價格以下ノ價格ヲ以テ讓渡ストキ

第八條 都道府縣知事農地調整法第六條ノ四ノ規定ニ依リ認可ヲ爲サンコトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第九條 農地調整法第六條ノ四第一項ノ認可ハ第七條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

第十條 農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業トハ政府ガ行フ自作農創設特別措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十六條、第三十七條若ハ第四十條ノ二ノ規定ニ依リ買收シタル土地、同法第十六條第一項若ハ第四十一條第一項第二號乃至第四號若ハ第四十一條ノ三第一項ニ規定スル政府ノ所有ニ屬スル土地、同法第二十三條ノ規定ニ依ル交換ニ因リ取得シタル農地又ハ同法第二十八條第一項(同法第二十八條第五項、第二十九條第二項及第四十一條第四項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ買取リタル土地ノ賣渡ノ事業、同法第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ市町村農地委員會ガ行フ農地ノ所有權、永小作權又ハ賃借權ノ交換ノ指示ノ事業、都道府縣、市町村又ハ農業協同組合其ノ他耕作者ノ組織スル團體ニシテ中央農地委員會、都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ノ指定スルモノノ行フ左ニ掲グル事業、市町村農地委員會ガ行フ第一號、第三號、第四號、第六號及第八號ニ掲グル事業並ニ農林中央金庫、日本勸業銀行又ハ北海道拓殖銀行ガ第二號、第五號又ハ第七號乃至第十一號ニ掲グル事業ニ關シ必要ナル資金ヲ貸付ケル事業ヲ謂フ

一 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ取得ノ斡旋ヲ爲スコト

二 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ取得又ハ開發ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト



第十八類 產業 第一編 農業

百二十七ノ三十八

三 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ開發ニ對シ助成ヲ爲スコト  
 四 前三號ノ事業ニ依リ創設セララル自作地ノ利用ニ必要ナル施設ノ取得ノ斡旋ヲ爲スコト  
 五 前號ノ施設ノ建設又ハ取得ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト  
 六 第四號ノ施設ノ建設又ハ取得ニ對シ助成ヲ爲スコト  
 七 自作農ノ負擔スル債務ノ借替ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ爲スコト  
 八 第二號、第五號及前號ノ資金ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト  
 九 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ讓渡シ又ハ開發シテ讓渡スコト  
 十 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ取得シ、取得シテ開發シ又ハ開發シテ取得シ之ヲ讓渡スコト  
 十一 前二號ノ事業ニ依リ創設セララル自作地ノ利用ニ必要ナル施設ヲ建設シ、取得シ又ハ讓渡スコト  
 第十二條 市町村農地委員會農地ノ貸貸人ノ自作ヲ相當トスルコトヲ理由トシテ農地調整法第九條第三項(同法第十四條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ承認ヲ爲サントスルトキハ當該貸貸人ノ自作ヲ爲スニ必要ナル經營能力、施設等ヲ有スルヤ否、當該貸貸人ノ自作ニ因リ當該農地ノ生産力増大スルヤ否、賃借借ノ解除、解約(合意解約ヲ含ム)又ハ更新ノ拒絕ニ因リ當該農地ノ賃借人ノ相當ナル生活ノ維持ガ困難ト爲ルコトナキヤ否等ノ諸般ノ事情ヲ考慮スルコトヲ要ス  
 第十三條 農地調整法第九條ノ二第二項及第九條ノ三第一號ノ規定ニ依リ小作料ノ額又ハ減免條件ノ換算ハ當該契約ニ係ル物ニ付農林大臣ノ定ムル價格ニ依ル  
 第十四條 前項ノ規定ハ小作料ノ額ガ收量ニ對スル率ニ依リ定メラレタルモノ其ノ他當該小作契約ニ於テ小作料ノ額ガ一定セザルモノ(以下刈分小作料、見取小作料等ト稱ス)ナルトキハ最近五年ノ中豊凶最モ著シキ二年ヲ除キタル三年ノ實納小作料ノ平均額ニ付之ヲ適用ス  
 第十五條 刈分小作料、見取小作料等ニシテ最近五年ノ實納小作料ナキモノ又ハ明ナラザルモノニ付テハ農地調整法第九條ノ二第二項及第九條ノ三第一號ノ規定ニ依リ農地調整法第十四條ノ五第二項但書ノ規定ニ依リ同項但書ノ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ  
 一 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル使用權ノ目的タル薪炭林ノ開發(當該耕作者又ハ團體ノ爲メ開發ヲ除ク)ニ因リ當該耕作者又ハ團體ガ當該薪炭林ノ使用收益ヲ爲スコトヲ得ザルニ至リタル場合ニ於テ當該使用權ニ代ルベキ使用權ヲ設定セントスル場合  
 二 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル使用權ノ目的タル薪炭林ニ付他ノ耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體ガ當該使用權ヲ有スルモノニ對シ農地調整法第十四條ノ三第一項ノ協議ヲ求メントスル場合  
 都道府縣知事農地調整法第十四條ノ五第二項但書ノ許可ヲ爲サントスルトキハ都道府縣薪炭林等委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス  
 第十四條 農地調整法第十五條第二項第二號ノ規定ニ依リ同號ノ事項ヲ定ムルコト左ノ如シ  
 一 小作關係、相隣關係其ノ他農地ノ利用關係ニ要スル斡旋及爭議ノ防止  
 二 農地ノ交換分合ノ斡旋其ノ他農地事情ノ改善ニ關スル事項  
 三 第四條ノ規定スル書面ノ交付  
 四 第十二條第三項ノ規定ニ依リ小作料ノ額又ハ減免條件ノ換算  
 五 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ農林大臣又ハ都道府縣知事ノ命スル事項

第三六七號

第十五條 市町村農地委員會ハ當該市町村ノ區域内ニ存スル土地、物件及權利ニ關スル事項ヲ處理スルモノトス但シ前條各號ニ掲グル事項ニ付耕作者又ハ土地、物件若ハ權利ノ所有者ノ爲メ必要ナル場合ニ於テハ他ノ市町村ノ區域内ニ存スル土地、物件及權利ニ關スル事項ヲ處理スルコトヲ得  
 市町村農地委員會前條各號ニ掲グル事項ヲ處理スル場合ニ於テ當該事項ガ他ノ市町村農地委員會ノ處理スベキ事項ニ關係ヲ有シ之ヲ處理スルコト困難又ハ不適當ト認ムルトキハ都道府縣農地委員會ニ對シ當該事項ノ處理ヲ申出ヅルコトヲ得  
 第十六條 農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ規定ニ適用ニ付テハ同法第十五條ノ三第一項前段ノ規定ニ依リ被選舉權又ハ選舉權ヲ有スル者ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ハ第二十一條第三項ノ規定ニ依リ選舉人名簿ニ記載セラレタル其ノ者ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積トス  
 第十七條 農地調整法第十五條ノ二第四項ノ特別ノ事由ハ左ニ掲グルモノトス  
 一 疾病  
 二 就學  
 三 召集  
 四 前各號ニ掲グルモノノ外市町村農地委員會ニ於テ一時同居セザルコトヲ已ムナカラシメタル事由ト認メタル事由  
 第十八條 農地調整法第十五條ノ三ノ面積ハ北海道ニ在リテハ三段歩以上、都府縣ニ在リテハ一段歩以上トス  
 第十九條 前項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地臺帳ニ登錄セラレタル當該農地ノ面積ニ依ル但シ市町村ノ選舉管理委員會當該農地ニ付土地臺帳ニ登錄セラレタル面積ヲ以テ其ノ面積トスルコトヲ著シク不相當ト認メ市町村農地委員會ノ意見ヲ聽キ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ當該農地ニ付テハ其ノ面積ニ依ル

第十八類 產業 第一編 農業

百二十七ノ三十九

第十八條 市町村ノ應置分合アリタル場合ハ新ニ市町村農地委員會ノ委員ヲ選舉スベシ但シ町若ハ村ヲ廢シテ市ヲ置キ又ハ市ヲ廢シテ町若ハ村ヲ置ク場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
 第十九條 市町村ノ選舉管理委員會必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會ノ選舉ニ付區劃ヲ定メテ投票分會ヲ設ケルコトヲ得  
 第二十條 委員ニ關員ヲ生ジタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ當選者ト爲ラザリキ者ニシテ投票ノ多數ヲ得タルモノヨリ順次之ヲ補充シ得票數同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ補充スベキ者ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ市町村ノ選舉管理委員會ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ公示スベシ  
 前項ノ規定ニ依リ補充スベキ者ナキトキハ同項ノ選舉會ノ日ヨリ二週間内ニ委員ノ補闕選舉ヲ行フ  
 第二十一條 市町村ノ選舉管理委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ選舉人ノ爲シタル申告ニ基キ毎年十二月一日ノ現在ニ依リ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ選舉人名簿ヲ調整スベシ  
 前項ノ場合ニ於テ選舉人ノ申告ナキトキ又ハ申告ニ錯誤若ハ遺漏アルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ハ職權ヲ以テ選舉人名簿ヲ調整シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得  
 選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名又ハ名稱、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地(農地調整法第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第十五條ノ二第四項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム)ノ面積ヲ記載スベシ但シ農地調整法第十五條ノ三第一項ノ規定ニ依リ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選舉人ニ付テハ氏名及年月日ヲ記載スルヲ以テ足ル  
 前項ノ面積ニ付テハ第十七條第二項ノ規定ヲ準用ス  
 選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス  
 市町村ノ選舉管理委員會ハ次年一月五日ヨリ十五日間市町村ノ事務所又ハ其ノ指定スル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縦覽ニ供スベシ  
 市町村ノ選舉管理委員會ハ縦覽期間開始ノ日前三日迄ニ縦覽ノ場所



第二十二條

選舉人名簿ニ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間内ニ市町村ノ選舉管理委員會ニ之ヲ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市町村ノ選舉管理委員會ハ其ノ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日内ニ之ヲ決定シ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ直ニ之ヲ修正スベシ

第二十三條

選舉人名簿ハ次年ノ二月二十日ヲ以テ確定ス選舉人名簿ハ次年ノ二月十九日迄之ヲ据置クベシ前條第三項ノ場合ニ於テ裁決アリタルニ因リ選舉人名簿ノ修正ヲ要スルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ハ直ニ之ヲ修正スベシ確定判決アリタルニ因リ修正スベキトキ亦同ジ

第二十四條

天災事變等ノ爲ニ必要アルトキハ更正名簿ヲ調製スベシ前項ノ規定ニ依ル名簿ノ調製、縱覽、確定及異議ノ決定ニ關スル期日及期間ハ都道府縣ノ選舉管理委員會ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條

市町村ノ選舉管理委員會ハ選舉人名簿中移動ノ生ジタルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ニ送付スベシ屬シタル市町村ノ選舉管理委員會ニ送付スベシ市町村ノ廢置分合アリタル爲選舉人名簿ノ引續ヲ要スルトキハ前項ノ

例ニ依ル

市町村ノ選舉管理委員會選舉人名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示シ併セテ之ヲ都道府縣ノ選舉管理委員會ニ報告スベシ

第二十五條ノ三

第二十五條ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル選舉人名簿確定前ナルトキハ名簿ノ縱覽、確定及異議ノ決定ニ關スル期日及期間ハ都道府縣ノ選舉管理委員會ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條ノ四

市町村ノ選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前七日迄ニ選舉會場(投票分會場ヲ含ム以下同ジ)、投票ノ日時及選舉スベキ委員ノ數ヲ公示スベシ

第二十五條ノ五

委員候補者タルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ニ届出ツベシ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者他人ヲ委員候補者ト爲サントスルトキハ前項ノ期間内ニ其ノ推薦ノ届出ヲ爲スコトヲ得

第二十五條ノ六

選舉人名簿ニ關スル事務ヲ擔任ス委員候補者ハ自己ノ登錄セラレタル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ選舉立會人タルベキ者一人ヲ定メ選舉ノ期日前二日迄ニ選舉長ニ之ヲ届出ツルコトヲ得

第二十五條ノ七

選舉人ニ非ザル者ハ選舉會場ニ入ルコトヲ得ズ但シ選舉會場ノ事務ニ從事スル者、選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官若ハ警察吏員ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條ノ八

選舉人ハ選舉當日投票時間内ニ自ら選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スベシ投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過グルモ投票ヲ爲スコトヲ得

第二十五條ノ九

確定名簿ニ登錄セラレザル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ズ但シ選舉人名簿ニ登錄セラレタルベキ確定判決書又ハ確定判決書ヲ所持シ選舉當日選舉會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條ノ六

選舉長ハ選舉會ニ關スル事務ヲ擔任ス委員候補者ハ自己ノ登錄セラレタル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ選舉立會人タルベキ者一人ヲ定メ選舉ノ期日前二日迄ニ選舉長ニ之ヲ届出ツルコトヲ得

第二十五條ノ七

選舉人ニ非ザル者ハ選舉會場ニ入ルコトヲ得ズ但シ選舉會場ノ事務ニ從事スル者、選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官若ハ警察吏員ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條ノ八

選舉人ハ選舉當日投票時間内ニ自ら選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スベシ投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過グルモ投票ヲ爲スコトヲ得

第二十五條ノ九

確定名簿ニ登錄セラレザル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ズ但シ選舉人名簿ニ登錄セラレタルベキ確定判決書又ハ確定判決書ヲ所持シ選舉當日選舉會場ニ到ル者ハ此ノ限ニ在ラズ



ルトキ亦同ジ

第二十五條ノ十

投票ノ拒否ハ選舉立會人又ハ投票立會人之ヲ決定ス可  
否同數ナルトキハ選舉長又ハ投票分會長之ヲ決スベシ  
投票分會ニ於テ投票拒否ノ決定ヲ受ケタル選舉人不服アルトキハ投票  
分會長ハ假ニ投票ヲ爲サシムベシ

第二十五條ノ十一

市町村ノ選舉管理委員會ハ豫メ開票ノ日時ヲ公示ス  
開票ハ投票ノ日又ハ其ノ翌日(投票分會ヲ設ケタルトキハ總テノ投票  
函ノ送致ヲ受ケタル日又ハ其ノ翌日)之ヲ行フ  
選舉長ハ選舉立會人立會人上投票函ヲ開キ先ヅ前條第二項及第四項ノ  
投票ヲ調査スベシ其ノ投票ノ受理如何ハ選舉立會人之ヲ決定ス可  
數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ

第二十五條ノ十二

選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ヲ點檢スヘシ  
天災事變等ノ爲開票ヲ行フコト能ハザルトキハ市町村ノ選舉管理委員  
會ハ更ニ開票ノ期日ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テ選舉會場ノ變更ヲ要ス  
ルトキハ豫メ更ニ其ノ場所ヲ公示スベシ

第二十五條ノ十三

左ノ投票ハ之ヲ無効トス  
一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ  
二 委員候補者ニ非ザル者ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ  
三 一投票中二人以上ノ委員候補者ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ  
四 被選舉權ナキ委員候補者ノ氏名又ハ名稱ヲ記載シタルモノ  
五 委員候補者ノ氏名又ハ名稱ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ職業、

身分、住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
六 委員候補者ノ氏名又ハ名稱ヲ自書セザルモノ  
七 委員候補者ノ何人ヲ記載シタルカヲ確認シ難キモノ  
第二十五條ノ十四 投票ノ效力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可  
否同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ  
第二十五條ノ十五 農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカ  
ニ付第二十五條ノ五第一項及第二項ノ規定ニ依ル届出アリタル委員候  
補者其ノ選舉ニ於ケル當該區分ニ屬スル委員ノ定數ヲ超エザルトキハ  
當該區分ニ屬スル委員ノ選舉ニ付テハ投票ヲ行ハズ  
前項ノ規定ニ依リ投票ヲ行フコトヲ要セザルトキハ市町村ノ選舉管理  
委員會ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スベシ  
第一項ノ場合ニ於テハ選舉長ハ選舉ノ期日ヨリ五日以内ニ選舉會ヲ開  
キ委員候補者ヲ以テ當選者ト定ムベシ  
前項ノ場合ニ於テハ委員候補者ノ被選舉權ノ有無ハ選舉立會人之ヲ決  
定ス可同數ナルトキハ選舉長之ヲ決スベシ  
第三項ノ場合ニ於テハ市町村ノ選舉管理委員會ハ豫メ選舉會ノ場所及  
日時ヲ公示スベシ  
第二十五條ノ十六 選舉長ハ選舉錄ヲ作り選舉會ニ關スル願末ヲ記載シ  
農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ一人ノ選舉立會人ト共  
ニ之ニ署名スベシ  
投票分會長ハ投票錄ヲ作り投票ニ關スル願末ヲ記載シ投票立會人ノ全  
員ト共ニ之ニ署名スベシ  
投票分會長ハ投票函ト同時ニ投票錄ヲ選舉長ニ送致スベシ  
選舉錄及投票錄ハ投票、選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ト共ニ委員ノ任  
期間市町村ノ選舉管理委員會ニ於テ之ヲ保存スベシ  
第二十五條ノ十七 市町村ノ選舉管理委員會必要アリト認ムルトキハ區  
劃ヲ定メテ開票分會ヲ設ケルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ開票分會ヲ設ケタルトキハ市町村ノ選舉管理委員會

ハ直ニ其ノ區劃及開票分會場ヲ公示スベシ

開票分會ハ選舉長ノ指名シタル吏員開票分會長ト爲リ之ヲ開閉シ其ノ  
取締ニ任ズ

第二十五條ノ十八

開票分會ノ區劃内ノ投票分會ニ於テ爲シタル投票ハ  
投票分會長投票立會人ノ全員ト共ニ投票函ノ儘投票錄及選舉人名簿ノ  
抄本ト併セテ之ヲ開票分會長ニ送致スベシ  
投票ノ點檢終リタルトキハ開票分會長ハ直ニ其ノ結果ヲ選舉長ニ報告  
スベシ

開票分會長ハ開票錄ヲ作り開票ニ關スル願末ヲ記載シ開票立會人ノ全  
員ト共ニ之ニ署名シ直ニ投票錄及投票ト併セテ之ヲ選舉長ニ送致スベ  
シ

選舉長ハ總テノ開票分會長ヨリ第二項ノ報告ヲ受ケタル日若ハ其ノ翌  
日又ハ總テノ投票函ノ送致ヲ受ケタル日若ハ其ノ翌日選舉會ニ於テ選  
舉立會人立會人上其ノ報告ヲ調査シ第二十五條ノ十一第四項ノ規定ニ  
依リ爲シタル點檢ノ結果ト併セテ各委員候補者ノ得票總數ヲ計算スベ  
シ

第二十五條ノ六第十二項ノ規定ハ開票立會人ニ、第二十五條ノ七第一  
項及第二項ノ規定ハ開票分會場ニ、第二十五條ノ十一第二項乃至第五  
項、第二十五條ノ十二及第二十五條ノ十四ノ規定ハ開票分會ニ於ケル  
開票ニ之ヲ準用ス但シ第二十五條ノ六第十二項中分會ノ區劃毎ニ調製  
シタル選舉人名簿ノ抄本トアルハ分會ノ區劃内ニ於ケル選舉人名簿ト  
ス

第二十五條ノ十九

當選者定マリタルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ハ  
直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知シ同時ニ當選者ノ住所及氏名又ハ名稱ヲ  
公示シ且選舉錄ノ寫(投票錄又ハ開票錄アルトキハ併セテ投票錄又ハ  
開票錄ノ寫)ヲ添ヘ之ヲ都道府縣ノ選舉管理委員會ニ報告スベシ當選  
者ナキトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示シ且選舉錄ノ寫(投票錄又ハ開票錄アル  
トキハ併セテ投票錄又ハ開票錄ノ寫)ヲ添ヘ都道府縣ノ選舉管理委

員會ニ報告スベシ  
當選者定マリタルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ハ直ニ當選者ノ住所  
及氏名又ハ名稱ヲ都道府縣知事ニ通知スベシ  
第二十五條ノ二十 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ  
異動ヲ生ズルノ虞アル場合ニ限リ其ノ全部又ハ一部ヲ無効トス但シ當  
選ニ異動ヲ生ズルノ虞ナキ者ヲ區分シ得ルトキハ其ノ者ニ限リ當選ヲ  
失フコトナシ  
第二十五條ノ二十一 選舉ノ一部無効ト爲リ更ニ選舉ヲ行ヒタル場合ニ  
於テハ選舉長ハ第二十五條ノ十八第四項ノ規定ニ準ジ其ノ部分ニ付同  
項ノ手續ヲ爲シ他ノ部分ニ於ケル各委員候補者ノ得票數ト併セテ其ノ  
得票總數ヲ計算スベシ  
第二十六條 選舉人又ハ委員候補者選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アル  
トキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ期日ヨリ、當選ニ關シテハ第二十五條ノ  
十九ノ公示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ市町村ノ選舉管理委員會ニ申立ツル  
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ市町村ノ選舉管理委員會ハ其ノ申立ヲ受ケ  
タル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スベシ  
前項ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定アリタル日ヨリ七日以内ニ都道府縣  
ノ選舉管理委員會ニ訴願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ都道府縣ノ選  
舉管理委員會ハ其ノ訴願ヲ受理シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ裁決スベ  
シ  
前二項ノ場合ニ於テ市町村ノ選舉管理委員會決定ヲ爲シ又ハ都道府縣  
ノ選舉管理委員會裁決ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ公示スベシ  
第二十七條 選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、訴願期間又ハ訴願  
ノ裁決アル迄ハ之ヲ行フコトヲ得ズ  
委員ハ選舉又ハ當選ニ關スル決定若ハ裁定確定シ又ハ判決アル迄ハ會  
議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハズ  
第二十七條 選舉無効ト確定シタルトキハ一月内ニ更ニ選舉ヲ行フベ



當選無効ト確定シタルトキハ直ニ選舉會ヲ開キ更ニ當選者ヲ定ムベシ此ノ場合ニ於テハ市町村ノ選舉管理委員會ハ豫メ選舉會ノ場所及日時ヲ公示スベシ當選者ナキトキ又ハ當選者其ノ選舉ニ於ケル委員ノ定數ニ達セザルトキハ一月内ニ更ニ選舉ヲ行フベシ

第二十八條 第二項ニ於テハ一ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第二十八條ノ二 農地調整法第十五條ノ二第二項ノ選舉權ヲ有スル者ノ二分ノ一ノ數ハ同法第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ選舉人名簿確定後直ニ市町村ノ選舉管理委員會ニ於テ之ヲ公示スベシ

第二十八條ノ三 農地調整法第十五條ノ二第二項ノ規定ニ適用ニ付テハ同項ノ區分ハ同項ニ掲グル者ノ登錄セラレタル選舉人名簿ノ區分トス

第二十八條ノ四 確定名簿ニ登錄セラレザル者ハ農地調整法第十五條ノ二第二項ノ同意又ハ請求ヲ爲スコトヲ得ズ但シ確定判決又ハ確定判決ニ因リ選舉人名簿ニ登錄セラレベキ者ハ此ノ限りニ在ラズ

第二十八條ノ五 農地調整法第十五條ノ二第二項ノ規定ニ依リ請求アリタルトキハ市町村長ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公示スルト共ニ市町村農地委員會ニ通知スベシ

市町村ノ選舉管理委員會前項ノ公示ヲ爲シタルトキハ其ノ日ヨリ二週間以内ニ同項ノ請求ニ係ル委員ノ選舉ヲ行フベシ

第一項ノ公示アリタルトキハ同項ノ請求ニ係ル委員ハ其ノ公示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

第二十八條ノ六 農地調整法第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ選舉セラ

レタル市町村農地委員會ノ委員ノ全員其ノ職ヲ辭シタルトキハ其ノ辭職アリタル日ヨリ二週間以内ニ選舉ヲ行フベシ

第二十九條 衆議院議員選舉法第二十八條及地方自治法施行令第三十二條ノ規定ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付テハ準用ス但シ同條第三項中地方自治法第三十三條トアルハ農地調整法施行令第二十五條ノ十、地方自治法施行令第三十二條第四項中地方自治法第四十二條第一項及第二項トアルハ農地調整法施行令第二十五條ノ十一第三項及第四項、同法第三十三條第二項及第四項トアルハ農地調整法施行令第二十五條ノ十第二項及第四項トス

第三十條 市町村農地委員會ノ會長ハ會務ヲ處理シ會ヲ代表ス會長事故アルトキハ委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者其ノ職務ヲ代理ス

第三十條ノ二 市町村農地委員會其ノ事務ノ處理上會長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十一條 市町村農地委員會ニ於テ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカノ一ニ付當該區分ニ屬スル委員ノ全員關ケタルトキハ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ重要ナル事項ヲ除クノ外委員ヲシテ其ノ事務ノ處理ヲ擔任セシムルコトヲ得

第三十三條 市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ書記又ハ補助員ヲ置クコトヲ得

書記又ハ補助員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三十四條 市町村農地委員會又ハ第三十二條ノ規定ニ依リ事務ノ處理ヲ擔任スル委員ハ事務ノ處理ノ爲メ必要アリト認ムルトキハ期日及場所ヲ定メ當事者ヲ呼出シ又ハ利害關係人ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第三十五條 前條ノ場合ニ於テハ當事者又ハ利害關係人ハ自身出席スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村農地委員會又ハ第一ノ區分別ノ數ハ都道府縣知事之ヲ定メ都道府縣ノ選舉管理委員會ニ通知スベシ

都道府縣ノ選舉管理委員會前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ公示スベシ

第四十一條 農地調整法第十五條ノ十七ニ於テ準用スル同法第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依ル都道府縣農地委員會ノ委員ノ選舉ニ於ケル選舉人ノ所屬ノ選舉區ハ選舉人ノ住所ニ依リ之ヲ定ム

第四十二條 都道府縣ノ選舉管理委員會ハ選舉ノ期日前十日目迄ニ選舉會場、投票ノ日時及各選舉區ニ於テ農地調整法第十五條ノ十七ニ於テ準用スル同法第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ選舉スベキ委員ノ同項各號ノ區分別ノ數ヲ公示スベシ投票分會ヲ設ケル場合ニ於テハ併セテ其ノ區別ヲ公示スベシ

總選舉ニ於ケル各選舉區ノ投票ハ同日時ニ之ヲ行フ

第四十三條 第十五條乃至第十七條、第十九條、第二十條、第二十三條、第二十五條、第二十八條ノ四第二項乃至第四項及第二十五條ノ五乃至第三十八條ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ付テハ準用ス但シ市町村ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員會、都道府縣ノ選舉管理委員會トアルハ全國選舉管理委員會、第十五條中前條各號トアルハ第三十九條各號、同條第一項中市町村トアルハ都道府縣、同條第二項中市町村トアルハ五日、第二十八條ノ二中同法第十五條ノ二第三項各號トアルハ選舉區毎ニ同法第十五條ノ十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項各號、第三十六條中市町村長トアルハ都道府縣知事、第三十七條中市町村トアルハ都道府縣トス

第四十三條ノ二 市町村農地委員會ノ委員都道府縣農地委員會ノ委員又ハ中央農地委員會ノ委員ト爲リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

都道府縣農地委員會ノ委員市町村農地委員會ノ委員又ハ中央農地委員會ノ委員ト爲リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

前項ノ選舉區及各選舉區ニ於テ農地調整法第十五條ノ十七ニ於テ準用スル同法第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ選舉スベキ委員ノ同項各號ニ於テ之ヲ行フ

第十八類 産業 第一編 農業



中央農地委員會ノ委員市町村農地委員會ノ委員又ハ都道府縣農地委員

第四十三條ノ三 都道府縣農地委員會ノ委員ハ都道府縣ノ議會ノ議員ト

相兼スルコトヲ得ズ

第四十四條 農地調整法、第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ付

被選舉權者ノ數同條第六項ニ規定スル定數ニ滿タズル市町村ニ設置セ

ルベキ市町村農地委員會ニ付テハ都道府縣知事ハ同條第六項ニ規定

スル委員ノ定數ヲ減ジ又ハ同條第三項、第八項及第九項ノ規定ニ拘ラ

ズ當該區分ニ屬スル者ニ就キ選舉セラルベキ委員ニ代ル委員ヲ選任ス

ルコトヲ得

第四十五條 農地面積著シク少キ市町村其ノ他特別ノ事情アル市町村ニ

シテ都道府縣知事ガ農林大臣ノ承認ヲ受ケテ指定スルモノニハ市町村

農地委員會ヲ置カズ

都道府縣知事ハ前項ノ規定ニ依リ市町村農地委員會ヲ置カザル市町村

ノ名稱ヲ公示スベシ

第四十六條 市町村ノ區域又ハ當該區域内ノ農地面積ガ著シク大ナル市

町村其ノ他特別ノ事情アル市町村ニ付テハ都道府縣知事ハ當該區域ヲ

二以上ノ區域ニ分チ各地區ニ地區農地委員會ヲ置クコトヲ得

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ地區農地委員會ヲ設ケタルトキハ其ノ

地區及名稱ヲ公示スベシ

本令中市町村農地委員會ニ關スル規定ハ前項ノ地區農地委員會ニ之ヲ

適用ス但シ第二十一條第六項中市町村ノ事務所トアルハ地區農地委員

會ノ事務所トス

市町村ノ廢置分合ニ因リ地區農地委員會ノ地區ヲ區域トスル市、町若

ハ村ガ置カレタル場合又ハ市町村ノ廢置分合ニ因リ廢セラレタル市、

町若ハ村ノ區域ニ當該區域ヲ地區トスル地區農地委員會ヲ置ク場合ニ

於テハ當該市町村農地委員會又ハ地區農地委員會ノ委員ノ選舉ハ第十

八條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ行フコトヲ要セズ

第四十七條 農林大臣又ハ都道府縣知事ハ市町村農地委員會又ハ都道府

縣農地委員會ニ對シ監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 農地調整法及同法ニ基ク命令ニ依ル都道府縣知事ノ公示ハ

都道府縣ノ條例ノ告示ト同一ノ方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

第四十九條 農地調整法第十七條ノ三ノ時期ハ昭和二十三年十二月三十

一日トス

第五十條 本令中都道府縣又ハ都道府縣知事ニ關スル規定ハ特別市ノ指

定アリタルトキハ昭和二十三年十二月三十一日迄ハ當該特別市ノ區域

ヲ含ム指定前ノ都道府縣又ハ其ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長ニ關ス

ル規定ハ特別市ノ存スル地ニ在リテハ特別市又ハ特別市ノ區長ニ、地

方自治法第五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、特別市ニ

在リテハ行政區又ハ行政區ノ區長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組合

ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之ヲ適用ス

附則 本令第十五條ノ規定ハ昭和二十一年四月一日ヨリ、其ノ他ノ部分ハ同

年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

農地調整法ノ改正規定ニ依リ行フ市町村農地委員會ノ委員ノ最初ノ選舉

ハ昭和二十一年四月ニ、都道府縣農地委員會ノ委員ノ最初ノ五選ハ當該

都道府縣ノ區域内ノ市町村ニ設置セラルベキ各市町村農地委員會ニ付會

長ノ互選アリタル後選任ナク之ヲ行フベシ

前項ノ選舉ニ關シテハ名稱ノ調整、總覽、確定及異議ノ決定ニ關スル期

日及期間ハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

第二項ノ規定ニ依リ選舉又ハ互選セラレタル市町村農地委員會又ハ都道

府縣農地委員會ノ委員ノ任期ハ農地調整法第十五條ノ九第一項ノ改正規

定ニ拘ラズ九月トス

農地調整法第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ關シテハ從前ノ農地調整

法施行令第三十五條ノ例ニ依ル

附則 (昭和二十一年勅令第五百五十六號)

この勅令は、昭和二十一年十一月二十二日から、これを施行する。

日までに同項本文の規定による辭任をせず、且つ、同項但書の規定によ

る決定を受けないものは、市町村農地委員會の委員及び都道府縣農地委

員會の委員又は中央農地委員會の委員を兼ねる者にあつては、市町村農

地委員會の委員を、都道府縣農地委員會の委員及び中央農地委員會の委

員を兼ねる者にあつては、都道府縣農地委員會の委員を、市町村農地委

員會の委員、都道府縣農地委員會の委員及び中央農地委員會の委員を兼

ねる者にあつては、市町村農地委員會の委員及び都道府縣農地委員會の

委員を夫々辭したものとみなす

附則 (昭和二十二年政令第六十一號)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

この政令施行の際現に都道府縣農地委員會の委員で都道府縣の議會の

議員を兼ねているものは、昭和二十二年八月三十一日までに都道府縣農

地委員會の委員又は都道府縣の議會の議員を辭さなければならぬ。

前項に掲げる者で昭和二十二年八月三十一日までに同項の規定による

辭任をしないものは、都道府縣農地委員會の委員を辭したものとみな

す。

附則 (昭和二十三年政令第三十五號)

この政令は、公布の日から、これを施行する。但し、改正後の

第四十條ノ二、第四十一條及び第四十二條の規定、第四十條ノ三の改

正規定並びに改正後の第四十三條の規定中第十六條、第十七條、第二

十五條ノ六第一項第二項、第二十五條ノ九、第二十五條ノ十八第五項但

書及び第二十九條の規定を準用する部分は、昭和二十三年一月一日か

ら、これを適用する。

第二條 昭和二十二年法律第二百四十號(農地調整法の一部を改正する

法律)附則第六條の命令で定める時期は、昭和二十三年十二月三十一

日とする。

第三條 昭和二十一年勅令第五百五十六號(農地調整法施行令の一部を

改正する勅令)附則第四項の規定により都道府縣知事の定めた時期に

百二十七ノ四十七

農地調整法の改正規定により行ふ市町村農地委員會の委員の最初の選

舉は、昭和二十一年十二月に、都道府縣農地委員會の委員の最初の互

選は、當該都道府縣の區域内ノ市町村に設置されるべき市町村農地委員

會のすべてにつき委員の選舉があつた後に遲滞なくこれを行はなければ

ならない。

特別の事由があるときは、地方長官は、農林大臣の承認を受けて、前

項の規定にかかはらず、都道府縣農地委員會の委員の最初の互選を行ふ

ことができる。

第二項の選舉に關しては、名稱の調整、總覽、確定、異議の決定及び

訴訟の提起に關する期日及び期間は、地方長官が、これを定める。

市町村農地委員會の最初の會議は、市町村長が、これを招集する。

附則 (昭和二十二年政令第三十七號)

この政令は、昭和二十二年八月一日から、これを施行する。

この政令施行の際現に市町村農地委員會、都道府縣農地委員會及び中

央農地委員會のうち、二の委員會の委員を兼ねる者は、そのうち一の委

員會の委員を、三の委員會の委員を兼ねる者は、そのうち二の委員會の

委員を昭和二十二年八月三十一日までに夫々辭さなければならぬ。但

しその二又は三の委員會の委員を兼ねる者が市町村農地委員會の委員又

は都道府縣農地委員會の委員を辭することに因つて自作農創設特別措置

法第三條の規定による農地の買収又は同法第十六條の規定による農地の

賣渡が著しく困難となる虞がある場合において、中央農地委員會が、昭

和二十二年八月三十一日までに、都道府縣農地委員會の委員又は中央農

地委員會の委員の定數の二分の一以内において、その二又は三の委員會

の委員を兼ねる者につき個々に事情を審査して市町村農地委員會の委員

又は都道府縣農地委員會の委員を兼ねることができるときを定めたとき

は、その者は、昭和二十二年十二月三十一日まで當該市町村農地委員會

の委員又は都道府縣農地委員會の委員を兼ねることができぬ。

前項の二又は三の委員會の委員を兼ねる者で昭和二十二年八月三十一

日までに同項本文の規定による辭任をせず、且つ、同項但書の規定によ

る決定を受けないものは、市町村農地委員會の委員及び都道府縣農地委

員會の委員又は中央農地委員會の委員を兼ねる者にあつては、市町村農

地委員會の委員を、都道府縣農地委員會の委員及び中央農地委員會の委

員を兼ねる者にあつては、都道府縣農地委員會の委員を、市町村農地委

員會の委員、都道府縣農地委員會の委員及び中央農地委員會の委員を兼

ねる者にあつては、市町村農地委員會の委員及び都道府縣農地委員會の

委員を夫々辭したものとみなす

附則 (昭和二十二年政令第六十一號)

この政令は、公布の日から、これを施行する。



調整された選挙人名簿は、昭和二十四年二月十九日までこれを据え置くものとする。

この政令施行後昭和二十四年二月十九日までに行われる市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙は、前項に規定する選挙人名簿及び附則第五條第一項の規定により調整する補充選挙人名簿によりこれを行う。

昭和二十二年においては、改正後の第二十一條第一項の規定による選挙人名簿の調整は、これを行わない。

第四條 改正前の農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により昭和二十一年九月一日現在において選挙権を有した者で前條第一項に規定する選挙人名簿に登録されていないもの又は当該選挙人名簿に登録されている者でその者についての記載が誤っているもの（改正後の同法第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により選挙権を有しなくなつた者を除く。）の同日現在の事實に基き申告により、市町村の選挙管理委員会は、前條第一項に規定する選挙人名簿を修正することができ、

前項の申告は、昭和二十三年三月一日までに、これをしなければならぬ。

第一項の規定により修正する選挙人名簿の縦覧、異議の申立及び決定並びに訴訟の提起及び裁決に關する期間は、都道府県の選挙管理委員会がこれを定める。

第五條 市町村の選挙管理委員会は、改正前の農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ四の規定により昭和二十一年九月一日現在において選挙権を有しない者で改正後のこれらの規定により昭和二十三年三月一日現在において選挙権を有するものに就き、補充選挙人名簿を調製しなければならない。

沿事 昭和二十一年二月農林省令第六八號、二月農林、大藏省令第一號、二年四月農林省令第二七號、二三年二月第一號改正

農地調整法施行規則

昭和二十一年一月二十八日 農林省令 第四號

農地調整法施行規則左ノ通定ム

第一條 市町村農地委員会必要アリト認ムルトキハ農地調整法第三條第一項ノ團體中同條第一項ノ規定ニ依リ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スベキ團體ヲ指定スルコトヲ得

第二條 農地調整法第三條第一項ノ規定ニ依リ農地ノ所有者又ハ耕作者が農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得ルハ疾病ノ外家族ノ死亡又ハ自己若ハ家族ノ就學其ノ他已マ得ザル事由ニ因リ自ラ耕作シ又

ハ管理スルコト能ハザル場合トス

第三條 農地調整法第三條第一項ノ團體同項ノ事業ヲ爲サントスルトキハ市町村農地委員会ノ審議ヲ經テ規程ヲ定メ之ヲ都道府県知事ニ届出

ズベシ

第四條 農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 創設又ハ維持セラルル者ハ農業ニ精進シ得ル見込アル者ナルコト

二 創設又ハ維持セラルル者ノ農地ノ面積ハ自作農創設特別措置法第三條第一項第三號、第二項及第三項ノ面積ヲ超エザルモノナルコト

三 但シ市町村農地委員会が相當ト認メタルモノ及自作農創設特別措置法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ賣渡スモノニ付テハ此ノ限ニ在ラ

ズ

三 維持セラルル者ガ借替ヲ爲サントスル債務額ハ其ノ者ノ所有スル農地ノ農地調整法第六條ノ二乃至第六條ノ四ノ規定ニ依ル價格ヲ超

エザルモノナルコト

四 資金ノ貸付ニ依ル場合ニ於テハ貸付利率ハ年三分二厘以下ニシテ償還期間ハ据置期間ヲ除キ原則トシテ二十四年ナルモノナルコト

五 代金制賦支拂ノ方法ニ依ル場合ニ於テハ前號ノ例ニ依ルコト

農地調整法施行令第十條ノ事業ヲ行フ團體同條第九號乃至第十一號ノ事業ヲ行ハントスル場合ニ於テハ前項各號ニ依ルノ外左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一 取得シテ讓渡スベキ土地ニ在リテハ取得後五年内ニ、開發シテ讓渡スベキ土地ニ在リテハ開發完了後遲滞ナク自作農創設ノ爲ニ之ヲ讓渡スコト但シ都道府県知事ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二 取得シテ讓渡スベキ土地又ハ開發シテ讓渡スベキ土地ハ前號ニ依ル讓渡ニ依リ自作農創設ノ爲ス迄ノ期間其ノ土地ノ管理ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之ニ付物權ヲ設定シ其ノ他自作農ノ創設ノ障礙ト爲ルベキ行爲ヲ爲スコトヲ得ザルコト但シ都道府県知事ノ承認ヲ受ケ

タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

三 建設シ又ハ取得シテ讓渡スベキ自作地ノ利用ニ必要ナル施設ニ付テハ前二號ノ例ニ、其ノ他ノ自作地ノ利用ニ必要ナル施設ニ付テハ前號ノ例ニ依ルコト

第五條 農地調整法施行令第十條ノ事業ヲ行フ團體又ハ市町村農地委員会農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行ハントスルトキハ都道府県知事ノ定ムル所ニ依リ其ノ承認ヲ受ケベシ承認ヲ受ケタル事業ニ付重大ナル變更ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第六條 農地調整法施行令第二條第一項ニ規定スル權利ヲ設定シ、移轉シ又ハ取得セントスル者ガ同項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ放牧地ノ所在スル都道府県ノ長ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名、住所及職業（法人ニ在リテハ名稱、主たる事務所ノ所在地、採草地又ハ放牧地（農地タル採草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他採草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク）ノ所在、地番、地目（土地臺帳ノ地目ヲ指シ）面積、利用状況及普通收穫高並ニ當該農地、採草地又ハ放牧地（農地タル採草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他採草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク）ナルトキハ其ノ旨

三 契約締結ノ事由及其ノ内容

四 契約ノ當事者ノ世帯（同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ヲ謂フ以下同シ）ニ於テ所有スル農地、採草地又ハ放牧地（農地タル採草地又ハ放牧



地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除クノ面積、耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、探草地又ハ放牧地、農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除クノ面積、其ノ世帯員ノ状態及其ノ世帯ニ於テ農業ニ従事スル者ノ員數

五 當該農地、探草地又ハ放牧地（農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除ク）ヲ耕作、探草又ハ家畜ノ放牧以外ノ目的ニ供スル爲ニ必要トスル事業又ハ施設ノ概要及建築物其ノ他ノ工作物ヲ設置セントスル場合ニ於テハ其ノ規模ノ概要

六 當該農地、探草地又ハ放牧地（農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除ク）ヲ耕作、探草又ハ家畜ノ放牧以外ノ目的ニ供スルコトニ因リ附近ノ農地、採草地又ハ放牧地（農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除ク）又ハ作物ニ及ボスコトアルベキ被害ノ防除施設ノ概要

七 當該農地、探草地又ハ放牧地（農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除ク）ヲ耕作、探草又ハ家畜ノ放牧以外ノ目的ニ供セントスルコトキハ當該農地、探草地又ハ放牧地（農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除ク）ノ使用者ノ離作ニ對シテ探ラントスル處置

八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

前項ノ申請ハ當該農地、探草地又ハ放牧地（農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除ク）ノ面積、耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、探草地又ハ放牧地、農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除クノ面積、其ノ世帯員ノ状態及其ノ世帯ニ於テ農業ニ従事スル者ノ員數

ラルル探草地又ハ放牧地ヲ除クノ面積、耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、探草地又ハ放牧地、農地タル探草地又ハ放牧地並ニ植林ノ目的其ノ他探草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル探草地又ハ放牧地ヲ除クノ面積、其ノ世帯員ノ状態及其ノ世帯ニ於テ農業ニ従事スル者ノ員數

第七條 農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル農地、探草地又ハ放牧地ニ付抵當權ヲ設定セントスル者ガ同法施行令第二條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルコトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地、探草地又ハ放牧地ノ所在スル都道府縣ノ長ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名及住所

二 當該農地ノ所在、地番、地目及面積

三 契約締結ノ相手方及契約ノ内容

四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

前項ノ申請ハ農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ者（本條中以下事業者ト稱ス）ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ事業者ハ遲滞ナク意見ヲ附シ之ヲ都道府縣知事ニ進達スルコトヲ要ス

前三項ノ規定ハ農地調整法第十九條第一項ノ自作地ニ付同條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 農地調整法施行令第二條第二項ニ規定スル權利ヲ設定シ、移轉シ又ハ取得セントスル者ガ同項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスルコトキハ連署シテ第六條第一項第一號乃至第四號及第八號ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地、探草地又ハ放牧地ノ所在スル市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニ提出スベシ

第九條 農林大臣又ハ都道府縣知事ハ農地調整法施行令第十條ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ同條ノ事業ニ關シ監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作

スルコトヲ得ル者ニシテ其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルモノ農地調整法施行令第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルコトキハ第六條第一項第一號、第二號及第五號乃至第八號ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ所在スル都道府縣ノ長ニ提出スベシ

第十一條 農地調整法第六條ノ二第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ所在スル都道府縣ノ長ニ提出スベシ

一 申請者及讓渡又ハ讓受ノ相手方ノ氏名、住所及職業（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類及代表者ノ氏名）

二 當該農地ノ所在、地番、地目及面積

三 許可ヲ受ケントスル事由

四 當該農地ノ賃賃價格並ニ減租年率アル場合ニ於テハ其ノ年率ノ始期及終期

五 當該農地ノ水利、交通ノ良否、利用状況及普通收穫高並ニ小作地ナル場合ニ於テハ小作料ノ額及減免條件

六 當該農地ガ永小作地ナル場合ニ於テハ永小作權ノ價格

七 當該農地ニ付小作權賣買ノ慣習アル場合ニ於テハ其ノ價格

八 當該農地ノ讓渡後ニ於ケル使用目的

九 當該農地ノ讓渡又ハ讓受ノ原因及價格

十 其ノ他參考トナルベキ事項

第十二條 農地調整法第六條ノ三第一項ノ規定ニ依リ都道府縣知事率又ハ額ヲ定メントスルコトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケルベシ

第十三條 農地調整法第六條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスル者ハ第十一條第一號乃至第三號及第五號乃至第十號ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ所在スル都道府縣ノ長ニ提出スベシ

第十四條 農地調整法第九條第三項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ賃賃借ノ解除若ハ解約（合意解約ヲ含ム）以下同ジノ申入又ハ更新拒

絶ノ通知若ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ發スル日ヨリ一月前迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農地ノ所在スル市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニ提出スベシ

一 第六條第一項第一號、第二號及第四號ニ掲グル事項

二 賃賃借契約ノ内容

三 賃賃借ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絶ヲ爲サントスル事情ノ詳細

四 賃賃借ノ解除又ハ解約ヲ爲サントスルコトキハ當該農地ノ引渡ヲ受ケントスル時期

五 期間ノ定アル賃賃借契約ニ付條件ヲ變更スルニ非ザレバ當該契約ノ更新ヲ拒マントスルコトキハ變更セントスル條件ノ内容

六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十五條 農地調整法第九條ノ三但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ所在スル都道府縣ノ長ニ提出スベシ

一 申請者及當該農地ノ賃借人又ハ永小作權者ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名）

二 當該農地ノ所在、地番、地目及面積並ニ利用状況及普通收穫高

三 許可ヲ受ケントスル事由

四 當該農地ノ小作料其ノ他契約ノ内容

五 許可ヲ受ケントスル小作料並ニ其ノ適用ノ時期及期間

六 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

前項ノ申請ハ當該農地ノ所在スル市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第十六條 市町村農地委員會農地調整法第九條ノ四第一項ノ規定又ハ同條第五項ニ於テ準用スル同項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルコトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ニ委員會ノ決議録ノ謄本ヲ添附シ



之ヲ都道府縣知事ニ提出スベシ

- 一 決定ノ理由及經過
- 二 決定ノ方法
- 三 決定セントスル小作料ノ額又ハ減免條件其ノ他農地ノ貸借借若ハ永小作又ハ之ニ附隨スル契約條件
- 四 決定ヲ爲シタル小作料等ヲ適用スベキ農地ノ所在、地番、地目及面積
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十七條 農地調整法第九條ノ四第三項ノ規定又ハ同條第五項、同法第九條ノ五第三項及同法第九條ノ七ニ於テ準用スル同項ノ規定ニ依ル公示ハ左ニ掲グル事項ニ付之ヲ爲スベシ

- 一 認可ノ年月日
- 二 申請ヲ爲シタル市町村農地委員會ノ名稱
- 三 認可ヲ爲シタル小作料ノ額又ハ減免條件其ノ他農地ノ貸借借若ハ永小作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件
- 四 認可ヲ爲シタル小作料等ヲ適用スベキ農地ノ所在

第十八條 農地調整法第九條ノ七ノ規定ニ依リ同法第九條ノ二乃至第九條ノ六ノ規定ヲ準用スル農地ノ貸借借若ハ永小作又ハ之ニ附隨スル契約條件ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 賃借又ハ永小作ノ存續期間、改良費ノ負擔、公租公課ノ負擔、小作料ノ支拂條件、農地ノ賃借入又ハ永小作權者(本條中以下借主ト稱ス)ガ農地ノ賃借人又ハ永小作權ノ目的タル農地ノ所有者(本條中以下貸主ト稱ス)ニ提供スル勞務ニ關スル條件、借主ガ貸主ニ給付スル權利金其ノ他ノ財産上ノ利益ニ關スル條件

第十八條ノ二 農地調整法第十四條ノ二ニ於テ準用スル同法第九條第三項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ貸借借其ノ他使用收益ヲ目的トスル有償ノ契約(以下本條ニ於テ契約ト稱ス)ノ解除若ハ解約ノ申入又ハ更新ノ拒絕ノ通知若ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ

通知ヲ發スル日ヨリ一月前迄ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ所在スル市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニ提出スベシ

- 一 申請者及契約ノ相手方ノ氏名、住所及職業(法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類及代表者ノ氏名)
- 二 當該薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ所在、地番、地目、面積、利用狀況及當該薪炭林、採草地又ハ放牧地ガ農地調整法第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ在リ創設又ハ維持セラレタル土地ナルトキハ其ノ旨
- 三 契約ノ當事者ノ世帯ニ於テ耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、薪炭林、採草地及放牧地ノ面積、其ノ世帯員ノ狀態及其ノ世帯ニ於テ耕作又ハ養畜ノ業務ニ從事スル者ノ員數
- 四 契約ノ内容
- 五 契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絕ヲ爲サントスル事情ノ詳細
- 六 契約ノ解除又ハ解約ヲ爲サントスルトキハ當該薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ引渡ヲ受ケントスル時期
- 七 期間ノ定アル契約ニ付條件ヲ變更スルニ非ザレバ當該契約ノ更新ヲ拒マントスルトキハ變更セントスル條件ノ内容
- 八 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十八條ノ三 農地調整法第十四條ノ三第一項、同法第十四條ノ六及同法施行令第十三條ノ二第一項ノ團體ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 市町村
- 二 農業協同組合
- 三 前各號ニ掲グルモノノ外耕作者ノ組織スル團體ニシテ中央農地委員會、都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ヲ指定シタルモノ

第十八條ノ四 農地調整法第十四條ノ三第一項ノ規定ニ依リ市町村農地委員會ノ承認ヲ受ケントスルモノハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該土地又ハ立木ノ所在スル市町村ニ設置セラレタル市町村農地

委員會ニ提出スベシ

- 一 申請者及當該土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 當該土地ノ所在、地番、地目、面積又ハ立木ノ所在、樹種、數量及土地又ハ立木ノ利用狀況
- 三 當該土地又ハ立木ニ設定サルベキ使用權ノ内容及存續期間
- 四 申請者ノ希望スル使用權ノ對價、其ノ支拂方法及時期
- 五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十八條ノ五 農地調整法第十四條ノ三第二項ノ團體ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 農業協同組合其ノ他耕作者ノ組織スル團體ニシテ市町村農地委員會ノ指定スルモノ
- 二 前號ニ掲グルモノノ外都道府縣農地委員會ノ指定スルモノ

第十八條ノ六 市町村農地委員會農地調整法第十四條ノ三第二項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ二週間前迄ニ同項ノ規定スル者又ハ團體ニ文書ヲ以テ第十八條ノ四各號ニ掲グル事項ヲ通知シ其ノモノノ意見ヲ聽クベシ

第十八條ノ七 農地調整法第十四條ノ三第三項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ヲ爲サントスルモノハ同條第一項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザル事由ヲ記載シタル申請書ニ第十八條ノ四ニ規定スル申請書ヲ添ヘ當該薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ所在スル市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニ提出スベシ

第十八條ノ八 農地調整法第十四條ノ四第一項ノ規定ニ依ル市町村農地委員會ノ公示ハ第十八條ノ四各號ニ掲グル事項ニ付之ヲ爲スベシ

市町村農地委員會已ムヲ得ザル事由ニ因リ農地調整法第十四條ノ四第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ爲スコト能ハザルトキハ前項ノ公示ヲ以テ當該通知ニ代ヘルコトヲ得

第十八條ノ九 農地調整法第十四條ノ四第六項ノ規定ニ依ル市町村農地

委員會ノ公示ハ第十八條ノ四第一號乃至第三號ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項ニ付之ヲ爲スベシ

- 一 設定サルベキ使用權ノ對價並ニ其ノ支拂方法及時期
- 二 土地又ハ立木ノ引渡ノ時期
- 三 使用收益開始ノ時期

第十八條ノ十 農地調整法第十四條ノ五第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定ハ左ニ掲グル事項ヲ官報ニ公示シ之ヲ行フ

- 一 指定ノ年月日
- 二 指定ヲ爲シタル土地ノ所在及區域

第十八條ノ十一 自作農創設特別措置法第三十條ノ二(同法第三十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ買收決定地域ノ指定アリタルトキハ當該地域ニ付農地調整法第十四條ノ五ノ規定ニ依リ指定アリタルモノト爲ス

第十九條 農地調整法施行令第二十一條ノ規定ニ依リ選舉人ハ毎年十二月一日ノ現在ニ依リ同月十日迄(同令第二十四條第一項ノ規定ニ依リ調整スル名稱ニ係ル申請ニ在リテハ都道府縣ノ選舉管理委員會ノ定ムル期日ノ現在ニ依リ都道府縣ノ選舉管理委員會ノ定ムル期日迄)ニ左ニ掲グル事項ヲ市町村ノ選舉管理委員會ニ申告スベシ

- 一 氏名又ハ名稱
- 二 住所
- 三 生年月日
- 四 所有シ又ハ耕作ノ業ヲ營ム農地ノ面積

第二十條 投票分會長(又ハ開票分會長)ハ投票立會人(又ハ開票立會人)定マリタルトキハ直ニ之ヲ選舉長ニ通知スベシ

第二十一條 投票函ハ二重ノ蓋ヲ造リ各別ニ鎖鑰ヲ設ケベシ

第二十二條 選舉長(又ハ投票分會長)ハ投票ヲ爲サシムルニ先チ選舉會場(又ハ投票分會場)ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其



ノ空虛ナルコトヲ示シタル後内蓋ヲ鎖スベシ

第二十三條 選舉長(又ハ投票分會長)ハ選舉立會人(又ハ投票立會人)ノ面前ニ於テ選舉人名簿(又ハ選舉人名簿ノ抄本)ニ對照シタル後投票用紙(假ニ投票ヲ爲サシムベキ選舉人ニ對シテハ併セテ封筒)ヲ交付スベシ

第二十四條 選舉人誤リテ投票ノ用紙又ハ封筒ヲ汚損シタルトキハ其ノ引換ヲ請求スルコトヲ得

第二十五條 投票ハ選舉長(又ハ投票分會長)及選舉立會人(又ハ投票立會人)ノ面前ニ於テ選舉人自ラ之ヲ投票スベシ

第二十六條 選舉人投票前選舉會場(又ハ投票分會長)外ニ退出シ又ハ退出ヲ命セラレタルトキハ選舉長(又ハ投票分會長)ハ投票用紙(交付シタル封筒アルトキハ併セテ封筒)ヲ返付セシムベシ

第二十七條 投票函ハ其ノ閉鎖後選舉長(又ハ開票分會長)ニ送致ノ爲ノ外之ヲ會場外ニ搬出スルコトヲ得ズ

第二十八條 投票ヲ點檢スルトキハ選舉長ハ選舉會ノ事務ニ從事スル者ニ入ラシテ各別ニ同一委員候補者ノ得票數ヲ計算セシムベシ

第二十九條 前條ノ計算終リタルトキハ選舉長ハ各委員候補者ノ得票ヲ朗讀スベシ

第三十條 前二條ノ規定ハ開票分會ヲ設ケタル場合ニ於ケル開票ニ之ヲ準用ス

開票分會ヲ設ケタル場合ニ於テハ選舉長ハ自ラ開票ヲ行ヒタル部分ニ付各委員候補者ノ得票數ヲ朗讀シタル後開票分會毎ニ各委員候補者ノ得票數ヲ朗讀シ終リ各委員候補者ノ得票總數ヲ朗讀スベシ

第三十一條 選舉長(又ハ開票分會長)ハ投票ノ有效無効ヲ區別ノ各之ヲ封筒ニ入レ選舉立會人又ハ開票立會人ノ全員ト共ニ封印ヲ施スベシ受理スベカラズト決定シタル投票ハ其ノ封筒ヲ開拔セズ前項ノ例ニ依リ封印ヲ施スベシ

第三十二條 委員候補者ノ届出又ハ推薦届出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ委員候補者タルベキ者ノ氏名又ハ名稱、住所、生年月日及農地調整法第十

五條ノ二第三項各號ノ別(推薦届出ノ場合ニ於テハ併セテ推薦届出者ノ氏名又ハ(名稱、住所及生年月日)ヲ記載スベシ

第三十三條 開票分會ヲ設ケタルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ハ豫メ委員候補者ノ氏名又ハ名稱、住所、生年月日、農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別其ノ他必要ナル事項ヲ當該開票分會長ニ通知スベシ、委員候補者委員候補者タルコトヲ辭シタルトキ又ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキ亦同ジ

第三十四條 委員候補者ノ届出若ハ推薦届出又ハ委員候補者タルコトヲ辭スルコトノ届出ヲ受理シタルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ハ直ニ其ノ受理ノ年月日時ヲ届出書ノ餘白ニ記載スベシ

第三十五條 投票用紙ハ農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ從ヒ區別シ且ツ市町村ノ選舉管理委員會ノ定ムル所ニ依リ一定ノ用式ヲ用フベシ

第三十六條 點字投票ナル旨ノ印ハ投票用紙及封筒ノ表面ニ之ヲ押捺スベシ

第三十七條 市町村農地委員會ノ選舉ニ用フル選舉人名簿及其ノ抄本ハ別記様式ノ一及ニ依リ之ヲ調製スベシ

第三十八條 市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ關スル選舉錄、投票錄及開票錄ハ別記様式ノ三乃至五ニ依リ之ヲ調製スベシ

第三十九條 委員候補者ノ届出書若ハ推薦届出書又ハ委員候補者タルコトヲ辭スルコトノ届出書及選舉立會人、投票立會人又ハ開票立會人タルベキ者ノ届出書ハ別記様式ノ六ニ依リ、之ヲ調製スベシ

第三十九條ノ二 農地調整法施行令第二十八條ノ三第一項但書ノ規定スル者同項ノ同意又ハ請求ヲ爲サントスルトキハ確定判決又ハ確定判決アリタル旨ヲ證スル書面ヲ以テ爲スベシ

第三十九條ノ三 農地調整法第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル市町村農地委員會ノ委員其ノ職ヲ辭セントスルトキハ過半数ノ委員又ハ同項各號ノ一ニ屬スル委員ノ全員ノ辭職ノ場合ニ在リテハ都道府縣農地委員會、其ノ他ノ場合ニ在リテハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受クベシ

選管ナク其ノ旨ヲ市町村ノ選舉管理委員會ニ通知スベシ

第四十條 第二十條乃至前條ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ付テハ準用ス但シ第三十三條、第三十四條及第三十五條中市町村ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員會、第三十九條ノ三第一項及第二項中都道府縣農地委員會トアルハ農林大臣、同條第二項中市町村ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員會トス

第四十一條 市町村農地委員會ヲ設置シタル市町村方左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ都道府縣知事ハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ當該市町村農地委員會ヲ廢止スルコトヲ得

一 農地面積著シク少キニ至リタルトキ

二 其ノ他特別ノ事情アルニ至リタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ都道府縣知事ハ之ヲ公示スベシ

第四十二條 都道府縣農地委員會ノ委員ノ選任ニ付テハ農林大臣ハ都道府縣知事ノ意見ヲ徵スルモノトス

第四十三條 農地調整法第十七條ノ規定ニ依リ農林大臣又ハ都道府縣知事當該官吏員ヲシテ臨檢検査ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第四十四條 前項ノ證票ハ別記様式ノ七ニ依リ指定アリタルトキハ昭和二十三年十二月三十一日迄ハ當該特別市ノ區域ヲ含ム指定前ノ都道府縣又ハ其ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長ニ關スル規定ハ特別市ノ存スル地ニ在リテハ特別市又ハ特別市ノ區長ニ、地方自治法第五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區長又ハ區長ニ、特別市ニ在リテハ行政區又ハ行政區ノ區長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組合ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之ヲ適用ス

附則

本令施行ノ期日ハ第二十一條乃至第二十五條ノ規定ハ昭和二十一年四月一日ヨリ、第二十一條乃至第二十五條ノ除ク各規定ハ昭和二十一年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

市町村農地委員會ノ委員ノ最初ノ選舉ニ關シテハ第二十六條ノ期日ハ地方長官ノ定ムル期日トス

附則(昭和二十一年農林省令第六十八號)

第一條 この規則は、公布の日より、これを施行する。

第二條 昭和二十一年勅令第五百五十六號附則第二項の市町村農地委員會の選舉に關しては、市町村長は昭和二十一年農林省令第五十八號による報告に基いて選舉人名簿を作成することが出来る。この場合において市町村長は同令に基く報告者の報告を修正させ又は職權で修正することが出来る。

第三條 昭和二十一年法律第四十二號附則第三項の規定により地方長官の許可を受けようとする者は第十四條各號に掲げる事項を記載した申請書を地方長官に提出しなければならない。

前項の申請は、當該農地の所在する市町村に設置されてゐる市町村農地委員會を経由してこれをしなければならない。

前項の場合において、市町村農地委員會は遲滞なく意見を附しこれを地方長官に進達することを要する。

附則(昭和二十三年農林省令第十一號)

第一條 この規則は、公布の日から、これを施行する。

第二條 昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第一項の規定により市町村農地委員會の承認を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を當該農地のある市町村に設置されてゐる市町村農地委員會に提出しなければならない。

一 申請者及び協議の相手方の氏名及び住所

二 當該農地の所在、地番、地目(土地臺帳の地目が土地の現況と異なるときは、土地臺帳の地目及現況による地目)及び面積

三 當該農地に就き現に耕作の業務を營んでゐる者の氏名又は名稱及び住所

四 當該農地の貸借の解除、解約(合意解約を含む)又は更新の拒絶のあつた事情の詳細

五 協議の當事者の世帯(同居の親族又はその配偶者をいう。以下同じ)において所有する農地の面積、耕作の業務に供する農地の面積、その世帯員の狀態及びその世帯において農業に従事する者の員數

六 當該農地の引渡を受けようとする時期

七 その他参考となるべき事項

第三條 昭和二十二年法律第二百四十號附則第三條第三項の規定により







備考

- 一 選舉人名簿ヲ修正シタルトキハ抄本ヲモ修正シ其ノ旨及修正ノ年月日ヲ欄外ニ記載シ職印ヲ押捺スベシ
- 二 抄本ノ表紙及卷末ニハ左ノ通記載スベシ

(表紙)

昭和何年何月何日現在調

農地調整法第十五條ノ二第三項第一號(第二號)(第三號)ニ依ル市町村(地區)農地委員會選舉人名簿抄本

何府(縣)(東京都)(北海道)何市(何區)(何地區)(何郡何町(何村)(何地區)(

(卷末)

此ノ選舉人名簿抄本ハ昭和何年何月何日確定ノ選舉人名簿ニ依リ之ヲ調製セリ

別記様式ノ三選舉錄

- 一 選舉會場ハ何市役所(何ノ場所)ニ之ヲ設ケタリ
- 二 左ノ選舉立會人ハ何レモ選舉會ヲ開クベキ時刻迄ニ選舉會ニ參會シタリ

- 三 選舉會ハ昭和何年何月何日午前(午後)何時ニ之ヲ開キタリ
- 四 選舉立會人中氏名ハ一旦參會シタルモ午前(午後)何時何々ノ事故ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタルニ依リ選舉長ハ臨時ニ當該區分ニ屬スル選舉會ヲ開クベキ時刻ニ至リ選舉立會人中參會セザル者アリシ爲選舉長ハ參會セザル者ノ屬スル區分ニ屬シ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ臨時ニ午前(午後)何時左ノ者ヲ選舉立會人ニ選任シタリ

職 氏 名 印

住所 氏 名

住所 氏 名

住所 氏 名

住所 氏 名

選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ午前(午後)何時左ノ者ヲ選舉立會人ニ選任シタリ

住所

氏

名

五 選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票ニ先チ選舉會ニ參會シタル選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示シタル後内蓋ヲ鎖シ選舉立會人ノ列席スル面前ニ之ヲ置キタリ

住所

氏

名

六 選舉長ハ選舉立會人ノ面前ニ於テ選舉人ヲ選舉人名簿ニ對照シタル後(到着番號札ト引換ニ)投票用紙ヲ交付シタリ

住所

氏

名

七 選舉人ハ自ら投票ヲ認メ選舉長及選舉立會人ノ面前ニ於テ之ヲ投票函ニシタリ

住所

氏

名

八 左ノ選舉人ハ選舉人名簿ニ登錄セラレベキ確定裁決書又ハ確定判決書ヲ所持シ選舉會場ニ到リタルニ依リ選舉長ハ之ニ投票ヲ爲サシメタリ

住所

氏

名

九 左ノ選舉人ハ點字ニ依リ投票ヲ爲サントスル旨ヲ申シ立テタルヲ以テ選舉長ハ投票用紙ニ點字投票ナル旨ノ印ヲ押捺シテ交付シ投票ヲ爲サシメタリ

住所

氏

名

十 左ノ選舉人ニ對シ何々ノ事由ニ因リ選舉立會人ノ決定ヲ以テ(選舉立會人可否同數ナルニ依リ選舉長ノ決定ヲ以テ)投票ヲ拒否シタリ

住所

氏

名

十一 左ノ選舉人ニ對シ何々ノ事由ニ因リ選舉立會人ノ決定ヲ以テ(選舉立會人可否同數ナルニ依リ選舉長ノ決定ヲ以テ)點字投票ヲ拒否シタリ

住所

氏

名

十二 左ノ選舉立會人ハ誤リテ投票用紙(封筒)ヲ汚損シタル旨ヲ以テ更ニ之ヲ請求シタルニ依リ其ノ相違ナキヲ認メ之ト引換ニ投票用紙(封筒)ヲ交付シタリ

住所

氏

名

十三 左ノ選舉人ハ選舉會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ(喧擾ニ涉リ)投票ニ關シ協議ヲ爲シ(何々ヲ爲シ)選舉會場ノ秩序ヲ紊シタルニ依リ選舉長ニ於テ之ヲ制止シタルモ其ノ命ニ從ハザルヲ以テ投票用紙(到着番號札)ヲ返付セシメ之ヲ選舉會場外ニ退出セシメタリ

住所

氏

名

十四 選舉長ハ選舉會場外ニ退出ヲ命ジタル左ノ選舉人ニ對シ選舉會場ノ秩序ヲ紊ナシト認メ投票ヲ爲サシメタリ

住所

氏

名

十五 午前(午後)何時ニ至リ選舉長ハ投票時間ガ終リタル旨ヲ告ゲ選舉會場ノ入口ヲ鎖シタリ

住所

氏

名

十六 午前(午後)何時選舉會場ニ在ル選舉人ノ投票終了シタルヲ以テ選舉長ハ選舉立會人ト共ニ投票函ノ内蓋ノ投票口及外蓋ヲ鎖シタリ

住所

氏

名

十七 投票函ヲ閉鎖シタルニ因リ其ノ内蓋ノ鑰ハ左ノ選舉立會人之ヲ保管シ外蓋ノ鑰ハ選舉長之ヲ保管ス

住所

氏

名

十八 投票ヲ爲シタル選舉人ノ總數

住所

氏

名

(イ) 同項第二號ニ屬スル者

住所

氏

名

(ロ) 同項第三號ニ屬スル者

住所

氏

名

(ハ) 選舉人名簿ニ登錄セラレタル選舉人ニシテ投票ヲ爲シタル者

住所

氏

名

住所

氏

名

住所

氏

名

住所

氏

名



確定裁決書又ハ確定判決書ニ依リ投票ヲ爲シタル者

投票拒否ノ決定ヲ受ケタル者ノ總數

十九 各投票分會長ヨリ投票函等左ノ如ク到着セリ

第一(何々)投票分會ノ投票函ハ投票分會長職氏名及投票立會人氏名

携帶シ何月何日午前(午後)何時著之ヲ檢スルニ異狀ナシ

第二(何々)投票分會ノ投票函何々

二十 昭和何年何月何日選舉長ハ(總テ)投票函ノ送致ヲ受ケタルヲ

以テ其ノ當日(翌日)午前(午後)何時ヨリ開票ヲ開始シタリ

二十一 選舉長ハ選舉立會人立會ノ上逐次投票函ヲ開キタリ

二十二 投票分會ニ於テ拒否ノ決定ヲ受ケタル者ニシテ假ニ投票ヲ爲

シタル者左ノ如シ

事由何々

住所

受理セザリシモノ

氏名 住所 受理セザリシモノ

一事由何々

住所

二十三 選舉長ハ(假ニ爲シタル投票ニシテ受理スベキモノト決定シ

タル投票ノ封筒ヲ開披シタル上)總テノ投票ヲ混同シ選舉立會人ト

共ニ之ヲ點檢シタリ

二十四 選舉事務ニ從事スル職氏名及職氏名ノ二人ハ各別ニ同一委員

候補者ノ投票數ヲ計算シタリ

二十五 有效又ハ無効ト決定シタル投票ハ左ノ如シ

一 選舉立會人ニ於テ決定シタル投票數

(イ) 農地調整法第十五條ノ二第三項第一號ニ屬スル者

(ロ) 同項第二號ニ屬スル者

(ハ) 同項第三號ニ屬スル者

無効ト決定シタルモノ

一 成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ

二 委員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ

三 選舉立會人ノ決定ニ付シタルニ可否同數ナルニ依リ選舉長ニ於

テ決定シタル投票數

一 有效ト決定シタルモノ

氏名 住所 受理セザリシモノ

二 無効ト決定シタルモノ

何票 何票 何票 何票 何票 何票

事由何々

住所

受理セザリシモノ

二十六 午前(午後)何時投票ノ點檢ヲ終リタルヲ以テ選舉長ハ各委員

候補者ノ得票ヲ朗讀シタリ

二十七 各委員候補者ノ得票數左ノ如シ

(イ) 農地調整法第十五條ノ二第三項第一號ニ屬スル者

(ロ) 同項第二號ニ屬スル者

(ハ) 同項第三號ニ屬スル者

二十八 選舉長ハ點檢済ノ有效無効及受理スベカラズト決定シタル投

票ヲ大別シ有效ノ決定アリタル投票ニ在リテハ得票者毎ニ之ヲ區別

シ無効ノ決定アリタル投票ニ在リテハ類別シ之ヲ一括シ更ニ有效無

効受理スベカラズト決定シタル投票別ニ之ヲ封筒ニ入レ選舉立會人

ト共ニ封印ヲ施シタリ

二十九 選舉長ハ選舉立會人立會ノ上逐次開票分會長ノ報告ヲ調査シ

自ラ開票ヲ行ヒタル部分ニ付各委員候補者ノ得票數ヲ朗讀シタル後

開票分會毎ニ各委員候補者ノ得票ヲ朗讀シ終リニ各委員候補者ノ得

票總數ヲ朗讀シタリ

三十 開票分會長ノ報告ノ結果ト選舉會ニ於テ爲シタル點檢ノ結果ト

併セタル各委員候補者ノ得票總數左ノ如シ

(イ) 農地調整法第十五條ノ二第三項第一號ニ屬スル者

(ロ) 同項第二號ニ屬スル者

(ハ) 同項第三號ニ屬スル者

三十一 午前(午後)何時選舉會ノ事務ヲ終了シタリ

三十二 左ノ者ハ選舉會事務ニ從事シタリ

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

別記様式ノ四投票錄

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

備考 様式ニ掲グル事項ノ外選舉長ニ於テ選舉會ニ關シ緊要ト

認ムル事項アルトキハ之ヲ記載スベシ

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

選舉長

職

選舉立會人

昭利何年何月何日

職

別記様式ノ四投票錄



第一(何々)投票(分會投票)録

- 一 投票分會ハ何市役所(何ノ場所)ニ之ヲ設ケタリ
- 二 左ノ投票立會人ハ何レモ投票分會ヲ開クベキ時刻迄ニ投票分會ニ  
參會シタリ
- 三 投票分會ヲ開クベキ時刻ニ至リ投票立會人中參會セザル者アルニ依  
リ投票分會長ハ投票分會ノ區劃内ニ於ケル參會セザル者ノ屬スル區  
分ニ屬シ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ臨時ニ左ノ者ヲ投  
票立會人ニ選任シタリ
- 四 投票分會ハ昭和何年何月何日午前(午後)何時ニ之ヲ開キタリ
- 五 投票分會中氏名ハ一旦參會シタルモ午前(午後)何時何々ノ事故  
ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタル爲投票分會長ハ臨時ニ投票分會ノ區劃内ニ  
於ケル當該區分ニ屬スル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ午  
前(午後)何時左ノ者ヲ投票立會人ニ選任シタリ
- 六 投票分會長ハ投票立會人ト共ニ投票ニ先チ投票分會ニ參會シタル  
選舉人ノ面前ニ於テ投票函ヲ開キ其ノ空虛ナルコトヲ示シタル後内  
蓋ヲ鎖シ投票分會長及投票立會人ノ列席スル面前ニ之ヲ置キタリ
- 七 投票分會長ハ投票立會人ノ面前ニ於テ選舉人名簿ノ抄本(選舉人  
名簿)ニ對照シタル後(到著番號札ト引換ニ)投票用紙ヲ交付シタリ
- 八 左ノ選舉人ハ選舉人名簿ニ登錄セラルベキ確定裁決書又ハ確定判  
決書ヲ所持シ投票分會場ニ到リタルニ依リ投票分會長ハ之ヲシテ投

- 票ヲ爲サシメタリ
- 九 左ノ選舉人ハ點字ニ依リ投票ヲ爲サントスル旨ヲ申立テタルヲ以  
テ投票分會長ハ投票用紙ニ點字投票ナル旨ノ印ヲ押捺シテ交付シ投  
票ヲ爲サシメタリ
- 十 左ノ選舉人ニ對シテハ何々ノ事由ニ因リ投票立會人ノ決定ヲ以テ  
(投票立會人可否同數ナルニ依リ投票分會長ノ決定ヲ以テ)投票ヲ拒  
否シタリ
- 十一 左ノ選舉人ニ對シテハ何々ノ事由ニ因リ投票立會人ノ決定ヲ以  
テ(投票立會人可否同數ナルニ依リ投票分會長ノ決定ヲ以テ)點字投  
票ヲ拒否シタリ
- 十二 左ノ選舉人ハ誤リテ投票用紙ヲ汚損シタル旨ヲ以テ更ニ之ヲ請  
求シタルニ依リ其ノ相違ナキヲ認メ之ト引換ニ投票用紙(封筒)ヲ交  
付シタリ
- 十三 左ノ選舉人ハ投票分會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ(喧擾ニ涉リ)  
(投票ニ關シ協議ヲ爲シ)(何々ヲ爲シ)投票分會場ノ秩序ヲ紊シタル  
ニ依リ投票分會長ニ於テ之ヲ制止シタルモ其ノ命ニ從ハザルヲ以テ  
投票用紙(投票用紙及封筒)(到著番號札)ヲ返付セシメ之ヲ投票分會

場外ニ退出セシメタリ

- 十四 投票分會長ハ投票分會場外ニ退出ヲ命ジタル左ノ選舉人ニ對シ  
投票分會場ノ秩序ヲ紊スノ虞ナシト認メ投票ヲ爲サシメタリ
- 十五 午前(午後)何時ニ至リ投票分會長ハ投票時間ヲ終リタル旨ヲ告  
グ投票分會場ノ入口ヲ鎖シタリ
- 十六 午前(午後)何時投票分會場ニ在ル選舉人ノ投票終結シタルヲ以  
テ投票分會長ハ投票立會人ト共ニ投票函ノ内蓋ノ投票口及外蓋ヲ鎖  
シタリ
- 十七 投票函ヲ閉鎖シタルニ依リソノ内蓋ノ鑰ハ左ノ投票立會人之ヲ  
保管シ外蓋ノ鑰ハ投票分會長之ヲ保管ス

- 確定裁決書又ハ確定  
判決書ニ依リ投票ヲ  
爲シタル者 何人 何人 何人
- 投票拒否ノ決定ヲ受ケ  
タル者ノ總數 何人 何人 何人
- 假ニ投票ヲ爲サシメ  
タル者 何人 何人 何人
- 十九 午前(午後)何時投票分會ノ事務ヲ了シタリ 氏 氏 氏
- 二十 左ノ者ハ投票分會ノ事務ニ從事シタリ 氏 氏 氏
- 投票分會長ハ左ノ投票録ヲ作り投票立會人ト共ニ茲ニ署名ス、  
昭和何年何月何日 投票分會長 氏 氏 氏
- 投票立會人 氏 氏 氏

十八

- 農地調査法 第十五條ノ  
二第三項第  
一號ニ屬スル者 同項第二號  
ニ屬スル者 同項第三號  
ニ屬スル者
- 投票ヲ爲シタル選舉人  
ノ總數 何人 何人 何人
- 選舉人名簿ノ抄本(又  
ハ選舉人名簿)ニ記載  
セラレタル選舉人ニシ  
テ投票ヲ爲シタル者 何人 何人 何人

別記様式ノ五開票録

- 備考 様式ニ掲グル事項ノ外投票分會長ニ於テ投票ニ關シ緊要ト認ムル  
事項アルトキハ之ヲ記載スベシ
- 昭和何年何月何日 行何 市 町 村 縣 道 府 都
- 選舉第一(何々)開票分會開票録



一 開票分會ハ何市役所(何ノ場所)ニ之ヲ設ケタリ  
二 左ノ投票立會人ハ何レモ開票分會ヲ開クベキ時刻迄ニ開票分會ニ  
參會シタリ

住所 住所 住所  
氏 氏 氏  
名 名 名

開票分會ヲ開クベキ時刻ニ至リ開票立會人中參會セザル者アルニ依  
リ開票分會長ハ參會セザル者ノ屬スル區分ニ屬シ選舉人名簿ニ登錄  
セラレタル者ノ中ヨリ臨時ニ左ノ者ヲ開票立會人ニ選任シタリ

三 開票分會ハ昭和何年何月何日午前(午後)何時ニ之ヲ開キタリ  
四 開票立會人中氏名ハ一旦參會シタルモ午前(午後)何時何々ノ事故  
ヲ以テ其ノ職ヲ辭シタル爲開票分會長臨時ニ開票分會ノ區劃内ニ於  
ケル當該區分ニ屬スル選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中ヨリ午前  
(午後)何時左ノ者ヲ開票立會人ニ選任シタリ

住所 住所  
氏 氏  
名 名

五 開票分會ノ區劃内ノ各投票分會長ヨリ投票函等左ノ如ク到著セ  
リ  
第一(何々)投票分會ノ投票函ハ投票分會長職氏名及投票立會人氏名  
携帶シ何月何日午前(午後)何時著之ヲ檢スルニ異狀ナシ  
第二(何々)投票分會ノ投票函何々

六 昭和何年何月何日開票分會長ハ開票分會ノ區劃内ノ投票分會ヨリ  
投票函ノ送致ヲ受ケタルヲ以テ其ノ當日(翌日)午前(午後)何時ヨリ  
開票ヲ開始シタリ

七 開票分會長ハ開票立會人立會ノ上逐次投票函ヲ開キ投票ノ總數ト  
投票人ノ總數ヲ計算シタルニ左ノ如シ

共ニ之ヲ點檢シタリ  
十 開票事務ニ從事スル職氏名及ビ職氏名ノ二人ハ各別ニ同一委員候  
補者ノ得票數ヲ計算シタリ  
十一 有效又ハ無効ト決定シタル投票ハ左ノ如シ

農地調整法第  
十五條ノ第二第  
三項第一號ニ  
屬スル者 同項第二號ニ  
屬スル者 同項第三號ニ  
屬スル者

(一) 開票立會人ニ  
於テ決定シタル  
投票數  
内  
一 有効ト決定  
シタルモノ 何票 何票  
一 無効ト決定  
シタルモノ 何票 何票

(二) 開票立會人ノ決定ニ付シタルニ可否同數ナルニ依リ開票分會長ニ  
於テ決定シタル投票數  
内  
一 有効ト決定  
シタルモノ 何票 何票  
一 無効ト決定  
シタルモノ 何票 何票

農地調整法第  
十五條ノ第二第  
三項第一號ニ  
屬スル者 同項第一號ニ  
屬スル者 同項第三號ニ  
屬スル者

投票總數 何票 何票  
外  
假ニ爲シタル投  
票數 何票 何票  
假ニ爲シタル投  
票人數 何人 何人  
投票總數ト投票人總數ト符合スル投票總數ト投票人總數ト符合セズ  
即チ投票總數ニ比シ何票多シ(少シ)(其ノ理由ノ明カナルモノハ之  
ヲ記載スベシ)

八 投票分會ニ於テ拒否ノ決定ヲ受ケタル者ニシテ假ニ投票ヲ爲シタ  
ル者左ノ如シ  
住所 住所  
氏 氏  
名 名

九 開票分會長ハ(假ニ爲シタル投票ニシテ受理スベキモノト決定シ  
タル投票ノ封筒ヲ開披シタル上)總テノ投票ヲ混同シ開票立會人ト  
一 事由何々 住所 氏 名  
一 事由何々 住所 氏 名  
一 事由何々 住所 氏 名

開票分會長ハ右ノ投票ヲ調査シ開票立會人左ノ通之ヲ決定シタリ  
(開票分會長ハ開票立會人ノ決定ニ付シタルニ可否同數ナルニ依リ  
開票分會長左ノ通之ヲ決定シタリ)  
受理セシモノ

内  
一 成規ノ用  
紙ヲ用ヒ 何票 何票  
一 ザルモノ 何票 何票

(三) 投票總數  
内  
一 有效ト決定シタルモノ 何票 何票  
一 無効ト決定シタルモノ 何票 何票

十二 午前(午後)何時投票ノ點檢ヲ了リタルヲ以テ開票分會長ハ各委  
員候補者ノ得票數ヲ朗讀シタリ  
十三 各委員候補者ノ得票數左ノ如シ  
(4) 農地調整法第十五條ノ第二第三項第一號ニ屬スル者  
(5) 同項第二號ニ屬スル者  
(6) 同項第三號ニ屬スル者

十四 開票分會長ハ點檢済投票ニ係ル有効無効及受理スベカラズト決  
定シタル投票ヲ大別シ尙有效ノ決定アリタル投票ニ在リテハ得票者  
毎ニ之ヲ區別シ無効ノ決定アリタル投票ニ在リテハ之ヲ類別シ且各  
之ヲ一括シ更ニ有效無効及受理スベカラズト決定シタル投票別ニ之  
ヲ封筒ニ入レ開票立會人ト共ニ封印ヲ施シタリ

住所 住所  
氏 氏  
名 名

氏 氏  
名 名



十五 午前(午後)何時開票分會ノ事務ヲ終了シタリ

十六 左ノ者ハ開票分會ノ事務ニ從事シタリ

職 氏 名  
職 氏 名  
開票分會長 氏 名  
開票分會長 氏 名  
開票立會人 氏 名

開票分會長ハ此ノ開票録ヲ作り開票立會人ト共ニ茲ニ署名ス

昭 and 何 and 年 and 何 and 月 and 何 and 日

備考 様式ニ掲グル事項ノ外開票分會長ニ於テ開票ニ關シ緊要ト認ムル事項アルトキハ之ヲ記載スベシ

別記様式ノ六

(一) 委員候補者ノ届出書様式

市町村(地區)農地委員會委員候補者届  
委員候補者 氏 名

住所

生年月日

選舉(昭和何年何月何日執行ノ市町村(地區)農地委員會委員ノ選舉)農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別(第一號)(第二號)(第三號)  
右立候補届出候也

昭和何年何月何日

氏 名 印

何市(區)(町)(村)選舉管理委員會宛

(二) 委員候補者ノ推薦届出書様式

市町村(地區)農地委員會委員候補者推薦届  
委員候補者 氏 名

住所

生年月日

選舉(昭和何年何月何日執行ノ市町村(地區)農地委員會委員ノ選舉)農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別(第一號)(第二號)(第三號)  
推薦届出者 氏 名

住所

生年月日

(推薦届出者) (氏 名)  
(住所)  
(生年月日)  
右推薦届出候也  
昭和何年何月何日

氏 名 印  
(氏 名 印)

何市(區)(町)(村)選舉管理委員會宛

(三) 委員候補者タルコトヲ辭スルコトノ届出書様式

市町村(地區)農地委員會委員候補者辭退届  
委員候補者 氏 名

住所

生年月日

事由 昭和何年何月何日何々ノ爲被選舉權ヲ有セザルニ至リ  
右辭退届出候也  
昭和何年何月何日  
委員候補者 氏 名 印  
何市(區)(町)(村)選舉管理委員會宛

別記様式ノ七(用紙ノ大サハ日本標準規格A7トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)

(表面)

(四) 立會人タルベキ者ノ届出書様式

選舉立會人(投票立會人)(開票立會人)タルベキ者ノ届立會人タルベキ者

氏 名

住所 何市町 番地

生年月日 昭和何年何月何日

選舉 昭和何年何月何日執行ノ市町村農地委員會委員選舉ニ於ケル農地調整法第十五條ノ二第三項各號ノ別(第一號)(第二號)(第三號)  
右別紙本人ノ承諾書相添届出候也

昭和何年何月何日 農地委員會委員候補者 氏 名 印

選舉長(投票分會長)(開票分會長) 氏 名 宛

(五) 立會人タルベキ者ノ届出書ニ添附スベキ承諾様式

選舉立會人(投票立會人)(開票立會人)承諾書  
昭和何年何月何日執行ノ市町村農地委員會委員選舉ニ於ケル農地調整法第十五條ノ二第三項各號(第一號)(第二號)(第三號)ノ選舉立會人(投票立會人)(開票立會人)タルコトヲ承諾候也  
昭和何年何月何日

農地委員會委員候補者 氏 名 宛 氏 名 印  
番地

農地調整法第十七條ノ規定ニ依ル證票



(裏面)

第 號 昭和 年 月 日 交付

官 農林省印又ハ 都廳府縣印 氏 名

農地調整法第十七條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ農地其ノ他ノ土地若ハ物件ニ關シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間農地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得農地調整法第十七條ノ五ノ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス 四 第十七條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ臨檢檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者農地調整法施行規則第四十三條 農地調整法第十七條ノ規定ニ依リ農林大臣又ハ都道府縣知事當該官吏員ヲシテ臨檢檢査ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ 前項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

●農地調整施設補助規則

(昭和十七年六月二十四日) 農林省令第五十四號

沿革 昭和十八年八月農林省令第六〇號、九月農林、大藏、厚生省令第一號、一九四年月農商省令第二三號、二十二年二月農林省令第六號、二月第七三號改正

農地調整施設補助規則左ノ通定ム

農地調整施設補助規則

- 第一條 農林大臣ハ農地關係ノ調整ニ關スル施設ヲ補助スル爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ都道府縣又ハ農林中央金庫、日本勸業銀行若ハ北海道拓殖銀行(以下金融機關ト稱ス)ニ之ヲ交付ス
  - 一 自作農創設特別措置法ノ規定ニ依ル都道府縣農地委員會ノ裁決並ニ裁定ニ要スル都道府縣ノ費用
  - 二 都道府縣農地委員會ニ要スル都道府縣ノ費用(前號ニ掲グル費用ヲ除ク)及市町村農地委員會ノ費用ニ對シ市町村ニ交付スル都道府縣ノ補助金
  - 三 農地ニ關スル事務ニ要スル都道府縣ノ費用
  - 四 都道府縣又ハ金融機關ノ自作農創設維持資金若ハ自作農創設促進報奨資金
  - 五 市町村、都道府縣農地委員會、市町村農地委員會、産業組合、農事實行組合、農地開發營團又ハ耕作者ノ組織スル團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノノ自作農創設維持事業ニ要スル資金若ハ自作農創設報奨資金ニ付都道府縣ノ交付スル補助金
  - 六 市町村農地委員會其ノ他地方長官ノ適當ト認ムル團體ノ自作農創設維持事業ノ促進ニ要スル費用ニ交付スル都道府縣ノ補助金
- 前項第三號及第七號ノ費用又ハ補助金ハ同號ニ掲グル者ノ外農林大臣ノ適當ト認ムル者ノ費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付スルコトアル

第三六七號

ベシ

第三條 前條第四號若ハ第五號ノ補助金ノ交付ヲ受ケル都道府縣若ハ金融機關又ハ同條第五號ノ補助金ノ交付ヲ受ケテ支出スル都道府縣ノ補助金ノ交付ヲ受ケル市町村、都道府縣農地委員會、市町村農地委員會、産業組合、農事實行組合、農地開發營團又ハ耕作者ノ組織スル團體ニシテ地方長官ノ指定スルモノハ農地調整法施行規則第四條及第五條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

三 補助金交付ニ關スル規程

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者前條ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出シタル書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ豫メ農林大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ農林大臣必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 第二條ノ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月三十日迄ニ事業成績書及收支決算書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメタルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨ヲ遲滞ナク農林大臣ニ報告スベシ

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ補助金ノ交付ヲ停止若ハ廢止シ又ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

一 本則ノ規定ニ違反シタルトキ

●自作農創設特別措置法

(昭和二十一年十月二十一日) 法律第四十三號

沿革 昭和二十二年二月法律第二四一號改正

朕ハ、帝國議會ノ協贊を経テ自作農創設特別措置法を裁可シ、ここにこれを公布せしめる。

自作農創設特別措置法

- 第一條 この法律は、耕作者ノ地位を安定シ、その勞働ノ成果を公正に享受させるため自作農を急速且つ廣汎に創設シ又、土地ノ農業上ノ利用を増進シ、以テ農業生産力ノ發展ト農村ニ於ける民主的傾向ノ促進を圖ることを目的とする。
  - 第二條 この法律ニ於て農地とは、耕作ノ目的に供される土地をいひ、牧野とは、家畜ノ放牧又は採草ノ目的に供される土地(農地並びに植林ノ目的その他家畜ノ放牧及び採草以外ノ目的に主として供される土地を除ク)をいふ。
- この法律ニ於て、自作地とは、耕作ノ業務を營む者が所有權に基



きその業務の目的に供してゐる農地をいひ、小作地とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権に基きその業務の目的に供してゐる農地をいふ。  
この法律において、自作牧野とは、耕作又は養畜の業務を営む者が所有権に基き家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる牧野をいひ、小作牧野とは、耕作又は養畜の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権又は質権に基き家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる牧野をいふ。

前二項の規定の適用については、耕作若しくは養畜の業務を営む者の同居の親族若しくはその配偶者又は耕作若しくは養畜の業務を営む者の親族若しくはその配偶者で命令で定める特別の事由に因りその者と同居しなくなつたものが有する前二項に掲げる権利は、これを耕作又は養畜の業務を営む者の有するものとみなす。  
この法律において、自作農とは、自作地に就き耕作の業務を営む個人をいひ、小作農とは、小作地に就き耕作の業務を営む個人をいふ。

第三條 左に掲げる農地は、政府が、これを買収する。

一 農地の所有者がその住所のある市町村の区域(その隣接市町村の区域内の地域で市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て當該市町村の区域に準ずるものとして指定したものを含む)以下本條、第四條及び第七條第二項において同じ)外において所有する小作地  
二 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において、北海道にあつては四町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超える小作地を所有する場合、その面積を超える面積の當該区域内の小作地  
三 農地の所有者がその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積とその者の所有する自作地の面積の合計が、北海道にあつては十二町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該区域内の

が現に耕作の目的に供してゐないもの  
六 前各號に掲げるものを除く外農地でその所有者が市町村農地委員会に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの  
前項第一號又は第三號の規定の適用については、左の場合に限り、當該自作農又は法人その他の團體の営む耕作の業務は、これを適正なものとする。  
一 自作農については、その者が當該農地を効率的に耕作するのに充分な自家勢力を有してゐる場合又は當該農地を分割して耕作することとに因つてその生産の減退が必至であると認められる場合  
二 法人その他の團體については、當該農地を分割して耕作することとに因つてその生産の減退が必至であると認められ、且つその耕作の業務が法人その他の團體の主たる業務の運営に缺くことのできないものである場合

第四條 前條の規定の適用については、農地の所有者の同居の親族若しくはその配偶者又は農地の所有者の親族若しくはその配偶者で第二條第四項に規定する特別の事由に因りその者と同居しなくなつた者が當該農地の所有者の住所のある市町村の区域内において所有する農地は、これを當該農地の所有者の所有する農地とみなす。

前條第一項の規定の適用については、農地の所有者で第二條第四項に規定する特別の事由に因りその所有する農地のある市町村の区域内に住所を有しなくなつたものは、これを當該市町村の区域内に住所を有する者とみなす。  
第五條 政府は、左の各號の一に該當する農地については、第三條の規定による買収をしない。  
一 國又は公共團體が公用又は公用に供してゐる農地  
二 都道府縣、市町村その他命令で定める團體の所有する農地で自作農の創設又は共同耕作の目的に供するもの  
三 試験研究若しくは農事指導の目的又は主として省令で定める耕作

都道府縣農地委員会は、特に必要があるときは、中央農地委員会の承認を得て、當該都道府縣の区域を二以上の區域に分け各區域別に第一項第二號又は第三號の都道府縣別の面積に代るべき面積を定めることができる。但し、各區域別の面積は、その平均面積が概ね同項第二號又は第三號の當該都道府縣別の面積になるやうに、これを定めなければならない。  
第五條第七號及び第八號に規定する農地で命令で定めるものの面積は、第一項第二號又は第三號に規定する小作地又は自作地の面積にこれを算入しない。  
第一項の農地の外左に掲げる農地で、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が、命令の定めるところにより、自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたものは、政府が、これを買収する。  
一 自作農でその者の営む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地の面積が第一項第三號の面積(第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積)を超える場合、當該面積を超える面積の自作地  
二 自作地で當該自作地に就いての自作農以外の者が請負その他の契約に基き耕作の業務の目的に供してゐるもの  
三 法人その他の團體でその営む耕作の業務が適正でないものの所有する自作地  
四 法人その他の團體の所有する小作地  
五 農地で所有権その他の権利に基きこれを耕作することのできる者

以外の目的に供してゐる農地で都道府縣知事の指定したもの  
四 都市計畫法第十二條第一項の規定による土地區劃整理を施行する土地その他主務大臣の指定するこれらに準ずる土地又は都市計畫による同法第十六條第一項の施設に必要な土地の境域内にある農地で都道府縣知事の指定する區域内にあるもの  
五 近く土地使用の目的を變更することを相當とする農地で市町村農地委員会が都道府縣農地委員会の承認を得て指定し、又は都道府縣農地委員会の指定したもの  
六 自作農が疾病その他命令で定める事由に因つてその自作地に就き自ら耕作の業務を営むことができないため貸借又は使用貸借により一時當該自作地を他人の耕作の業務の目的に供した場合、市町村農地委員会が、その自作農が近く自作するものと認め、且つその自作を相當と認める當該農地但し、その自作農の所有する農地の面積が第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該農地に限る。  
七 第四十條の二の規定による買収のあつた牧野の所有者がその買収のあつた後において所有する牧野を以て開發した自作地  
八 新開墾地、焼畑、切替畑等牧野の著しく不安な農地その他命令で定める農地で市町村農地委員会が政府において買収することを不相當と認めるもの  
第五條の二 都道府縣が農業技術の現地指導の目的に供するため昭和二十一年十二月二十九日以後において賃借権、使用貸借による権利又は永小作権を取得した農地については、前條第一號の規定は、これを適用しない。但し、これらの権利の取得の當時當該農地の所有者が當該農地に就いて耕作の業務を営む自作農である場合において、當該農地と當該自作農が現に耕作の業務を営む自作地との面積の合計が第三條第一項第三號の面積(同條第三項の規定により當該區域につき定めら



れた同様の面積に代るべき面積があるときは、その面積以下本條において同じを起さないときは、当該農地の全部、同様の面積を超えるときは、当該農地のうち当該自作農の面積との合計が同様の面積に達するまでの部分については、この限りでない。

第六條 政府が第三條の規定による買収をするには、市町村農地委員会の定める農地買収計画によらなければならない。

前項の對價は、当該農地につき土地臺帳法による貸賃價格があるときは、田にあつては当該貸賃價格に四十（農地調整法第六條の三第一項の規定により都道府縣知事の定めた率があるときは、その率）、畑にあつては当該貸賃價格に四十八（同條同項の規定により都道府縣知事の定めた率があるときは、その率）を乗じて得た額（同條同項の規定により都道府縣知事の定めた額があるときは、その額）の範圍内においてこれを定め、当該農地につき地租法による貸賃價格がないときは、市町村農地委員会が都道府縣知事の認可を受けて定めた額による。但し、特別の事情に因つて市町村農地委員会が都道府縣知事の認可を受けて当該農地につき額を定めたときは、その額による。

市町村農地委員会は、農地買収計画を定めるには、左の事項を勘案してこれをしなければならない。

- 一 自作農となるべき者の農地を買ひ受ける機会を公正にすること。
  - 二 自作農となるべき者の耕作する農地を集團化し、且つ当該地方の状況に應じて当該農地につき田畑の割合を適正にすること。
- 市町村農地委員会は、農地買収計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。
- 一 買収すべき農地の所有者の氏名又は名稱及び住所
  - 二 買収すべき農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異

なるときは、土地臺帳の地目及び現況による地目以下同じ）及び面積

三 對價

四 買収の時期

第六條の二 昭和二十年十一月二十三日現在において小作地に就き耕作の業務を營んでゐた小作農（その小作農が当該小作地につき同日現在において有してゐた賃借権、使用貸借による権利又は永小作権を当該小作農から譲り受けた者を含む。以下本條において同じ）で同日以後において当該小作地に就いての耕作の業務をやめたもの若しくは同日現在における小作地である現況におけるその所有者若しくはその所有者の住所が同日以後において變更したものに就き同日以後引き続き耕作の業務を營んでゐる小作農又はこれらの者の相続人が、市町村農地委員会に對して当該小作地の同日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における事實に基いて前條の規定による農地買収計画を定めるべきことを請求したときは、市町村農地委員会は、当該所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同日現在における事實に基いて農地買収計画を定めなければならない。

前項の請求があつた場合において、市町村農地委員会は、同項の規定による農地買収計画において左の各號の一に該當する小作地を買収すべきことを定めることはできない。

- 一 昭和二十年十一月二十三日現在における小作地の同日現在におけるその所有者又はその承継人が同日以後において当該小作地の賃借の解除若しくは解約（合意解意を含む。以下同じ。）をし、又は更新を拒絶した場合において、都道府縣農地委員会が当該賃借の解除若しくは解約又は更新の拒絶があつたときにおける当該所有者又は承継人及び小作農に就いての事情を調査して当該解除若しくは解約又は更新の拒絶を適法且つ正當であると認めた場合、当該解除若

しくは解約又は更新の拒絶に係る小作地

二 前條の外市町村農地委員会において前項の請求が信義に反すると認められた場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を營んでゐた小作地

三 前項の小作農又はその相続人が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作権に基いて第三條第一項第三號の面積又は同條第三項の規定により当該區域につき定められた同様の面積に代るべき面積を超える面積の農地に就き現に耕作の業務を營んでゐる場合、その請求をした者が昭和二十年十一月二十三日現在において耕作の業務を營んでゐた小作地

四 昭和二十年十一月二十三日現在における事實に基いて定められた農地買収計画によつて買収をするときは、当該小作地の同日現在における所有者又はその承継人で同日以後において当該小作地に就き耕作の業務を營むものの生活状態が同項の請求をした者の生活状態に較べて著しく異なる場合、その請求をした者が同日現在において耕作の業務を營んでゐた小作地

第六條の三 市町村農地委員会が前條第一項の請求を受けた日から二箇月以内に当該請求に係る小作地の昭和二十年十一月二十五日現在における所有者が同日現在において所有してゐた小作地につき同項の規定により農地買収計画を定めない場合において、当該請求をした者がその期間経過後一箇月以内に都道府縣農地委員会に對して当該市町村農地委員会に同項の規定により農地買収計画を定めるべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府縣農地委員会は、当該市町村農地委員会に對して同項の規定により農地買収計画を定めるべき旨を指示しなければならない。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同項第二號中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と読み替へるものとする。

第六條の四 前二條の規定の適用については、昭和二十年十一月二十三日現在において第三條第五項第二號に規定する自作地に就き請負その他の契約に基いて耕作の業務を營んでゐた者で同日以後当該自作地に就いての耕作の業務をやめたものは、これを小作農とみなし、当該自作地は、これを小作地とみなす

第六條の五 昭和二十年十一月二十三日現在と第六條の規定による農地買収計画を定める時期とにおいて、所有権、賃借権、使用貸借による権利若しくは永小作権その他の権利に基いて耕作の業務を營む者が異なり、又は所有者若しくは所有者の住所が異なる農地及び同日現在における農地と同日以後において農地でなくなつたものについては、市町村農地委員会は、第六條の二第一項の請求がない場合でも、同日現在における事實に基いて第六條の規定による農地買収計画を定めることができる。

前項の場合には、第六條の二第二項の規定を準用する。

市町村農地委員会は、第一項の農地につき第六條の二第一項の規定により農地買収計画を定め、その可否につき審議しなければならない。

第七條 第六條の規定による農地買収計画に定められた農地につき所有権を有する者は、当該農地買収計画について異議があるときは、市町村農地委員会に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第五項の縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

市町村農地委員会は、前項の農地につき所有権を有する者が当該農地のある市町村の區域内に住所を有するときは、その者が当該市町村の區域内において所有する農地に就き耕作の業務を營む小作農についても、また同項と同様とする。この場合には、第四條第一項の規定を



準用する

市町村農地委員会は、第一項の申立を受けたときは、第六條第五項の期間満了後二十日以内に決定をしなければならない。前項の決定に對して不服ある申立人は、都道府縣農地委員會に訴願することができる。但し、同項の期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

都道府縣農地委員會は、前項の訴願を受理したときは、同項但書の期間満了後二十日以内に裁決してなければならない。

第八條 第六條の規定による農地買収計畫につき同條第五項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立がないとき、同項の規定による異議の申立があつた場合においてそのすべてについて同條第三項の規定による決定があり、且つ同條第四項但書の期間内に訴願の提起がなかつたとき、又は同項の規定による訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて同條第五項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員會は、遅滞なく當該農地買収計畫について都道府縣農地委員會の承認を受けなければならない。

第九條 第三條の規定による買収は、都道府縣知事が前條の規定による承認があつた農地買収計畫により當該農地の所有者に對し買収令書を交付して、これをしなければならぬ。但し、當該農地の所有者が知れないとき、その他令書の交付をすることができないときは、命令の定めるところにより、第二項各號に掲げる事項を公告し、令書の交付に代へることができる。令書には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 第六條第五項各號に掲げる事項
- 二 對價の支拂の方法及び時期
- 三 その他必要な事項

第十條 第三條、第六條及び前條の規定の適用については、農地の面積は、土地臺帳に登録した當該農地の地積による。但し、市町村農地委員會が當該農地につき土地臺帳に登録した地積を以てその面積とする

當該電線路の施設を目的として、當該電線路に近接する發電所、變電所、開閉所又は電線の支持物の用地で當該電氣事業者の所有するものを要役地とし、當該農地を承役地とする地役權が設定されたものとみなす。但し、その地役權の存続期間は、従前の權利の存続期間とする。

前二項の地役權は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする。

第一項又は第二項の規定により地役權が設定された場合において、その設定の當時その要役地が抵當權の目的である工場財團、鐵道財團又は軌道財團の屬してゐるときは、その地役權は、當該抵當權の目的となるものとする。

第十三條 第三條の規定による農地の買収については、政府は、その對價を買収の時期における當該農地の所有者に支拂わなければならない。但し、當該農地の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、當該權利を有する者から供託をしなければならぬ。政府は、その對價を供託しなければならない。

當該農地の上に先取特權、質權又は抵當權を有する者は、前項の規定により供託した對價に對してその權利を行ふことができる。政府は、第三條の規定により買収する農地の所有者に對して、その農地の面積（その農地の面積が同條第一項第三號の面積を超えるときは、同號の面積、水の使用に關する權利又は立木に應じて報償金を交付する）

前項の報償金の一段歩當りの額は、田にあつては二百二十圓、畑にあつては百三十圓を基準とし、當該農地の收量、位置その他の状況を參照して、主務大臣が、これを定める。

第十三條の規定の適用については、第十條の規定を準用する。第十四條 第三條の規定により買収した農地の對價の額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することができる。但し、令書の交付又

ことを著しく不相當と認め、別段の面積を定めるときは、當該農地については、その面積による。

第十一條 第六條乃至第九條の規定によりした手續その他の行為は、第三條の規定により買収すべき農地の所有者、先取特權者、質權者又は抵當權者の承継人に對してもその效力を有する。

第十二條 都道府縣知事が第九條の規定による手續をしたときは、令書に記載し、又は同條第一項但書の規定により公告した買収の時期に、當該農地の所有權は、政府が、これを取得し、當該農地に關する權利は、消滅する。

前項の規定により政府が取得した農地につきその取得の當時賃借權、使用賃借による權利、永小作權、地上權又は地役權があるときは、第十二條の二第二項の場合を除いて、その取得の時に當該權利を有する者のために従前と同一の條件を以て當該權利が設定されたものとみなす。但し、その權利の存続期間は、従前の權利の存続期間とする。前項の場合において、従前の權利の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、その先取特權、質權又は抵當權は、同項の規定により設定された權利の上にあるものとみなす。

第十二條の二 前項第一項の規定により政府の取得した農地がその取得の當時電氣事業法による電氣事業者又は同法第三十條第二項の事業を營む者（以下電氣事業者と總稱する。）の所有に屬し、電線路（電線の支持物を除く。以下本條において同じ。）の施設の用に供されてゐるのであるときは、その取得の時に當該電氣事業者のために、當該電線路の施設を目的として、當該電線路に近接する發電所、變電所、開閉所又は電線の支持物の用地で當該電氣事業者の所有するものを要役地とし、當該農地を承役地とする地役權が設定されたものとみなす。前條第一項の規定により政府が取得した農地につきその取得の當時電氣事業者が電線路の施設のために賃借權、使用賃借による權利又は地上權を有するときは、その取得の時に當該電氣事業者のために

は第九條第一項但書の公告のあつた日から一箇月を経過したときは、この限りでない。

前項の訴においては、國を被告とする。

第十五條 第三條の規定により買収する農地若しくは第十六條第一項の命令で定める農地に就き自作農となるべき者又は當該農地につき所有權その他の權利を有する者が左に掲げる農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地又は建物を政府において買収すべき旨の申請をした場合において、市町村農地委員會がその申請を相當と認めるときは、政府は、これを買収する。

一 第三條の規定により買収する農地又は第十六條第一項の命令で定める農地の利用上必要な農業用施設、水の使用に關する權利又は立木

二 第三條の規定により買収する農地又は第十六條第一項の命令で定める農地に就き自作農となるべき者が、賃借權、使用賃借による權利若しくは永小作權を有する牧野、賃借權、使用賃借による權利若しくは地上權を有する宅地又は賃借權を有する建物

前項の場合には、第六條第一項第二項第五項、第七條乃至第十二條の二、第十三條第一項第二項及び前條の規定を準用する。前項において準用する第六條第二項の對價は、牧野にあつては、命令の定めるところにより、當該牧野の近傍類似的農地の時價を參照し、牧野以外のものにあつては時價を參照してこれを定める。

第十六條 政府は、第三條の規定により買収した農地及び政府の所有に屬する農地で命令で定めるものを、命令の定めるところにより、その買収の時期において當該農地に就き耕作の業務を營む小作農その他命令で定める者で自作農として農業に精進する見込のあるものに賣り渡す。政府は、特別の事情があるときは、前項に掲げる農地を省令で定める團體に賣り渡すことができる。



前項の規定による買渡を受けた團體が行ふ農地の管理又は買渡に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十七條 前條に規定する者で同條に規定する農地を買ひ受けようとするものは、市町村農地委員會に對してその申込をしなければならぬ。

第十八條 政府が第十六條の規定により買渡をするには、市町村農地委員會の定める農地買渡計畫によらなければならない。

農地買渡計畫においては、賣り渡すべき農地並びに買渡の相手方、時期及び對價を定めなければならない。

前項の買渡の相手方は、前條の規定による買受の申込をした者でなければならぬ。

市町村農地委員會は、農地買渡計畫を定めるときは、遲滞なくその旨を公告し、且つ公告の日から十日間市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覽に供しなければならない。

一 買渡の相手方の氏名又は名稱及び住所  
二 賣り渡すべき農地の所在、地番、地目及び面積  
三 對價  
四 買渡の時期

農地買渡計畫については、第八條の規定を準用する。この場合において、同條中「同條第五項」とあるのは、「第十八條第四項」と、「前條第一項」とあるのは、「第十九條第一項」と讀み替へるものとする。

第十九條 第十七條の規定による買受の申込をした者は、前條の規定による農地買渡計畫について異議があるときは、市町村農地委員會に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第四項の縦覽期間を經過したときは、この限りでない。

前項の場合には、第七條第三項乃至第五項の規定を準用する。この場合において、同條第三項中第六條第五項とあるのは、「第十八條第四項」と讀み替へるものとする。

農地につき、省令で定める公告のあつた後前項の規定により消滅した權利を取得した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による權利の消滅に因つて通常生ずべき損失とする。

第二項の補償金額は、市町村農地委員會が、都道府縣知事の認可を受けてこれを決定する。

市町村農地委員會は、前項の補償金額を決定したときは、遲滞なく第二項の規定により補償を受けべき者に對してこれを通知しなければならぬ。

第四項の補償金額に不服ある者は、訴を以てその増額を請求することができる。但し、前項の通知を受けた日から一箇月を經過したときは、この限りでない。

前項の訴においては、國を被告とする。

第一項の規定により消滅する權利の上に先取特權、質權又は抵當權があるときは、第十三條第一項及び第二項の規定を準用する。

第二十三條 政府が第十六條の規定により農地を賣り渡す場合において、自作農の創設を適正に行ふため特に必要があるときは、市町村農地委員會は、地目、面積、等位等が當該農地と近似する小作地と當該農地との交換に關し、當該小作地の所有者に對して、必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換により當該小作地の所有者の取得すべき農地及び政府の取得すべき農地についてその所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならぬ。

第一項の規定による指示を受けた者は、その指示を受けた日から十日以内に當該指示に係る交換に關して市町村農地委員會と協議しなければならぬ。

前項の場合において、協議が調はないとき、又は協議をすることができないときは、市町村農地委員會は、都道府縣農地委員會の裁定の

第二十條 第十六條の規定による買渡は、地方長官が第十八條第五項において準用する第八條の規定による承認があつた農地買渡計畫により買渡の相手方に對し買渡通知書を交付して、これをしなければならぬ。

通知書には、左の事項を記載しなければならない。

一 第十八條第四項各號に掲げる事項  
二 對價の支拂の方法及び時期  
三 その他必要な事項

第二十一條 前條の規定による買渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された買渡の時期に、當該農地の所有權は、その通知書に記載された買渡の相手方に移轉する。

前項の規定により取得した農地の對價については、第十四條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「増額」とあるのは、「減額」と讀み替へるものとする。

第二十二條 第三條の規定により買取した農地で第十二條第二項の規定による權利の設定があつたもの及び第十六條第一項の命令で定める農地で賃借權、使用貸借による權利、永小作權、地上權又は地役權の設定されてあるものにつき同條の規定による買渡があつた場合において、その權利を有する者が當該農地の買渡の相手方でないときは、當該權利（當該權利が地役權であるときは、市町村農地委員會が當該農地を耕作することの妨げになるものと認定した地役權に限る）は、當該農地の買渡の時期に消滅する。但し、電氣事業者のために電線路の施設を目的として設定されてある當該農地に關する權利は、この限りでない。

政府は、前項の規定により消滅する權利を有する者に對してその權利の消滅に因つて生じた損失を補償しなければならない。但し、その者が第六條第五項の規定による公告のあつた後第十二條第一項の規定により消滅した權利を取得した者又は第十六條第一項の命令で定める

申請をすることができる。

前項の規定による裁定があつたときは、その定めるところにより、交換の契約が成立したものとみなす。

第二十四條 前條の規定による交換においては、同條第三項の協議又は同條第四項の裁定において定められた日に、農地の所有權の移轉の効力が、生ずるものとする。

前項の規定による所有權の移轉の際當該小作地の上にある先取特權、質權又は抵當權は、當該小作地の所有者が交換に因り取得した農地の上にあるものとする。

第二十五條 政府が第十六條の規定により農地を賣り渡す場合において、自作農の創設を適正に行ふため特に必要があるときは、市町村農地委員會は、政府の賣り渡すべき農地につき賃借權又は永小作權を有する者及び地目、面積、等位等が當該農地と近似する農地で政府の買収しないものにつき賃借權又は永小作權を有する者に對して當該賃借權又は永小作權の交換に關し必要な事項を指示することができる。

前項の指示は、交換に因り移轉すべき賃借權又は永小作權の目的たる農地の所在、地番、地目及び面積を定めて、これをしなければならぬ。

第一項の規定による交換については、賃借權又は永小作權の移轉は、民法第二百七十二條但書及び第六百二十二條の規定にかかわらず、これをすることができる。

市町村農地委員會が第一項の指示をしたときは、遲滞なくその旨を當該指示に係る農地の所有者及び所有者でない賃借人に通知しなければならぬ。

前項の通知を受けた者は、第一項の指示に異議があるときは、市町村農地委員會に異議を申し立てることができる。但し、前項の通知を受けた日から十日を經過したときは、この限りでない。

第一項の規定による交換には、第二十三條第三項乃至第五項及び前



條の規定を準用する。この場合においては、第二十三條第三項中「市町村農地委員会と協議し」とあるのは、「協議し」と、同條第四項中「市町村農地委員会は、都道府縣農地委員会の裁定」とあるのは、「第一項の指示を受けた者は、市町村農地委員会の裁定」と讀み替へるものとする。

第二十六條 第十六條の規定により賣り渡した農地の對價の支拂は、支拂期間三十年（据置期間を含む。）以内、年利三分二厘の均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、當該農地を買ひ受けた者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第二十六條之二 政府は、命令の定めるところにより、第十六條の規定により賣り渡した農地の對價の徴收を市町村にさせることができる。市町村が避けられない被害に因つて前項の規定による徴收金を失つたときは、政府は、省令の定めるところにより、その責任を免除することができる。

第一項の對價の支拂期限を過ぎてその對價を支拂はない者があるときは、政府は、命令の定めるところにより、これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴收する。

第一項の對價並びに前項の督促手数料及び延滞金は、國稅滯納處分の例によりこれを徴收することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二十七條 第十六條の規定により賣り渡した農地の對價を命令で定める支拂の方法により支拂ふものとした場合における年賦金額と當該農地の公租公課の金額の合計額が當該農地の通常收穫物の價額の一定の割合を超えるときは、政府は、當該農地の對價の支拂につき年賦金額を減免し、年賦金額の支拂を猶豫し、その他對價の支拂に關する負擔を軽減するため、必要な措置を講じなければならぬ。

前項の一定の割合は、中央農地委員会が、これを定める。但し、三

分の一を超えてはならない。

前項に規定するものの外第一項の規定の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十八條 第十六條の規定による農地の賣渡を受けた者若しくはその者から當該農地の所有權を承継した者が當該農地に就いての自作をやめようとするとき、又は同條第二項の省令で定める團體が同條第三項の省令に違反したときは、政府は、命令の定めるところにより、その者に對して當該農地を買ひ取るべきことを申し入れなければならない。

前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた條件によつて當該農地の賣買が、成立する。この場合における當該農地の對價には、第六條第三項及び第十四條の規定を準用する。

政府は、第一項の規定による買取により農地を取得したときは、命令で定める場合を除いて、遲滞なく自作農として農業に精進する見込のある者に當該農地を賣り渡さなければならない。

前項の規定による賣渡については、第十條、第十六條第二項、第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條の規定を準用する。この場合において、第十七條中「前條」とあるのは、「第二十八條第三項」と讀み替へるものとする。

第三項の規定により賣り渡した農地については、前四項の規定を準用する。

第二十九條 第十六條の規定により農地の賣渡を受けた者で命令で定めらるるものは、第十五條の規定により政府が買収した農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物又は政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物で命令で定めらるるものを買ひ受けようとするときは、市町村農地委員会に對して申込をしなければならぬ。

第十五條の規定により政府が買収した農業用施設、水の使用に關す

要があるときは、期間を定め、買収又は使用豫定地域を指定することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を公告しなればならない。

第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期間内には、當該買収又は使用豫定地域内において左の各號の一に該當する行爲をしようとする者は、都道府縣知事の許可を受けなければならない。但し、省令で定める場合は、この限りでない。

一 土地の形質の變更  
二 竹木の植栽若しくは伐採又は土地に定着する物件の移轉、除去若しくは損壞  
三 土地又は土地に定着する物件の讓渡

前項の許可を受けないでした同項第三號に該當する行爲は、その效力を生じない。

政府は、第一項の規定による指定に因つて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第三十條 政府が第三十條の規定による買収又は使用をするには、都道府縣農地委員会が命令の定めるところにより定める未墾地買収計畫によらなければならない。

未墾地買収計畫においては、買収し、又は使用すべき土地、權利、立木又は建物その他の工作物、買収の時期又は使用の時期及び期間並びに對價を定めなければならない。

前項の對價を定める場合には、農地にあつては、第六條第三項の規定を準用し、農地以外の土地にあつては、命令の定めるところにより、當該土地の近傍類似の農地の時價を參照し、土地以外のものにあつては、時價を參照する。この場合において、同項中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と讀み替へるものとする。都道府縣農地委員会は、未墾地買収計畫を定めたときは、遲滞なく

る權利、立木、土地若しくは建物又は政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地若しくは建物で命令で定めらるるもの賣渡については、第十六條、第十八條乃至第二十二條第二十六條、第二十六條の二及び前條の規定を準用する。この場合において、第十八條第三項中「前條」とあり、又は第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「第二十九條第一項」と讀み替へるものとする。

第二十九條之二 第三條若しくは第十五條の規定により買収した土地、農業用施設、水の使用に關する權利、立木若しくは建物又は政府の所有に屬する土地、農業用施設、水の使用に關する權利、立木若しくは建物で命令で定めらるるもの借賃、小作料、地代その他の使用料の徴收については、第二十六條の二の規定を準用する。

第三十條 政府は、自作農を創設又は土地の農業上の利用を増進するため必要があるときは、左に掲げるものを買収することができる。

一 農地及び牧野以外の土地で農地の開發に供しようとするもの  
二 政府の所有に屬する土地で農地の開發に供しようとするもの  
三 第一號又は前號の土地附近の農地又は牧野で當該土地と併せて開發するものを相當とするもの

四 第一號又は第二號の土地の上にある立木又は建物その他の工作物  
五 漁業權

六 水の使用に關する權利  
七 開發後における第一號又は第二號の土地の利用上必要な土地、立木又は建物その他の工作物

八 第一號及び第三號の土地を除く外農地の開發上必要な土地  
九 公有水面の埋立をする權利

前項第六號乃至第八號に掲げるものは、政府が、これを使用することができ、  
第三十條之二 主務大臣は、前條の規定による買収又は使用するため必



その旨を公告し、且つ公告の日から二十日間前條の規定により買収し、又は使用すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を繕寫に供しなればならない。

一 買収し、又は使用すべき土地、権利、立木又は工作物の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 買収し、又は使用すべき土地については、その所在、地番、地目及び面積、権利については、その種類、立木については、その樹種、数量及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價

四 買収の時期又は使用の時期及び期間

未墾地買収計畫については、第七條及び第八條の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「市町村農地委員會」とあるのは、「都道府縣農地委員會」と、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「都道府縣知事」と、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第八條中「承認」とあるのは、「認可」と讀み替へるものとする。

第三十二條 都道府縣農地委員會は、前條の規定による未墾地買収計畫を定めるため必要があるときは、その委員又は委員會の事務に従事する者に、他人の土地に立ち入り、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移轉し、若しくは除却させることができる。但し、これに因つて生じた損害は、これを補償しなければならぬ。

政府が第三十條の規定による買収又は使用をするため必要がある場合には、前項の規定を準用する。この場合において「同項の規定中」その委員又は委員會の事務に従事する者」とあるのは、「當該官吏」と讀み替へるものとする。

第三十二條の二 當該官吏又は都道府縣農地委員會の委員若しくはその事務に従事する者は、登記所、漁業免許に關する登録、土地家賃

齊へるものとする。

第三十條第一項の規定による買収に係る土地が、その買収の當時電氣事業者が所有権、賃借権、使用貸借による権利又は地上権に基き電線路の施設の用に供してあるものである場合には、前項において準用する規定の外、第十二條第二項第三項及び第十二條の二の規定を準用する。

第三十五條 政府が、第三十條第二項の規定により、権利、土地、立木又は工作物を使用する場合においては、前條において準用する第九條第一項の令書に記載し、又は同項但書の規定により公告した使用の時期に、政府は、當該権利、土地、立木又は工作物の使用権を取得し、當該権利又は當該土地、立木若しくは工作物に關する権利は、使用の期間その行使を停止される。但し、使用を妨げないものは、この限りでない。

第三十六條 第三十條第二項の規定による権利、土地、立木若しくは工作物の使用が三年以上に亘るとき、又はその使用に因つて當該権利、土地、立木若しくは工作物を従來用ひた目的に供することが著しく困難となるときは、當該権利を有する者又は當該土地、立木若しくは工作物の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對して當該権利又は土地、立木若しくは工作物の買収を請求することができる。

前項の規定する買収の對價は、都道府縣知事が、これを定める。第一項の場合には、第三十一條第三項前段及び第三十三條第四項の規定を準用する。この場合において、第三十一條第三項前段において準用する第六條第三項中「市町村農地委員會が地方長官の認可を受け」とあるのは、「地方長官が」と讀み替へるものとする。

第三十七條 政府は、第三十條の規定により土地の買収をする場合において、特に必要があるときは、その買収の當時當該土地に關し所有権、賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は入會権を有する者に對し當該土地に代るべき土地として賣り渡し、又は賃貸するため

若しくは家屋敷の所管廳又は市町村の事務所に就き、無償で第三十條の規定による買収又は使用に關し必要な簿籍の閲覧又は謄寫を求めることができる。

第三十三條 政府は、第三十條の規定による買収又は使用に係る土地(同條第一項第二號に規定する土地を含む。)又は工作物にある物の所有者又は占有者に、その物件を收去させることができる。

前項の場合において、當該物件を收去することに因つて當該物件を従來用ひた目的に供することができないときは、當該物件の所有者は、命令の定めるところにより、政府に對してその買収を請求することができる。

前項に規定する買収の對價は、都道府縣知事が、時價を參照してこれを定める。

第二項に規定する買収については、第九條、第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項第二項及び第十四條の規定を準用する。この場合において、第九條第二項第一號中「第六條第五項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」と、第十一條中「第六條乃至第九條」とあるのは、「第三十三條第四項において準用する第九條」と讀み替へるものとする。

第三十四條 第三十條の規定による買収又は使用については、第九條乃至第十一條、第十二條第一項、第十三條第一項第二項及び第十四條の規定を準用する。この場合において、第九條第二項第一號中「第六條第五項各號」とあるのは、「第三十一條第四項各號」と、第十一條中「第六條乃至第九條」とあるのは、「第三十一條乃至第四項(第三十八條第二項)において準用する場合を含む。」若しくは同條第一項、第三十一條第五項若しくは第三十八條第二項において準用する第七條及び第八條並びに第三十四條において準用する第九條」と讀み替へるものとし、第十條中「市町村農地委員會」とあるのは、當該買収が第三十八條に規定するものである場合を除いて、「都道府縣農地委員會」と讀み

替へるものとする。

必要な他の土地(當該土地の上にある立木を含む。)を買収し、又は使用することができる。

前項の場合には、第三十一條乃至前條の規定を準用する。

第三十八條 政府が第三十條第一項の規定による買収をする場合において、その買収に係る同項第一號の土地の面積が主務大臣の定める面積を超えないときは、政府は、第三十一條第一項の規定にかかわらず、市町村農地委員會の定める未墾地買収計畫により第三十條第一項の規定により買収をすることができる。

前項の場合には、第七條、第八條、第三十一條第二項第三項前段第四項、第三十二條第一項及び第三十二條の二の規定を準用する。この場合において、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第三十一條第四項」と、第三十一條第四項、第三十二條第一項及び第三十二條の二中「都道府縣農地委員會」とあるのは、「市町村農地委員會」と讀み替へるものとする。

第三十九條 政府は、第三十二條第一項(同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による行爲、第三十三條第一項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による收去、第三十三條第四項(第三十六條第三項及び第三十七條第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第三十四條(第三十七條第二項)の規定による権利の消滅又は第三十五條(第三十七條第二項)において準用する場合を含む。)(の規定による権利の行使の停止に因つて生じた損失を補償しなければならぬ。

第三十二條第一項(同條第二項、第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による行爲に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第三十條若しくは第三十七條の規定による買収若しくは使用又は第三十三條第二項(第



三十七條第二項において準用する場合を含む。若しくは第三十六條第一項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による買収の場合にあつては、當該土地、権利又は立木、工作物その他の物件に關し所有権及び擔保権以外の權利を有した者、第三十三條第一項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による買収の場合にあつては、當該物件に關し擔保権以外の權利を有した者に限る。但し、その者が第三十一條第四項(第三十七條第二項及び前條第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた後當該權利を取得した者であるときは、この限りでない。

第一項の補償金額については、第二十二條第三項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、「市町村農地委員会」とあるのは、第三十二條第二項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)において準用する同條第一項の規定による行爲、第三十三條第一項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による収去又は第三十三條第二項若しくは第三十六條第一項(第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による買収に係る補償については、「地方長官」と、その他の補償については、前條の規定による買収に係る場合を除いて、「都道府縣農地委員会」と讀み替へるものとする。

第四十條 第三十條の規定により政府が買収した土地又は同條第一項第二號に規定する土地の開発については、他の法令中命令で定める制限又は禁止の規定は、これを適用しない。

第四十條の二 左に掲げる牧野は、政府が、これを買収する。

- 一 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域(その隣接市町村の區域を含む。)以下第二號及び第四號において同じ。外において所有する小作牧野
- 二 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において、北海道にあつては一町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超える小作牧野を所有する場合、その面積を超える面積の當該區域内の小作牧野

一定面積の牧野を以て同號の面積の牧野と同程度の生産をあげる事ができると認められる場合、同號の面積からその一定面積を控除して得た面積の當該自作牧野

三 耕作又は養畜を主たる業務としない法人その他の團體の所有する牧野

四 牧野で所有権その他の權原に基きこれを家畜の放牧又は採草の目的に供することのできる者が現に當該目的に供してゐないもの

五 前各號に掲げるものを除く外牧野でその所有者が市町村農地委員会に對し政府において買収すべき旨を申し出たもの

第一項乃至前項の規定の適用については、第四條第一項の規定を、第一項の規定の適用については、同條第二項の規定を準用する。この場合において、同條中「市町村の區域」とあるのは「市町村の區域」(その隣接市町村の區域を含む。)(と讀み替へるものとする。

政府は、必要があると認めるときは、左に掲げるものを買収することができる。

- 一 第一項又は第四項の規定により買収する牧野の上にある立木又は建物その他の工作物
- 二 第一項若しくは第四項の規定により買収する牧野又は當該牧野を以て造成される農地の利用上必要な農業用施設又は水の使用に關する權利

第四十條の三 政府は、左の各號の一に該當する牧野については、前條の規定による買収をしない。

- 一 都道府縣又は市町村の所有に屬し、公共用又は公用に供してゐる牧野で主務大臣の指定したもの
- 二 市町村、財産區又は農業協同組合(主務大臣の指定するものを除く)の所有に屬し、共同利用に供してゐる牧野(前條第一項第三號の面積に當該牧野を共同利用してゐる者の人数を乗じて得た面積からそれらの者の所有してゐる牧野でそれらの者が前條の規定による

積の當該區域内の小作牧野

- 三 牧野の所有者が所有する自作牧野の面積(その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積以下同じ。)(が、北海道にあつては二十町歩、都府縣にあつては中央農地委員会が都府縣別に定める面積を超えるときは、その面積を超える面積の自作牧野
- 四 牧野の所有者がその住所のある市町村の區域内において所有する小作牧野の面積とその者の所有する自作牧野の面積の合計が前號に規定する面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該區域内の小作牧野

前項第二號又は第三號の規定の適用については、第三條第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と、「一町歩」とあるのは、「三段歩」と、「三町歩」とあるのは、「五町歩」と、同條第三項中「第一項」とあるのは、「第四十條の二第一項」と讀み替へるものとする。

第一項第三號の都府縣別の面積又は前項において準用する第三條第三項の規定により都道府縣農地委員会が定める同號の面積に代るべき面積は四十町歩を超えてはならない。

第一項の牧野の外左に掲げる牧野で、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が自作農の創設上政府において買収することを相當と認めたものは、政府が、これを買収する。

一 農地を所有しない者又は耕作若しくは養畜の業務を営まない者の所有する小作牧野

二 自作牧野の所有者が牧野を集約的に利用することに因つて第一項第三號の面積(その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を控除して得た面積以下本號において同じ。)(以下において、省令の定めるところにより、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会において定め

買収を受けることのないものの面積の合計を控除して得た面積を超える面積の牧野を除く。)

三 都道府縣又は主務大臣の指定する教育機關の所有に屬し、専ら試験研究の目的に供してゐる牧野

四 前各號に掲げるものの外、省令の定めるところにより、主務大臣の指定した牧野

五 自作牧野を家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる者が第五條第六號に規定する事由に因つてその自作牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供することができないため一時當該自作牧野につき賃借權又は使用賃借による權利を設定した場合、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が、その自作牧野の所有者が近く當該牧野を自ら家畜の放牧又は採草の目的に供するものと認め、且つそのことを相當と認める當該牧野但し、その者が所有する牧野の面積(その者が農地を所有する場合にあつては、その者が第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を加算して得た面積)が前條第一項第三號の面積又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積を超えるときは、その面積を超える面積の當該牧野に限る。

第四十條の四 政府が第四十條の二の規定による買収をするには、市町村農地委員会(省令で定める場合にあつては、都道府縣農地委員会以下第四項において同じ。)(の定める牧野買収計畫によらなければならぬ。

牧野買収計畫においては、買収すべき牧野、立木、建物その他の工作物又は權利並びに買収の時期及び對價を定めなければならない。前項の對價は、省令の定めるところにより、牧野にあつては當該牧野の近傍類似の農地の時價を參照し、牧野以外のものにあつては時價を參照してこれを定める。市町村農地委員会は、牧野買収計畫を定めるときは、遲滞なくその



旨を公告し、且つ公告の日から二十日間第四十條の二の規定により買収すべきものの所在地の市町村の事務所において左の事項を記載した書類を縦覧に供しなればならない。

一 買収すべき牧野、立木、工作物又は権利の所有者の氏名又は名稱及び住所  
二 買収すべき牧野については、その所在、地番、地目及び面積、立木については、その樹種、數量及び所在の場所、工作物については、その種類及び所在の場所

三 對價  
四 買収の時期

牧野買収計畫については、第六條の二、第六條の三及び第六條の五乃至第八條の規定を準用する。この場合において、第一項の省令で定める場合にあつては、これらの規定中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と、「都道府縣農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と、「承認」とあるのは、「認可」と読み替へるものとし、第七條第一項及び第八條中「同條第五項」とあり、又は第七條第三項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と、第七條第二項中「市町村の區域」とあるのは、「市町村の區域(その隣接市町村の區域を含む。）」と読み替へるものとする。

第四十條の五 第四十條の二の規定による買収については、第九條乃至第十二條の二、第十三條第一項第二項、第十四條及び第三十二條乃至第三十三條の規定を準用する。この場合において、第三十二條第一項中「都道府縣農地委員会」とあるのは、前條第一項の省令で定める場合を除いて、「市町村農地委員会」と読み替へるものとする。

政府は、前項において準用する第三十二條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。以下第三項において同じ。)の規定による行為、前項において準用する第三十三條第一項の規定による収去又は同條第四項において準用する第三十二條第一項の規定による権利の消滅に

條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と読み替へるものとする。

第一項に規定する牧野については、第四十條の規定を準用する。

第四十一條 政府は、左に掲げるものを農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡し、又は賃貸することができる。

一 第三十條、第三十三條第二項(第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)、第三十六條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

二 政府の所有に屬する牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に關する権利で、政令の定めるところにより、農業に精進する見込のある者その他省令で定める者に賣り渡しすべきものと決定されたもの

三 政府の所有に屬する土地物件で、政令の定めるところにより、農地の開發又は開發後における土地の利用に供すべきものと決定されたもの

四 公有水面埋立法により主務大臣が造成した埋立地

前項の規定による賣渡又は賃貸については、第十七條、第十八條第一項乃至第三項第五項、第二十條、第二十一條及び第二十六條の二の規定を準用する。この場合において、第十七條中「前條」とあるのは、「第四十一條第一項」と、「同條」とあるのは、「同項」と読み替へるものとし、市町村農地委員会の定めたる未墾地買収計畫又は牧野買収計畫により買収した土地を賣り渡し、又は賃貸する場合は、第十七條及び第十八條第一項並びに同條第五項において準用する第八條中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と、「都道府縣農地委員会の承認」とあるのは、「地方長官の認可」と読み替へるものとする。

市町村農地委員会が定めたる牧野買収計畫により買収した牧野を第一項の規定により賣り渡す場合には、前項において準用する規定の外第

因つて生じた損失を補償しなればならない。

第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行為に係る補償の場合を除いて、前項の規定による補償を受けるべき者は、第一項において準用する第三十三條第一項の規定による収去の場合にあつては、當該物件に關し擔保権以外の権利を有した者、第一項において準用する第三十三條第二項の規定による買収の場合にあつては、當該土地、権利又は立木、工作物その他の物件に關し所有権及び擔保権以外の権利を有した者に限る。但し、その者が第四十條の四第四項の規定による公告のあつた後當該権利を取得した者であるときは、この限りでない。

第二項の補償金額については、第二十二條第三項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第四項及び第五項中「市町村農地委員会」とあるのは、第一項において準用する第三十二條第一項の規定による行為に係る補償については、同項の規定による市町村農地委員会が行爲に係る場合を除いては、「都道府縣農地委員会」と、その他の補償については、「都道府縣知事」と読み替へるものとする。

第四十條の六 第四十條の二の規定による買収のあつた牧野で都道府縣農地委員会が、省令で定めるところにより、指定するものにつき、前條第一項において準用する第十二條第二項の規定により設定された権利がある場合において、當該牧野を開發して自作農を創設するため第四十一條の規定による當該牧野の賣渡がある前に當該権利を消滅させる必要があるときは、都道府縣農地委員会は、當該権利の消滅すべき時期を指定することができる。

前項に規定する権利は、同項の規定により指定された時期に消滅する。前項の場合には、第二十二條第二項乃至第八項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、「第六

十條、第十八條第四項及び第十九條の規定を準用する。

第一項の規定により同項に規定する土地を賣り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、第二十六條、第二十七條及び第二十八條第一項乃至第三項第四項本文第五項の規定を準用する。この場合において、第二十八條第三項中「自作農」として農業に精進する見込のある者」とあるのは、「第四十一條第一項に規定する者」と、同條第四項中「第十條、第十六條第二項第三項、第十七條乃至第二十一條及び第二十六條乃至前條」とあるのは、「第四十一條第二項第三項」と読み替へるものとする。

第一項の規定により牧野を賣り渡す場合には、前三項において準用する規定の外、第二十二條の規定を準用する。この場合において、同條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのは、「第四十一條第一項第二號に掲げる牧野」と、第二十二條第二項中「第六條第五項」とあるのは、「第四十條の四第四項」と読み替へるものとする。

第一項の規定により賣り渡した土地については、土地臺帳法第十八條の規定は、これを適用しない。

第四十一條の二 政府は、前條第一項の處分をするまで、同項に規定する者の申出により同項第一號、第三號又は第四號に掲げるものを都道府縣知事の定める條件によりその者に使用させることができる。

前項の使用は、無償とする。但し、命令で定める場合は、この限りでない。この場合には、第二十六條の二の規定を準用する。

前條第一項第三號の決定前において政府の所有に屬する土地物件を同項に規定する者に使用させる場合も、前二項と同様とする。

第四十一條の三 第三十七條の規定により買収し、若しくは使用した土地(當該土地の上にある立木を含む。以下本條において同じ。)又は政府の所有に屬する土地で、命令の定めるところにより、第三十七條第一項に掲げる者に賣り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたもの



の賣渡又は賃貸は、都道府県知事が賣渡又は賃貸の相手方に對し通知書を交付して、これをするものとす。

前項の場合には、第十七條、第二十條第二項、第二十一條及び第二十六條の二の規定を準用する。

第一項に規定する賣渡のあつた土地の對價の支拂は、命令で定める均等年賦支拂の方法によるものとする。但し、當該土地を買ひ受けた者の申出のあるときは、その對價の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第四十二條 第六條第五項(第十五條第二項)において準用する場合を含む(第三十一條第四項(第三十七條第二項)及び第三十八條第二項)において準用する場合を含む(又は第四十條の四第四項の規定による公告のあつた後は、當該買収計畫において定められた土地、農業用施設、工作物又は立木に關する権利を有する者は、買収又は使用に支障を及ぼす虞のない場合を除いて、都道府県知事の許可を受けなければ、當該土地の形質を變更し、又は當該農業用施設、工作物若しくは立木を損壞し若しくは收去してはならない。

第四十三條 第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條、第三十七條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用する土地、権利又は立木、工作物その他の物件の對價、第十三條第三項に規定する報償金及び第二十二條第二項(第四十條の六第二項)及び第四十一條第五項において準用する場合を含む(第三十九條第一項)又は第四十條の五第二項の規定による補償金は、三十年以内に償還すべき證券を以てこれを交付することができる。

前項の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として證券を發行することができる。前二項の規定により交付する證券の交付價格は、時價を參酌して大藏大臣がこれを定める。

第二項の證券に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四十四條 第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十七條若しくは第四十條の二の規定による買収(同條第三項)及び第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む(又は第四十條の二の規定による買収)の規定による買収に因つて取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件、第十六條第一項又は第二十九條第一項の命令で定める土地物件又はは、農林大臣が、これを管理し、又は處分する。

農林大臣は、前項に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件の管理に關する權限の一部を市町村農地委員會その他省令で定めるものに行はせることができる。

第四十七條 主務大臣又は都道府県知事は、自作農の創設上特に必要があるとき、この法律により市町村農地委員會の權限に屬させた事項を都道府県農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定により都道府県農地委員會に處理させる事項に關しては、この法律により都道府県農地委員會の權限に屬させた事項は、都道府県知事がこれを處理し、この法律により市町村農地委員會に對してすべき異議の申立は、都道府県農地委員會に對し、都道府県農地委員會に對してすべき異議の提起は、都道府県知事に對してこれをするものとする。

主務大臣は、自作農の創設上特に必要があるときは、この法律により都道府県農地委員會の權限に屬させた事項を都道府県知事に處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定により都道府県知事又は中央農地委員會に屬させた事項は、主務大臣が、これを處理し、この法律により都道府県農地委員會に對してすべき異議の申立は、都道府県知事又は中央農地委員會に對し、都道府県知事に對してすべき異議の提起は、主務大臣に對してこれをするものとする。



主務大臣は、自作農の創設上特に必要があるときは、この法律により都道府県知事又は都道府県農地委員会の権限に属させた事項を處理することができる。

第四十七條の二 この法律による行政廳の處分で違法なもの取消又は變更を求め訴は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定にかかはらず、當事者がその處分があつたことを知つた日から一箇月以内これを提起しなければならぬ。但し、處分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかはらず、訴を提起することができない。

第四十八條 この法律中市町村農地委員会に關する規定は、地區農地委員會の設けられてゐる市町村の地區にあつては、地區農地委員會にこれを適用する。この場合において、第三條第一項第四條(第四十條の二第五項)において準用する場合を含む。第七條第二項(第四十條の四第五項)において準用する場合を含む。及び第四十條の二第二項(市町村の區域)とあるのは、「地區農地委員會の設けられてゐる地區」と、第三條第一項第一號、第四十條の二第一項第一號、同條第五項及び第四十條の四第五項中「隣接市町村の區域」とあるのは、隣接市町村の區域内の地域又は他の地區農地委員會の設けられてゐる地區で當該地區に隣接する地區」と、第六條第五項(第十五條第二項)において準用する場合を含む。第十八條第四項(第二十九條第二項)及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。第三十八條第二項において準用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「地區農地委員會の事務所」と讀み替へるものとする。

第四十九條 この法律中都道府県又は都道府県知事に關する規定は、特別市の指定があつたときは、命令で定める時期までは、當該特別市の區域を含む指定前の都道府県又はその知事に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別區のある地にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政區又は行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

第五十條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。  
一 第三十條の二第三項の規定に違反して同項各號の一に該當する行為をした者  
二 第三十二條第二項(第三十七條第三項)において準用する場合を含む。において準用する第三十二條第一項の規定による當該官吏の測量、検査、移轉又は除却を拒み、妨げ又は忌避した者  
三 第四十二條の規定に違反した者  
四 第四十五條の規定に違反して、報告を怠り、又は虚偽の報告をした者

第五十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前條第二號又は第三號の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

●自作農創設特別措置法施行令

(昭和二十一年十二月二十八日) 勅令第六百二十一號

第一條 自作農創設特別措置法施行令を裁可し、ここにこれを公布せしめ朕は、自作農創設特別措置法施行令を裁可し、ここにこれを公布せしめ

第一條 自作農創設特別措置法施行令  
一 疾病  
二 就學  
三 昭和二十年八月十五日以前の召集  
四 選挙による公務就任その他の事由で市町村農地委員會が一時同居しないことをやむなくさせた事由と認めて都道府県農地委員會の承認を受けたもの

第二條 市町村農地委員會は、自作農創設特別措置法第三條第一項第一號の規定による指定をしようとするときは、當該隣接市町村に設けられた市町村農地委員會の同意を得て、都道府県知事の指定する期日までに都道府県農地委員會に承認を申請しなければならない。

第三條 自作農創設特別措置法第三條第四項の命令で定める農地は、左に掲げるものとする。  
一 自作農創設特別措置法第四十條の二の規定による買収のあつた牧野の所有者がその買収のあつた後において所有する牧野を以て開發した自作地  
二 新開墾地、燧畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地  
三 鑛山又は炭坑附近の農地で陥没の虞あるもの  
四 前二號に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第四條 自作農創設特別措置法第三條第五項の規定による認定は、同項

●自作農創設特別措置法施行令

(昭和二十一年十二月二十八日) 勅令第六百二十一號

第一條 自作農創設特別措置法施行令を裁可し、ここにこれを公布せしめ朕は、自作農創設特別措置法施行令を裁可し、ここにこれを公布せしめ

第一條 自作農創設特別措置法施行令  
一 疾病  
二 就學  
三 昭和二十年八月十五日以前の召集  
四 選挙による公務就任その他の事由で市町村農地委員會が一時同居しないことをやむなくさせた事由と認めて都道府県農地委員會の承認を受けたもの

第二條 市町村農地委員會は、自作農創設特別措置法第三條第一項第一號の規定による指定をしようとするときは、當該隣接市町村に設けられた市町村農地委員會の同意を得て、都道府県知事の指定する期日までに都道府県農地委員會に承認を申請しなければならない。

第三條 自作農創設特別措置法第三條第四項の命令で定める農地は、左に掲げるものとする。  
一 自作農創設特別措置法第四十條の二の規定による買収のあつた牧野の所有者がその買収のあつた後において所有する牧野を以て開發した自作地  
二 新開墾地、燧畑、切替畑等收穫の著しく不定な農地  
三 鑛山又は炭坑附近の農地で陥没の虞あるもの  
四 前二號に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第四條 自作農創設特別措置法第三條第五項の規定による認定は、同項

第二條 この法律施行前に改正前の附則第二項の規定による農地買収計畫に關してされた手續は、第六條の二、第六條の三又は第六條の五の規定によりされた手續とみなす。  
第三條 この法律施行前に政府が第三條、第十五條、第三十條第一項又は第三十七條第一項の規定により買収した土地については、第十二條の二の規定を適用する。  
第四條 この法律施行前に政府が第三條の規定により買収した農地の所有者であつた者に對し、第十三條第三項の規定により報償金を交付する場合には、改正後の同項の規定を適用する。  
第五條 この法律施行前に政府が第十六條(第二十九條第二項)において準用する場合を含む。又は第四十一條第一項の規定により買取り渡した土地については、第二十二條第一項但書の規定を適用する。  
第六條 この法律施行前に政府が、第三條、第十五條、第三十條第一項、第三十三條第二項、第三十六條若しくは第三十七條の規定による買収、第二十三條の規定による交換又は第二十八條第一項(改正前の第四十一條第三項)において準用する場合を含む。の規定による買収に因つて取得した土地又は建物については、第四十四條の三及び第四十四條の四の規定を適用する。  
第七條 この法律施行前にした自作農創設特別措置法による行政廳の處分で違法なもの取消又は變更を求め訴は、この法律施行前にその處分があつたことを知つた者にあつては、第四十七條の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一箇月以内これを提起することができる。  
前項に規定する行政廳の處分については、第四十七條の二第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。  
前二項の規定は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定の適用を妨げない。



第一號乃至第五號に掲げる農地に關する場合に於ては市町村農地委員會又は都道府縣農地委員會が、同項第六號に掲げる農地に關する場合に於ては市町村、農地委員會が、これを行う。

第五條 (削除)

第六條 自作農創設特別措置法第五條第二號の命令で定める團體は、財速區及び耕作者の組織する團體で中央農地委員會、都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會の指定するものとする。

第七條 自作農創設特別措置法第五條第六號の命令で定める事由は、左に掲げるものとする。

- 一 就學
- 二 昭和二十年八月十五日以前の召集
- 三 選挙による公務就任その他の事由で市町村農地委員會が自ら耕作の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めて都道府縣農地委員會の承認を得たもの

第八條 自作農創設特別措置法第五條第八號の命令で定める農地は、左に掲げるものとする。

- 一 地割慣行のある農地
- 二 鑛山又は炭坑附近の農地で陥没の虞あるもの
- 三 前二號に掲げるものの外農林大臣の指定する農地

第九條 市町村農地委員會又は都道府縣農地委員會が自作農創設特別措置法第六條第三項(同法第二十八條第二項第五項、第三十一條第三項、第三十六條第三項、第三十七條第二項、第三十八條第二項及び第四十一條第四項)において準用する場合を含む。の規定により土地整理法による貸賃價格のない農地の對價を定め、又は同項但書の規定により農地の對價を定めるには、當該農地の近傍類似の農地の時價を超えないようにしなければならない。

第十條 都道府縣知事は、自作農創設特別措置法第六條第三項(同法第二十八條第二項第五項、第三十八條第二項及び第四十一條第四項)に

いて準用する場合を含む。の規定により市町村農地委員會が定める額につき認可をしようとするときは、都道府縣農地委員會の意見を聽かなければならない。

第十一條 市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第十五條第一項の規定により買収する農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地又は建物の對價を定めるには中央農地委員會の定める基準によらなければならない。

自作農創設特別措置法第十五條第三項の規定により定める牧野の對價は當該採草地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員會の定める割合を乗じて得た額を超えてはならない。

第十二條 政府の所有に屬する農地(自作農創設特別措置法第三條又は第三十條第一項第三號の規定により買収した農地を除く。)で市町村農地委員會が自作農創設の目的に供することを相當であると決定したものは農林大臣が、これを管理するものとする。

前項の決定は都道府縣農地委員會の承認がなければその効力を生じない。

都道府縣農地委員會が前項の承認をするには、當該農地の所管大臣の認可を受けなければならない。

所管大臣は、前項の規定による職權を部局の長又は都道府縣知事に行使することができる。

第十三條 公共用財産若しくは公用財産又は營林財産たる農地につき前條第二項の承認があつたときは、當該農地の所管大臣は、その用途又は目的を廢止し、且つ、當該農地が農林大臣の管理に屬しないものであるときは、農林大臣に對して當該農地の管理換をしなければならぬ。

雜種財産たる農地で農林大臣の管理に屬しないものにつき前條第二項の承認があつたときは、當該農地の所管大臣は、農林大臣に對して當該農地の管理換をしなければならない。

農林大臣は、前二項の規定により管理換を受けたとき、又はその管理に屬する農地につき第一項の規定により用途若しくは目的を廢止したときは、遲滞なくその旨を大藏大臣に通知しなければならない。

第一項及び第二項の場合には、國有財産法施行令第二條乃至第四條の規定を適用しない。

第十四條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の政府の所有に屬する農地で命令で定めるものは、第十二條第一項の決定のあつた政府の所有に屬する農地及び同法第二十三條の規定による交換に因つて政府の取得した農地とする。

第十五條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により賣り渡す農地の面積は、同居の親族及びその配偶者並びに第一條に規定する特別の事由に因り同居しなくなつた親族及びその配偶者を通じて同法第三條第一項第三號の面積(同條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積)を超えないものとする。

前項の規定の適用については、自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定による賣渡を受けようとする者の所有する農地で同法第三條の規定による買収を受けることのないものの面積は、これを同項の規定により政府の賣り渡す農地の面積とみなす。

前項の規定の適用については、同項の者の同居の親族若しくはその配偶者又はその親族若しくはその配偶者で第一條に規定する特別の事由に因りその者と同居しなくなつた者が所有する農地は、これをその者が所有する農地とみなす。

特別の事由がある場合において市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計畫において賣り渡すべき農地として第一項の制限を超える面積の農地を定めるときは、同項の規定を適用しない。

市町村農地委員會が自作農創設特別措置法第十八條の規定による農

三 第十二條第一項の規定のあつた政府の所有に屬する農地について

二 自作農創設特別措置法第三條第五項第二號の規定により買収した農地については、買収の時期において當該農地に就き請負その他の契約に基き耕作の業務を営む者

一 自作農創設特別措置法第三條第一項若しくは第五項第四號若しくは第六號の規定による買収した農地又は同法第二十三條の規定による交換に因つて政府の取得した農地については、買収の時期(市町村農地委員會が同法第六條の二又は第六條の五の規定により農地買収計畫を定めた場合にあつては、昭和二十年十一月二十三日現在。以下第二號において同じ。)又は交換に因る取得の時期においては當該農地に就き耕作の業務を営む小作農(第五號及び第六號に規定する小作農を除く。)



は、自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計畫を定める時期において當該農地に就き耕作の業務を営む小作農（當該農地が財産税法第五十六條の規定による物納に因つて政府の取得したものである場合において、當該農地に係る農地賣渡計畫を定める時期と昭和二十年十一月二十三日現在において當該農地に就いて耕作の業務を営む者が異なり、且つ、同日現在において賃借権又は使用貸借による権利に基き耕作の業務を営む者が同日以後において當該権利に關する契約の解除、解約（合意解約を含む。）又は更新の拒絶に因つて當該農地に就いて耕作の業務をやめた場合にあつては、これらの時期において當該農地に就いて耕作の業務を営む者の中から市町村農地委員會が都道府縣農地委員會の承認を受けて同法第十六條第一項の規定による賣渡の相手方と定めた者）

四 自作農創設特別措置法第三條第五項第三號の規定により買収した農地で法人その他の團體が昭和十六年十二月八日以後において個人から買ひ受けたものについては、その買受の時期において當該農地に就いて耕作の業務を営む小作農又は自作農（當該法人その他の團體の買ひ受けた農地に代るべき農地につき所有権、賃借権、使用貸借による権利又は永小作権を取得している者を除く。）

五 自作農創設特別措置法第五條第六號に定める事由に因つて第一號又は前二號に規定する農地に就き自ら耕作の業務を営むことができなから當該農地の一時轉賃を受けた小作農が第一號又は第二號に規定する時期において當該農地に就いて耕作の業務を営む場合において、市町村農地委員會がその一時轉賃をした者が近く耕作するものと認め、且つ、それを相當と認める場合、その一時轉賃をした者

六 第一號、第三號又は第四號に規定する農地に就き第一號、第三號又は第四號に規定する時期において耕作の業務を営む小作農が當該時期以後において當該農地についての賃借権、使用貸借による権利

権利の讓渡又は設定を受けた者から當該権利の讓渡又は設定を受けた者は、これを同號の小作農から當該権利の讓渡又は設定を受けた者とみなす。但し、當該権利の設定が自作農創設特別措置法第五條第六號に定める事由に因つて一時行われた場合、市町村農地委員會において當該権利を設定した者が近く當該農地に就き耕作するものと認め、且つ、それを相當と認める場合は、この限りでない。

第一項第五號若しくは第六號、第三項又は前項に規定する賣渡の相手方が二人以上あるときは、市町村農地委員會は、都道府縣農地委員會の承認を受け、同項の賣渡の相手方を定めなければならない。

第一項第三號又は前項の承認は、自作農創設特別措置法第十八條の規定による農地賣渡計畫を定める前にこれを受けなければならない。

第十八條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により賣り渡す農地につき前條に規定する相手方のないとき、その者が當該農地についての耕作をしないつりて同法第十七條の規定による買受の申込をしないときは第十六條第一項の規定により他の相手方に賣り渡すときは、當該農地は、これを左の順序により左に掲げる者に賣り渡す。

一 自作農創設特別措置法第三條の規定により買収した農地に就き同法第十八條の規定による農地賣渡計畫を定める時期において耕作の業務を営む小作農

二 市町村農地委員會において自作農として農業に精進する見込のある者と認める者

第十九條 (削除)

第二十條 市町村農地委員會は、自作農創設特別措置法第十八條の規定により農地賣渡計畫を定めるには、左の事項を勘案してこれをしなければならない。

一 自作農となるべき者の農地を買い受ける機会を公正にすること

二 自作農となるべき者の耕作にする農地を集約化し、且つ、當該地方の状況に應じて當該農地につき田畑の割合を適正にすること

若しくは永小作権を譲り渡し、又は當該農地につき賃借権若しくは使用貸借による権利を設定した場合（その設定が自作農創設特別措置法第五條第六號に定める事由に因つて一時行われた場合、市町村農地委員會においてその小作農が近く當該農地に就き耕作するものと認め、且つ、それを相當と認める場合を除く。）當該権利の讓渡又は設定を受けた者

七 自作農創設特別措置法第三條第五項第一號、第三號若しくは第五號の規定により買収した農地（第四號に規定する農地を除く。）又は同項第六號の規定により買収した農地若しくは第十二條第一項の決定のあつた政府の所有に屬する農地で第一號若しくは第三號に規定する小作農のないものについては、自家勞力によつて耕作の業務を営む者でその業務を営む農地の面積が當該勞力に比べて著しく不足しているものと買収又は決定の時期において當該農地に就いて耕作の業務に従事するため常時雇われている者その他自作農として農業に精進する見込のある者の中から市町村農地委員會において當該農地を賣り渡すべき相手方と定めたもの

前項の規定の適用については、政府の賣り渡すべき農地につき交換に因つて賃借権、使用貸借による権利又は永小作権を取得した者は、これを同法第三條の規定による買収の時期において當該農地に就き耕作の業務を営む小作農とみなす。

第一項第五號の規定の適用については、同號の一時轉賃をした者が同號に規定する特別の事由に因つて同號に規定する農地に就き自ら耕作の業務を営むことのできなから當該農地の一時轉賃を受けた者であるときは、同號の一時轉賃をした者に一時轉賃をした者は、これを同號の小作農に一時轉賃をした者とみなす。

第一項第六號の規定の適用については、同號に規定する権利の讓渡又は設定を受けた者が當該権利を譲り渡し、又は當該農地につき賃借権若しくは使用貸借による権利の設定をしたときは、同號に規定する

第二十一條 政府は、自作農創設特別措置法第三條の規定による買収及び同法第十六條の規定による賣渡を昭和二十三年十二月三十一日まで完了しなければならない。

市町村農地委員會は、自作農創設特別措置法第六條の規定による農地買収計畫及び同法第十八條の規定による農地賣渡計畫を速かに定め、そのとし、遅くとも昭和二十三年十月三十一日までにこれを完了しなければならない。

第二十二條 自作農創設特別措置法第十六條第一項の規定により農地の賣渡を受けた者若しくは同法第四十一條第一項の規定により土地の賣渡を受けた者又はその相続人が、當該土地に就いての自作又は開發をやめようとするときは、都道府縣知事は、左の各號の一に該當する場合を除いて、その者に對して同法第二十八條第一項（同條第五項、同法第二十九條第二項及び同法第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の申込をしなければならない。

一 その者又はその者の同居の親族若しくはその配偶者の死亡、疾病、就學、選舉による公務就任等市町村農地委員會においてやむを得ない事由と認める事由に因つてその者が一時自作又は開發をやめる場合

二 當該農地を公共の目的に供するため一時耕作以外の目的に供することを都道府縣知事において相當と認める場合

自作農創設特別措置法第十六條第二項の規定により農地の賣渡を受けた團體から當該農地の賣渡を受けた者が當該農地に就いての自作をやめる場合には、前項の規定を準用する。

自作農創設特別措置法第十六條第二項の規定により農地の賣渡を受けた團體が同條第三項の省令に違反したときは、都道府縣知事は、その團體に對して同法第二十八條第一項（同條第五項及び同法第二十九條第二項において準用する場合を含む。）の申込をしなければならない。

第二十三條 政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する権利、



立木、土地又は建物(自作農創設特別措置法第三條又は同法第十五條の規定により買収したもの、同法第四十一條第一項及び同法第四十一條の第三項に掲げるもの並びに第十四條に規定する農地を除く)で市町村農地委員会が自作農創設の目的に供することを相當と決定したものは、農林大臣が、これを管理する。

前項の場合には、第十二條第二項乃至第四項及び第十三條の規定を準用する。

第二十三條の二 自作農創設特別措置法第二十九條第一項の政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する権利、立木、土地又は建物で命令で定めるものは、前條第一項の決定のあつた政府の所有に屬する農業用施設、水の使用に關する権利、立木、土地又は建物とする。

第二十四條 自作農創設特別措置法第十五條の規定により、政府が買収した農業用施設、水の使用に關する権利、立木、土地若しくは建物又は前條に規定する農業用施設、水の使用に關する権利、立木、土地若しくは建物を買い受けることのできる者は、左の各號に定めるものとする。

- 一 農業用施設、水の使用に關する権利又は立木については、これらのものにつき使用収益を目的とする権利がある場合においては當該權利を有する者で同法第十六條の規定により農地の賣渡を受けたものこれらの者の組織する農業協同組合その他の團體で中央農地委員会、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の指定するもの及び市町村、これらのものにつき使用収益を目的とする権利がない場合においては同條の規定により農地の賣渡を受けた者で當該農地の利用上當該農業用施設、水の使用に關する権利又は立木を必要とするもの、これらの者の組織する農業協同組合その他の團體で中央農地委員会、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の指定するもの及び市町村
- 二 土地又は建物については、賃借權、使用貸借による権利、永小作

權又は地上權を有する者で同法第十六條の規定により農地の賣渡を受けたもの、これらの者の組織する農業協同組合その他の團體で中央農地委員会、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の指定するもの及び市町村

第二十五條 自作農創設特別措置法第三十一條第二項(同法第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む)の規定により定める農地以外の土地の對價は、當該土地の上に生立する竹木の無い場合にあつては當該土地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員会の定める率を乗じて得た額、當該土地の上に生立する竹木のある場合にあつては當該土地の近傍類似の農地の時價に中央農地委員会の定める率を乗じて得た額と當該竹木の價額との合計額を超えてはならない。但し、特別の事情がある場合において都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が都道府縣知事の認可を受けて當該土地につき額を定めたときは、その額による。

前項の竹木の價額は、近傍類似の竹木の時價を參照してこれを定める。

都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が第一項但書の規定により定める額は、當該土地の近傍類似の土地の時價を超えてはならない。

都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が自作農創設特別措置法第三十一條第二項(同法第三十七條第二項及び第三十八條第二項において準用する場合を含む)の規定により權利、立木又は建物その他の工作物の對價を定めるには、中央農地委員会において定める基準によらなければならない。

農地委員会又は市町村農地委員会が都道府縣知事の認可を受けて」とあるのは、都道府縣知事と讀み替えるものとする。

第二十七條 削除

第二十八條 自作農創設特別措置法第四十條(同法第四十條の六第四項において準用する場合を含む)の他の法令中命令で定める制限又は禁止の規定は、左に掲げるものとする。

- 一 河川法第十九條
- 二 河川附近地制限令第四條
- 三 河川豫定地制限令第三條、第四條及び第九條
- 四 國立公園法第八條第二項
- 五 國立公園法施行令第十六條第一項
- 六 砂防法第四條(同法第三條において準用する場合を含む)。
- 七 史蹟名勝天然紀念物保存法第三條及び第四條
- 八 史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第二條
- 九 森林法第二十六條及び第三十二條
- 十 牧野法第一條の八
- 十一 牧野法施行令第一條

第二十九條 政府は、自作農創設特別措置法第四十條の二の規定による買収を昭和二十三年十二月三十一日までに完了しなければならない。

市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会は、自作農創設特別措置法第四十條の四の規定による牧野買収計畫を速かに定めるものとし、遅くとも昭和二十三年十月三十一日までにこれを完了しなければならない。

第三十條 自作農創設特別措置法第四十條の二の規定により買収した牧野(同法第四十條の六第一項の指定のあつた牧野を除く。)及び同法第四十一條第一項第二號の決定のあつた牧野の賣渡については、同項の省令で定める者に賣り渡す場合を除いて、第十五條乃至第十八條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「第十六條第一項」

とあるのは、「第四十一條第一項」と、「第十五條第一項中「第三條第一項第三號」とあるのは、「第四十條の二第一項第三號」と、同條第二項中「買収を受けることのないもの」とあるのは、「買収を受けることのないもの及びその者の所有する牧野で同法第四十條の二の規定による買収を受けることのないもの」と、第十七條第一項第一號中「第三條第一項若しくは第五項第四號若しくは第六號」とあるのは、「第四十條の二第一項若しくは第四項第一號、第三號若しくは第五號」と、同項第三號中「第十二條第一項」とあるのは、「第三十一條第一項」と、同項第四號中「第三條第五項第三號」とあるのは、「第四十條の二第四項第三號」と、同項第七號中「第三條第五項第一號、第三號若しくは第五號」とあるのは、「第四十條の二第四項第二號乃至第四號」と、第六號とあるのは、「第五號」と、第十八條第一號中「第三條」とあるのは、「第四十條の二」と讀み替えるものとする。

自作農創設特別措置法第四十條の二第六項の規定により買収した權利又は立木、工作物その他の物件及び同法第四十一條第一項第二號に規定する權利又は立木、工作物その他の物件の賣渡については、第二十四條の規定を準用する。この場合において、「第十六條」とあるのは、「第四十一條第一項」と、「同條」とあるのは、「同項」と讀み替えるものとする。

第三十一條 自作農創設特別措置法第四十一條第一項第二號及び第三號の決定は、都道府縣農地委員会が、これを行う。

前項の場合には、第十二條第二項乃至第四項及び第十三條の規定を準用する。

この場合において、第十二條第二項及び第三項中「都道府縣農地委員会」とあるのは、「都道府縣知事」と、「承認」とあるのは、「認可」と讀み替えるものとする。

第三十二條 自作農創設特別措置法第四十一條の三第一項の決定については、前條の規定を準用する。



第三十三條及び第三十四條 (削除)

第三十五條 自作農創設特別措置法第四十六條第一項に規定する國有財産の臺帳に關し必要な事項及び臺帳に記載すべき事項は、農林大臣が、大藏大臣と協議してこれを定める。

前項に規定する國有財産については、國有財産法施行令第三十三條の規定を適用しない。

第三十六條 (削除)

第三十七條 自作農創設特別措置法又は同法に基く命令による公告は、中央農地委員會のする場合にあつては省令の公布と同一の方法により、都道府縣知事又は都道府縣農地委員會のする場合にあつては、都道府縣の條例の告示と同一の方法により、市町村農地委員會のする場合にあつては市町村の事務所の揭示場に揭示して、これをしなければならぬ。

第三十八條 自作農創設特別措置法中主務大臣とあるのは、農林大臣とする。

第三十九條 農林大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この政令により都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項を都道府縣知事又は中央農地委員會に處理させることができる。

前項の場合には、同項の規定により都道府縣知事又は中央農地委員會に處理させる事項に關しては、この政令により都道府縣知事の權限に屬させた事項は、農林大臣が、これを處理する。

農林大臣は、自作農の創設上特に必要があると認めるときは、この勅令により都道府縣知事又は都道府縣農地委員會の權限に屬させた事項を處理することができる。

前項の場合において、農林大臣が第三十一條第一項(第三十二條に

おいて準用する場合を含む。)の決定をするには、當該決定に係る國有財産の所管大臣と協議しなければならない。この場合には、第三十一條第二項(第三十二條において準用する場合を含む。)において準用する第十二條第二項及び第三項の規定を適用しない。

第四十條 この勅令中市町村農地委員會に關する規定は、地區農地委員會の設けられている市町村の地區にあつては、地區農地委員會にこれを適用する。この場合において、第二條中「當該隣接市町村に設けられた市町村農地委員會」とあるのは、「當該隣接市町村に設けられた市町村農地委員會又は當該地區に隣接する地區に設けられた地區農地委員會」と、第三十七條中「市町村の事務所」とあるのは、「地區農地委員會の事務所」と讀み替へるものとする。

第四十條の二 自作農創設特別措置法第四十九條の命令で定める時期は、昭和二十三年十二月三十一日とする。

第四十一條 この勅令中都道府縣又は都道府縣知事に關する規定は、特別市の指定があつたときは、昭和二十三年十二月三十一日までは、當該特別市の區域を含む指定前の都道府縣又はその知事に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別區のある地にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政區又は行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

附則

第四十二條 この勅令は、昭和二十一年十二月二十九日から、これを施行する。

第四十三條乃至第四十五條 (削除)

第四十六條 漁業登錄令の一部を次のように改正する。(省略)

第四十七條 農地調整法施行令の一部を次のように改正する。(省略)

第四十八條 開拓委員會官制の一部を次のように改正する。(省略)



●自作農創設特別措置法施行規則

昭和二十一年十二月二十八日  
農林省令第一號  
大藏省令第一號

沿革 昭和二十二年四月農林省令第二七號、二十三年二月第二二號、四月第三二號改正  
自作農創設特別措置法施行規則を次のように制定する。

自作農創設特別措置法施行規則

第一條 自作農創設特別措置法第五條第三號の省令で定める耕作以外の目的は都道府縣農地委員會が中央農地委員會の承認を受けて指定する耕作以外の目的とする。

第一條之二 自作農創設特別措置法第五條第四號の規定により、都道府縣知事が區域を指定しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

第二條 自作農創設特別措置法第六條第三項本文の規定により認可を受けようとする市町村農地委員會は、左に掲げる事項を記載した申請書

三 當該農地の所在、地番、地目及び面積  
四 當該農地の上にある擔保權の種類、それによつて擔保せられる債權の額及び内容  
五 供託を請求しようとする額  
六 その他必要な事項

第六條 農地の所有者の同居の親族若しくはその配偶者又は農地の所有者の親族若しくはその配偶者で自作農創設特別措置法施行令第一條に規定する特別の事由に因つてその者と同居しなくなつた者が、所有する農地について自作農創設特別措置法第三條の規定による買収があつたときは、同法第十三條第三項の規定の適用については、これらの者の所有する農地は、これを一人の者の所有とみなす。

前項の場合においては、自作農創設特別措置法第十三條第三項の規定による報償金は、前項に掲げる者に對して同法第十三條第一項の規定によりその者に支拂うべき對價の割合に應じてこれを交付する。

第七條 自作農創設特別措置法第十五條第一項の規定により政府において買収すべき旨の申請をするには、左に掲げる事項を記載した申請書を同項各號に掲げる農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地又は建物のある市町村の市町村農地委員會に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名稱及び住所  
二 買収すべき農業用施設についてはその所在、種類及び構造の概要、水の使用に關する權利については、その内容、立木については、その所在、樹種及び數量、土地については、その所在、地番、地目、面積及び土地臺帳法による賃賃價格、建物についてはその所在、建坪數、延坪數及び家屋臺帳法による賃賃價格  
三 その他必要な事項

第七條の二 自作農創設特別措置法第十五條第二項、同法第十九條第二項（同法第二十八條第四項第五項、同法第二十九條第二項及び同法第四十一條第三項第四項において準用する場合を含む。）、第三十一

を都道府縣知事に提出しなければならない。

一 當該農地の所在、地番、地目（土地臺帳の地目が現況と異なるときは、土地臺帳の地目及び現況による地目以下同じ。）及び面積  
二 當該農地の水利、交通の良否、利用状況及び普通收穫高並びに小作地である場合においては小作料の額及び減免條件  
三 當該農地が永小作地である場合においては永小農權の價格  
四 當該農地につき小作權賣買の慣習ある場合においてはその價格  
五 當該農地につき定めようとする價格  
六 その他参考となるべき事項

第三條 自作農創設特別措置法第六條第三項但書の規定により認可を受けようとする市町村農地委員會は、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府縣知事に提出しなければならない。

一 前條第一號乃至第六號に掲げる事項  
二 認可を受けようとする事由  
三 當該農地の土地臺帳による賃賃價格並びに減租年がある場合においてはその年期の始期及び終期

第四條 自作農創設特別措置法第七條第三項の規定により市町村農地委員會が異議の申立に對する決定をしたとき、市町村農地委員會は、遅滞なく決定書の謄本を申立人に對して送付しなければならない。

自作農創設特別措置法第七條第五項の規定により都道府縣農地委員會が訴願の裁決をしたときは、都道府縣農地委員會は遅滞なく裁決書の謄本を訴願人に對して送付しなければならない。

第五條 自作農創設特別措置法第十三條第一項但書の規定による對價の供託をしないでよい旨の申出をしようとする者は、左の事項を記載した申込書を農林大臣に提出しなければならない。

一 申込者の氏名又は名稱及び住所  
二 當該農地につき先取特權、質權又は抵當權を設定した者又はその承繼人の氏名若しくは名稱

第七條の二 自作農創設特別措置法第十五條第二項において準用する同法第十三條第一項但書の規定により對價の供託をしないでよい旨の申出をしようとする者は、左の事項を記載した申込書を農林大臣に提出しなければならない。

一 第五條第一號、第五號及び第六號に掲げる事項  
二 當該農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地又は建物につき先取特權、質權又は抵當權を設定した者又はその承繼人の氏名若しくは名稱

三 農業用施設については、その所在、地番、地目、面積、水の使用に關する權利については、その内容、立木については、その所在、樹種及び數量及び土地臺帳法による賃賃價格、建物については、その所在、延坪數、延坪數及び家屋臺帳法による賃賃價格  
四 當該農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地又は建物の上にある擔保權の種類、それによつて擔保せられる債權の額及び内容

第七條の二 自作農創設特別措置法第十六條第一項又は第二十八條第三項（同法第五項において準用する場合を含む。）の規定により賣り渡す農地の對價は、同法第三條の規定により買収した農地又は第二十八條第一項（同法第五項において準用する場合を含む。）の規定による買取に因つて取得した農地を賣り渡す場合にあつては當該買取における農地の對價により、その他の農地を賣り渡す場合にあつては同法第六條第三項本文の規定を準用してこれを定める。

自作農創設特別措置法第六條第三項但書の規定は、前項の對價につきこれを準用する。



第七條の三 自作農創設特別措置法施行令第十七條第六項(同令第三十條において準用する場合を含む。)の規定により市町村農地委員会が都道府縣農地委員会の承認を申請するには、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府縣農地委員会に提出しなければならない。

一 自作農創設特別措置法施行令第十七條第一項第三號第五號又は第六號に規定する賣渡の相手方たるべき者の氏名及び住所並びに同居の親族又はその配偶者で耕作の業務に従事することのできるものの數

二 前號の二人以上の賣渡の相手方を生じた事情

三 市町村農地委員会が賣渡を相當とする者の氏名及びその者に賣り渡すことを相當とする事由の詳細

四 その他必要な事項

第八條 自作農創設特別措置法第十七條の規定により農地の買受の申込をするには、左に掲げる事項を記載した申込書を當該農地のある市町村に設置された市町村農地委員会に提出しなければならない。

一 申込者の氏名又は名稱及び住所

二 買受けるべき農地の所在、地番、地目及び面積

三 買受ける場合の希望價格及び對價の支拂の方法

四 その他必要な事項

第八條の一の二 自作農創設特別措置法第二十二條第二項(同法第二十九條第二項において準用する場合を含む。)の省令で定める公告は、同法施行令第十二條第一項又は同令第二十三條第一項の決定のあつた土地については、同令第十二條第一項(同令第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定する承認の申請書の寫、同法第二十三條の規定による交換に因つて政府が取得した農地については、同條第一項に規定する指示書の寫を以て市町村農地委員会がこれを行う。

自作農創設特別措置法第四十一條第五項において準用する同法第二

十二條第二項の省令で定める公告は、同法施行令第三十一條第一項の決定のあつた土地については、左に掲げる事項につき都道府縣農地委員会がこれを行う。

一 當該土地の所在及び區域

二 農林大臣が管理を開始する時期

三 その他必要な事項

前項の規定により都道府縣農地委員会が公告をしたときは、遲滞なくその旨を當該土地のある市町村に設置された市町村農地委員会に通知しなければならない。

市町村農地委員会は、前項の通知を受けたときは、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

第八條の二 自作農創設特別措置法第二十二條第八項(同法第二十九條第二項、同法第四十條の五第四項、同法第四十條の六第三項及び同法第四十一條第五項において準用する場合を含む。)において準用する同法第十三條第一項但書の規定により補償金額の供託をしなくてもよい旨の申出をしようとする者は、左の事項を記載した申込書を農林大臣に提出しなければならない。

一 第五條第一號、第三號、第五號及び第六號に掲げる事項

二 自作農創設特別措置法第二十二條第一項の規定により消滅する權利につき先取特權、質權若しくは抵當權を設定した者又はその承繼人の氏名若しくは名稱

三 當該擔保權の種類、それによつて擔保せられる債權の額及び内容

第九條 自作農創設特別措置法第二十三條第五項の規定により都道府縣農地委員会が裁定をしたときは又は自作農創設特別措置法第二十五條第六項の規定により市町村農地委員会が裁定をしたときは、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会は、遲滞なく裁定書の謄本を申立人に對して送付しなければならない。

第十條 自作農創設特別措置法第十六條(同法第二十八條第四項第五項

及び同法第二十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による農地の賣渡を受けた者又はその者から當該農地の所有權を承繼した者が當該農地についての自作をやめようとするときは、左の事項を當該農地のある市町村に設置された市町村農地委員会を経由して都道府縣知事に届出なければならない。

一 届出者の氏名又は名稱及び住所

二 當該農地の所在、地番、地目及び面積

三 自作をやめようとする事由(一時自作をやめようとする場合はその期間)

四 その他必要な事項

第十一條 市町村農地委員会は、自作農創設特別措置法第十六條(同法第二十八條第四項第五項及び同法第二十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による賣渡を受けた者若しくはその者から當該農地の所有權を承繼した者が同法施行令第二十二條第一項各號に規定する以外の事由で當該農地についての自作をやめようとするものと認めるときは、前條各號に準じその旨を都道府縣知事に報告しなければならない。

第十一條の二 自作農創設特別措置法第二十八條第三項(前條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)の命令で定める場合は、農林大臣又は都道府縣知事において當該農地の使用目的の變更を相當と認める場合とする。

第十二條 自作農創設特別措置法第二十九條の規定により買受の申込をするには、買受けようとする農業用施設、水の使用に關する權利、立木、土地又は建物のある市町村農地委員会に對して左に掲げる事項を記載した申込書を提出しなければならない。

一 申込者の氏名及び住所

二 買受けようとする農業用施設についてはその所在、種類及び構造の概要、水の使用に關する權利については、その内容、立木につ

第十八類 産業 第一編 農業

いては、その所在、樹種及び數量、土地については、その所在、地番、地目、面積及び土地臺帳法による賃賃價格、建物についてはその所在、建坪數、延坪數及び家屋臺帳法による賃賃價格

三 買受けようとする希望價格及び對價の支拂方法

四 その他必要な事項

第十三條 都道府縣知事が、自作農創設特別措置法施行令第二十二條の規定により買取の申入をするには、左に掲げる申入書を、自作若しくは管理をやめようとする者又は同法第十六條第三項の省令に違反した者に交付しなければならない。

一 買取るべき土地物件又は權利の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 當該土地物件又は權利の所在、地番、地目及び面積

三 當該土地物件又は權利の對價及びその支拂方法

四 買取の時期

五 その他必要な事項

第十三條の二 自作農創設特別措置法第二十八條第二項(同條第五項及び同法第四十一條第四項において準用する場合を含む。)及び同法第三十一條第三項(同法第三十七條第二項及び同法第三十八條第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第六條第三項本文又は同項但書の規定により都道府縣知事の認可を受けるには、第二條又は第三條の規定を準用する。

第十三條の三 自作農創設特別措置法第三十條の二第三項但書の省令で定める場合は、左に掲げる場合とする。

一 行政官廳が都道府縣知事と協議して同項各號の一に該當する行為をしようとする場合

二 農林大臣又は農林大臣の指定する者が、農地の開發のために同項各號の一に該當する行為をしようとする場合

三 土地物件の保存又は危険豫防のために同項第一號又は第二號に該



當する行為をしようとする場合  
**第十四條** 都道府縣農地委員會が自作農創設特別措置法第三十一條第一項(同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。)に規定する未墾地買収計畫を定めるには、當該未墾地買収計畫について都道府縣開拓委員會に諮問しなければならない。但し、農林大臣が中央開拓委員會議に、又は都道府縣知事若しくは都道府縣農地委員會が都道府縣開拓委員會に諮問して農地の開發に又は開發後における土地の利用に供することを適當と認める土地、權利、立木又は建物その他の工作物につき都道府縣農地委員會が未墾地買収計畫を定める場合には、この限りでない。

**第十五條** 都道府縣農地委員會又は市町村農地委員會が自作農創設特別措置法施行令第二十五條第一項但書の規定により認可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書を都道府縣知事に提出しなければならない。

- 一 當該土地の所在、地番、地目及び面積
- 二 認可を受けようとする事由
- 三 當該土地の賃貸價格
- 四 近傍類似の農地の時價
- 五 近傍類似の土地の時價
- 六 當該土地の上に生立する竹木がある場合には、近傍類似の竹木の時價

七 當該土地の交通の良否及び利用狀況

八 その他参考となるべき事項

**第十六條及び第十七條** (削除)  
**第十八條** 都道府縣農地委員會が自作農創設特別措置法第三十二條第一項(同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。)に規定する行為をするには、豫めその土地の占有者にこれを通知しなければならない。但し、通知をすることができない場合その他特別の事情がある

場合においては、公告を以てこれに代えることができる。この場合において、第四十條の五第一項において準用する第三十二條第一項に規定する行為をする者が市町村農地委員會である場合には、「都道府縣農地委員會」とあるのは、「市町村農地委員會」と読み替へるものとす。

前項の通知又は公告には、立入の目的、場所並びに時期及び期間を示さなければならない。  
 第一項但書の公告は、立ち入るべき土地の所在地の市町村の事務所に掲示場に三日以上の間掲示してこれをしなければならない。  
 自作農創設特別措置法第三十二條第二項(同法第三十七條第二項及び第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)の規定により同法第三十二條第一項の規定を準用する場合には、前三項の規定を準用する。

**第十九條** 自作農創設特別措置法第三十三條第一項(同法第三十七條第二項及び第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による收去は都道府縣知事が、左に掲げる事項を記載した收去令書を當該物件の所有者又は占有者に交付して、これを行はせるものとする。  
 一 當該物件の所有者又は占有者の氏名又は名稱及び住所  
 二 當該物件の所在、種類及び數量  
 三 收去の期限  
 四 その他必要な事項

**第二十條** 自作農創設特別措置法第三十三條第二項(同法第三十七條第二項及び第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)の規定により買収を請求しようとする者は、前條の令書の交付があつた後一箇月以内(收去の期限が一箇月以内であるときは、その期限以内。)に、當該物件を收去することに因つて當該物件を従來用いた目的に供することができない事由を記載した請求書を都道府縣知事に提出しなければならない。

**第二十一條** 自作農創設特別措置法第三十三條第四項(同法第三十六條第三項及び同法第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)同法第三十四條(同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。)及び第四十條第一項において準用する同法第三十三條第一項但書の規定による對價の供託をしないで、同法第三十三條第一項但書の規定及び第七條の二の規定を準用する。

**第二十二條** 自作農創設特別措置法第三十六條第一項(同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定により買収を請求しようとする者は、權利、土地、立木又は工作物につき同法第三十四條において準用する同法第九條第一項の令書の交付又は公告があつた後一箇月以内に請求書を都道府縣知事に提出しなければならない。

前項の權利、土地、立木又は工作物を従來用いた目的に供することが著しく困難となる事由に因り前項の請求をする場合には、前項の請求書にその事由を記載しなければならない。

**第二十三條** 都道府縣知事が自作農創設特別措置法第三十七條第二項において準用する同法第三十一條第五項の規定により同法第三十七條第一項に規定する土地(當該土地の上にある立木を含む。)に係る未墾地買収計畫につき認可をするには、豫め農林大臣の承認を受けなければならない。

**第二十四條** 自作農創設特別措置法第三十八條第一項の面積は、北海道にあつては四十町歩、都府縣にあつては十町歩とする。

**第二十五條** 自作農創設特別措置法第三十八條第一項に規定する未墾地買収計畫において、買収すべき土地として定められた土地の全部又は一部がその開發につき同法施行令第二十八條に規定する制限又は禁止の規定の適用のあるときは、都道府縣農地委員會が當該未墾地買収計畫につき同法第三十八條第二項において準用する同法第八條の規定による承認をする場合には、第十四條の規定を準用する。

**第二十六條** 自作農創設特別措置法第三十八條第二項において準用する

同法第三十二條第一項の場合には、第十八條第一項乃至第三項の規定を準用する。

**第二十七條** 市町村農地委員會又は都道府縣農地委員會が自作農創設特別措置法第二十二條第四項(同法第二十九條第二項、第三十九條第三項、第四十條の五第四項、第四十條の六第三項及び第四十一條第五項において準用する場合を含む。)の規定により認可を受けようとするときは、左の事項を記載した申請書を都道府縣知事に提出しなければならない。

- 一 補償を受けようとする者の氏名又は名稱及び住所
- 二 同法第二十二條第一項(同法第二十九條第二項及び第四十一條第五項において準用する場合を含む。)の規定により消滅した權利、同法第三十二條第一項(同法第三十七條第二項、第三十八條第二項及び第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)の規定による行為に係る土地、同法第三十三條第四項(同法第三十七條第二項及び第四十條の五第一項において準用する場合を含む。)同法第三十四條(同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。)及び同法第四十條の五第一項において準用する同法第十二條第一項の規定により消滅する權利、第四十條の六第一項の規定により消滅する權利又は同法第三十五條(同法第三十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定により行為を停止された權利の表示
- 三 買収の場合にあつては、買収の時期、使用の場合にあつては、使用の時期、期間及び權利の消滅すべき時期を指定する場合にあつては、その指定の時期
- 四 補償の事由
- 五 補償金額
- 六 その他参考となるべき事項

前項の申請書には、損失補償金額算出明細書を添付しなければならない。



第二十八條 市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会が自作農創設特別措置法第二十二條第五項(同法第二十九條第二項、第三十九條第三項、第四十條の五第四項、第四十條の六第三項及び第四十一條第五項)において準用する場合を含む。の規定により補償金額の通知をするに、左に掲げる事項を記載した通知書を補償を受けるべき者に交付してこれをしなければならぬ。

- 一 前條第一項第一號乃至第五號に掲げる事項
- 二 補償金額の支拂の方法及び時期
- 三 その他必要な事項

都道府縣知事が自作農創設特別措置法第三十九條第三項又は第四十條の五第四項において準用する同法第二十二條第五項の規定により補償金額の通知をする場合には、前項の規定を準用する。この場合において、前條第一項第一號乃至第五號に掲げる事項とあるのは、同法第三十三條第一項(同法第三十七條第二項及び第四十條の五第四項)において準用する場合を含む。の規定による除去に係る補償については、「同法第三十三條第一項(同法第三十七條第二項及び第四十條の五第四項)において準用する場合を含む。の規定による除去に係る物件の表示、除去の時期及び場所並びに前條第一項第一號、第四號及び第五號に掲げる事項」と読み替へるものとする。

第二十八條の二 自作農創設特別措置法第四十條の二第四項第二號の規定により都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が同條第一項第三號の面積(この者が同法第三條の規定による買収を受けることのない農地の面積を控除して得た面積以下本條において同じ。)の二割五分を超える面積の牧野について牧野買収計畫を定める場合には、豫め都道府縣知事の指定する都道府縣又は市町村の専任職員組織する團體に諮問しなければならない。

前項の場合には、自作農創設特別措置法第四條の規定を準用する。

第二十八條の三 農林大臣が自作農創設特別措置法第四十條の三第四號の規定による指定をしたときは、遅滞なく當該牧野の所在及び區域並びにその所有者の氏名又は名稱及び住所を公示しなければならない。

第二十八條の四 自作農創設特別措置法第四十條の四第一項の省令で定める場合は、同法第四十條の二の規定により買収すべき牧野で左の各號の一に該當するものにつき都道府縣農地委員会において自ら同法第四十條の四の規定による牧野買収計畫を定めることを相當と認める場合とする。

- 一 主として牧野のある市町村の區域外から新たに入植者をいれることを相當とする牧野
- 二 以上の市町村の區域にわたる牧野

第二十八條の五 都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会が自作農創設特別措置法第四十條の二第一項第三號に規定する面積を超える面積の牧野を有する者の牧野につき自作農創設特別措置法第四十條の四第一項の規定による牧野買収計畫又は同法第四十一條第二項において準用する同法第十八條の規定による牧野賣渡計畫を定める場合には、第二十八條の二の規定を準用する。

第二十八條の六 市町村農地委員会又は都道府縣農地委員会が同法第四十條の四第二項の規定により牧野、立木、建築物その他の工作物又は権利の對價を定めるには、中央農地委員会の定める基準によらなければならない。

自作農創設特別措置法第四十條の四第三項の規定により定める牧野の對價は、當該牧野の近傍類似の農地の時價に中央農地委員会の定める割合を乗じて得た額を超えてはならない。

第二十八條の七 都道府縣農地委員会は、自作農創設特別措置法第四十條の六第一項に規定する指定をするには、指定を受けるべき牧野及び當該牧野につき同法第四十條の五第一項において準用する同法第十二

條第二項の規定により設定された権利の消滅すべき時期を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

都道府縣農地委員会は、前項の指定をしたときは、遅滞なく當該牧野の所在及び區域並びに當該権利の消滅すべき時期を公告し、且つ當該権利を有する者で知れているものにその旨を通知しなければならない。

前項の公告は、當該権利の消滅すべき時期の前三十日目までに、これをしなければならない。

第二十九條 自作農創設特別措置法第四十一條第二項第四項及び同法第四十一條の三第二項において準用する同法第十七條の規定により申込をしようとする者は、左に掲げる事項を記載した申込書を提出しなければならない。

- 一 申込者の氏名又は名稱、住所及び職業(法人にあつては、職務の種類)。
- 二 申込の目的となる土地、権利、立木又は工作物の表示
- 三 希望價格及び對價の支拂の方法
- 四 第二號に掲げるものを必要とする事由
- 五 賃借、貸付又は使用収益の場合にあつては、その期間
- 六 その他必要な事項

前項の申込書は、當該土地、権利、立木又は工作物が自作農創設特別措置法第四十一條の三第一項に規定するものである場合にあつては、都道府縣知事に、同法第四十一條第一項各號に掲げるもの(市町村農地委員会の定めた未墾地買収計畫又は牧野買収計畫により買収したものを除く)である場合にあつては、都道府縣農地委員会に、市町村農地委員会の定めた未墾地買収計畫又は牧野買収計畫により買収したものである場合にあつては、市町村農地委員会に提出しなければならない。

第三十條 自作農創設特別措置法第四十一條の規定により同條第一項に規定する土地の賣渡を受けた者又はその者から當該土地の所有権を承継した者が當該土地について自作(當該土地の開発を含む。)をやめようとする場合には、第十條乃至第十一條の二の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村農地委員会」とあるのは、當該土地が市町村農地委員会の定めた未墾地買収計畫又は牧野買収計畫により買収したものである場合を除いて、「都道府縣農地委員会」と読み替へるものとする。

第三十一條 都道府縣農地委員会が自作農創設特別措置法施行令第三十一條第一項の規定をする場合には、第十四條及び第二十八條の五の規定を準用する。

第三十一條の二 政府が、自作農創設特別措置法第四十一條の二第一項の規定により使用させるには、都道府縣知事が同項の規定により申し出た者に對し通知書を交付して、これをすることを要する。

第三十一條の三 自作農創設特別措置法第四十一條の二第二項の命令で定める場合は、同條第一項の規定による使用に係る土地が當該土地の近傍類似の農地と同程度の生産をあげることができるときにおいて都道府縣知事が使用を有償とするのを相當と認める土地を使用させる場合とする。

第三十一條の四 自作農創設特別措置法第四十一條の三第一項に規定する賣渡のあつた土地の對價は、賣渡通知書に記載する賣渡の時期から二年間据え置き、その後二十二年間に元利均等年賦支拂の方法によつて毎年一回利子と同時に支拂うものとし、利率は、年三分六厘五毛とする。

前項の利子は、賣渡の時期から、これを附するものとする。

第三十二條 自作農創設特別措置法第四十二條の規定による許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を都道府縣知事に提出しなければならない。



- 一 申請人の氏名又は名稱及び住所
- 二 當該土地、農業用施設、工作物又は立木の表示
- 三 當該行為をする必要のある理由
- 四 當該行為の程度又は内容
- 五 當該行為の時期
- 六 その他参考となるべき事項

第三十二條の二 自作農創設特別措置法第四十四條の四の規定により政府又は同法第十六條(同法第二十八條第四項第五項、同法第二十九條第二項及び同法第四十一條第四項)において準用する場合を含む。同法第二十八條第三項(同法第五項及び同法第四十一條第四項)において準用する場合を含む。若しくは同法第四十一條第一項の規定による當該土地若しくは建物の賣渡若しくは、同法第四十一條の三第一項に規定する當該土地の賣渡を受けた者が支拂うべき金額は、これらの者が當該土地又は建物を所有する期間の月割計算によりこれを定める。但し、月の端数が十五日を超える場合は、これを一月とし、十五日を超えない場合は、これを算入しない。

前項の金額の支拂方法は、政府による支拂の場合を除いて、市町村農地委員会がこれを定める。

第三十二條の三 自作農創設特別措置法第四十六條第二項の省令で定めるものは、左に掲げるものとする。

- 一 都道府縣
- 二 市町村

三 耕作又は養畜の業務を営む者の組織する農業協同組合その他の團體で中央農地委員会、都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の指定するもの

第三十三條 自作農創設特別措置法第四十七條第一項の規定により市町村農地委員会の権限に属させた事項を都道府縣農地委員会が處理する場合には、この規則により市町村農地委員会の處理すべき事項は、都道府縣農地委員会が、これを處理し、同法第三項及び同法施行令第三

十九條第一項の規定により都道府縣農地委員会の権限に属させた事項を都道府縣知事又は中央農地委員会が處理する場合には、この規則により都道府縣農地委員会が處理する事項は、都道府縣知事又は中央農地委員会が、これを處理し、同法第四十七條第五項又は同法施行令第三十九條第三項の規定により都道府縣知事又は都道府縣農地委員会の権限に属させた事項を農林大臣が處理する場合には、この規則により都道府縣知事又は都道府縣農地委員会が處理する事項は、農林大臣が、これを處理するものとする。

第三十四條 この省令中市町村農地委員会に關する規定は、地區農地委員会の設けられている市町村の地區にあつては、地區農地委員会にこれを適用する、この場合において、第十八條第三項中「市町村の事務所」とあるのは、「地區農地委員会の事務所」と讀み替へるものとする。

第三十五條 この省令中都道府縣又は都道府縣知事に關する規定は、特別市の指定があつたときは、昭和二十三年十二月三十一日までは、當該特別市の區域を含む指定前の都道府縣又はその知事に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別區のある地にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政區又は行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適用する。

第三十六條 この省令は、昭和二十一年十二月二十九日から、これを施行する。

附 則

第三十七條 この省令施行の際現に開發中の土地で都道府縣知事の指定したものであるものは、第十四條(第二十五條及び第三十一條)において準用する場合を含む。に規定する諮問は、これを要しない。

第三十八條 農地調整法施行規則の一部を次のように改正する。(省略)

### ●自作農創設特別措置法施行令の規定による均等年賦支拂の方法

(昭和二十二年四月十九日)  
農林省令第二十九號

自作農創設特別措置法施行令第二十七條第三項の規定により同項の均等年賦支拂の方法を次のように定める。

自作農創設特別措置法施行令第二十七條第一項に規定する賣渡のあつた土地の對價は、賣渡通知書に記載する賣渡の時期から二年間措置き、その後二十二年間に元利均等年賦支拂の方法によつて、毎年一回利子と同時に支拂うものとし、利率は、年三分六厘五毛とする。

前項の利子は、賣渡の時期から、これを附するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

### ●開拓財産臺帳規則

(昭和二十二年五月九日)  
農林省令第四十九號

自作農創設特別措置法施行令第三十五條第一項に基いて開拓財産臺帳規則を、次のように定める。

開拓財産臺帳規則

第一條 この規則において開拓財産とは、政府が、自作農創設特別措置法第三十條、第三十三條第二項、第三十六條、第三十七條又は第四十

一條第三項の規定により買収し、使用し又は買収した土地、権利及び立木竹、工作物その他の物件並に同法施行令第三十一條第一項の決定のあつた國有財産をいう。

第二條 開拓財産に關し、農地事務局長は、開拓財産臺帳及び開拓財産一時貸付臺帳を備え、これを保存整理しなければならない。

第三條 開拓財産臺帳及び開拓財産一時貸付臺帳は、開發されるべき土地の地區毎にこれを調製するものとする。但し、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第四條 開拓財産臺帳は、土地、権利、立木竹、建物、建物以外の工作物及びこれらの以外の物件に分け、各別にこれを調製し、左の事項を記載しなければならない。

一 土地については、その面積、權利については、その種類、立木竹については、その數量、建物及び建物以外の工作物については、その種類及び數量、その他の物件については、その種類

二 買収、使用若しくは買取の場合の對價又は管理換若しくは所屬替の場合の價格

三 買収、使用、買取、管理替の時期

四 賣渡、賃貸、管理換、所屬替、取毀又は消滅の時期、數量及び對價又は價格

五 その他必要な事項

第五條 開拓財産一時貸付臺帳は、貸付又は使用収益にかかる土地、權利、立木竹、建物及び建物以外の工作物に分け、各別にこれを調製し左の事項を記載しなければならない。

一 土地については、その面積、權利については、その種類、立木竹については、その數量、建物及び建物以外の工作物については、その



千キナV-49

第十八類 産業 第一編 農業

種類及び数量

二 相手方の氏名又は名

三 用途

四 時期及び期間

五 貸付又は使用収益通知書の日附及び番號

六 その他必要な事項

第六條 開拓財産臺帳及び開拓財産一時貸付臺帳には、土地についての略圖を添附しなければならない。

附則

この規則は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。



